

# LPガス 事業団広報

2024.1.15 No.226

一般財団法人  
全国LPガス保安共済事業団

# LPガスの安全・安心は期限管理から

『LPガス安心サポート推進運動』を支援しております。

## 供給機器の交換期限

保安確保機器	年数	
	(Ⅰ類)	(Ⅱ類)
調整器	10年	7年
高圧ホース	10年	7年
低圧ホース	10年	7年
ガスメーター（法定検満期間）	7年・10年	

液石法告示第121号第5条「期限管理」に基づく。

マイコンメーターの検定有効期間は  
7年または10年

圧力調整器・高圧ホース・低圧ホース  
の交換期限は7年または10年



期限表示シール(例)



製品には、このような期限表示シールが貼付されております。

# JLIA

一般社団法人  
日本エルピーガス供給機器工業会

〒105-0004 東京都港区新橋5-20-4 (新虎サウスビル3F)  
TEL 03-5777-1974 FAX 03-5777-1985

令和6年度能登半島地震によるすべての被災者の方々に、こころからお見舞いを申し上げます。

なお、本誌については、令和5年12月28日時点での情報をもとに作成しております。

## 広報 No.226 目次

1. 年頭のご挨拶	
一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団 理事長 山田 耕司	1
2. 年頭のご挨拶	
経済産業省産業保安グループ ガス安全室長 山下 宜範	2
3. 講演「最近のLPガス保安行政について」	
経済産業省産業保安グループ ガス安全室室長補佐 榎本 宏	4
4. 経済産業省からの通知文書	
(1) 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について(要請) (令和5年10月25日)	46
(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び 解釈の基準について等の一部を改正する規程等について(通知)(令和5年12月15日)	52
5. 連載 LPガス保安優良事業者を訪ねて	
帯ガス燃料株式会社 (北海道帯広市)	56
有限会社梶野商店 (福井県敦賀市)	60
6. 2022年度LPガス事故集計表(2023.11.30現在)	65
7. LPガス販売事業者家庭業務用ガス統計	
消費者戸数ならびに販売トン数規模別分布状況(2022年度契約最終集計)	85
8. 2023年度契約 全L協・全農契約集計表	100
9. 編集後記	102

【御案内】 LPガス事業団が実施している第三者被害救済事業について



# 年頭のご挨拶

一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団  
理事長 山田 耕司

令和6年（2024年）の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年は当財団の運営につきまして、ご理解とご支援を賜り深く感謝申し上げます。おかげさまで財団事業として微力ながら、LPガス事業に係る保険制度の推進と、事故情報の分析・周知を図ることができました。今年も引き続き両事業の着実な実施を通じ、消費者の保護を図り、社会に貢献してまいります。

今年は、リスクの多様化と賠償意識の変化を踏まえ、LPガス事業者賠償責任保険制度の見直しを予定しています。業務過誤による賠償事故とサイバー攻撃等を起因とする賠償事故を基本補償に加え、補償範囲の拡大と保険料改定を行います。新しい制度が、社会インフラであるLPガス事業をより強固に支え、持続的・安定的な制度として、消費者の方々が安心してLPガスをご利用いただく一助となることを期待しております。

この広報誌は、LPガスに関する事故情報の提供のため、当財団の公益事業のひとつとして継続的に発行しています。昨年からは省資源・カーボンニュートラルを目的に、電子媒体による提供への移行を進めております。LPガス事業に係る関係者の皆さまに、保安推進のための資料としてお役立ていただければ幸いです。

これからも当財団の安定的な運営に取り組み、皆さまのお役に立つよう努めてまいります。末筆ではございますが、皆さまのご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

# 年頭のご挨拶

経済産業省産業保安グループ

ガス安全室長 山下 宜範

## 1. はじめに

令和6年（2024年）の新春を迎え、謹んでお喜び申し上げます。関係者の皆さまにおかれましては、日頃よりL Pガスの保安行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年は、1月に北日本から西日本の広範囲で記録的な大雪や暴風、低温を観測しました。5月には石川県能登地方で最大震度6強の揺れを記録した地震が発生し、7月には梅雨前線による全国の広範囲にわたる記録的な大雨はじめ多くの自然災害が日本列島を襲いました。しかしながら、これらの地震や台風・大雨等において、ガス設備に甚大な被害が発生しなかったことは、皆さまが日頃から防災対策に取り組まれてきたという御努力の賜物であると考えております。

## 2. 近年の事故傾向

L Pガスの事故の発生状況につきましては、事業者の皆さまによる保安活動などにより直近5年間において、死傷者が伴うような事故の件数は減少傾向である一方で、昨年は、4年ぶりに一酸化炭素中毒事故が発生しました。これらの一酸化炭素中毒事故は業務用厨房施設で発生しております。また雪害等の自然災害については、今年度の調査事業において、雪害等が発生する傾向にある地域や建物等の特徴等について調査・分析を実施しております。消費者起因の事故については、例年10月に「L Pガス消費者保安月間」を実施し、関係団体等の皆さまにご協力いただき、L Pガスをお使いの皆さまの保安意識の向上を図ることを目的として、事故防止のための保安啓発活動を集中的に実施しております。業務用施設における事故については、例年開催している一酸化炭素中毒事故連絡会議において、業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故防止の取組み等について、業界団体の皆さま、関係省庁と意見交換をしており、昨年10月には「食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について（要請）」として、業界団体の皆さま、関係省庁に対して要請文を发出しております。引き続き事故の低減に向けた取り組みを実施してまいります。

また、他工事事業者による事故の発生件数が増加しています。他工事事故の防止のためには、工事を行う事業者に対して、埋設管や隠蔽管の存在の周知、事前協議の徹底等の対策を継続的に行い、粘り強く周知・徹底を進めていくことが重要です。我々も、昨年3月、関係省庁や関係業界に対して「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について」と題した協力要請文を发出しており、今後も引き続き他工事事故防止に係る協力依頼等を実施してまいります。

### 3. 昨年の制度改正及び今後の展望について

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日）を踏まえ、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の関係法令の改正を行いました。現場における保安検査や調査を補完・代替する「スマート保安」の導入が促進されることを期待しております。また、集中監視システムの導入により消費者のLPガスの利用状況を常時監視し、保安レベルを向上させる事業者を認定する「認定販売事業者制度」も引き続き進めていく所存です。

また、テクノロジーは進展しておりますが、LPガスの保安の確保には、やはり現場において保安に携わる皆さま方の日々の活動が果たす役割が大きいと思います。今後とも、現状の高い保安レベルを保っていく上では、所要の知識・技術を有する人材がこれまで以上に欠かせないことから、保安人材の育成に引き続き注力してまいります。

### 4. おわりに

皆さまにおかれましては「液化石油ガス安全高度化計画2030」で掲げる高度化目標の達成に向けて、死亡事故をはじめとする重大事故の撲滅等、高度化計画の各項目に関して一層の取組を行っていただきたいと思います。LPガスは全国の半数近い世帯に普及しており、今日の繁栄は、利便性や多様性、エネルギー情勢だけでなく、先人たちの努力で築かれてきた高い安全性という土台の上に成り立っていると思います。

LPガス事業における安全の確保と、関係者皆さまのますますの御発展、御活躍を祈念いたしまして、私からの新年の御挨拶とさせていただきます。

2023年12月15日

2023年度 専務理事・事務局長会議

## 最近のLPガス保安行政について

経済産業省 産業保安グループ ガス安全室室長補佐  
榎本 宏

一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団



2023年12月15日にWEBで開催された当事業団主催の専務理事・事務局長会議において、経済産業省産業保安グループガス安全室の榎本宏室長補佐から「最近のLPガス保安行政について」と題してご講演をいただきました。ここに配布資料とともに講演概要を掲載します。ぜひご一読ください。

# 最近のL Pガス保安行政について

経済産業省 産業保安グループ  
ガス安全室室長補佐 榎本 宏

ただいまご紹介いただきました経済産業省ガス安全室でL Pガスを担当しております榎本と申します。よろしくお願いいたします。

「最近のL Pガス保安行政について」話をさせていただきます。今日の話は大きく分けて4つになります。

## 《立入検査、事故》

まず立入検査、事故に関してですが、事故については、2018年から2022年までのデータによれば、今は上昇傾向にあるという状況になっています。2022年の事故で一番多かったのが他工事による事故、そして全体では直近5年平均205.6件に対し261件（前年比41件の増加）となってしまっています。一方で、死亡事故やCO中毒事故は発生していないという状況が4年くらい続きましたが、残念ながら2023年はCO中毒事故が現時点で私のところに報告がきているだけで4件発生してしまっております。負傷者は26名で前年比5名の増加、原因者別では他工事事業者によるものが72件、27.6%発生しており、ここ数年は高止まりの傾向にあります。

一方で、L P販売事業者等起因の事故が2021年の41件から65件と1.5倍に急増しています。他工事の陰に隠れていますが、L P販売事業者等の方が注意していただければ減らせる事故ということで、ぜひ注目していただければと思います。

このL P販売事業者起因の事故を原因別に見た時に、容器交換時のミス、腐食等劣化、工事、作業ミスは2021年と大きな変化はないですが、大きな変化があったのはその他のところで、28件のうち11件が雪害等の自然災害となります。これは2022年の特徴で、2023年はここが非常に少なくなっていると考えられます。一方、残り17件についてみていただくと、例を挙げておりますが、ほとんどがヒューマンエラーに起因するものとなっております。ヒューマンエラーは、皆様の改善で無くせるものですので、ぜひ今後の教育に生かしていただければと思います。

雪害対策は、去年雪害が多かったので挙げていますが、屋根から雪が落ちてきて壊されてしまった事故が結構多いので、ぜひ対策を取っていただければと思います。

それから、他工事については72件と多いですが、他工事の例を二つほどご紹介したいと思います。一つは、アパートのオーナー様から依頼を受けた解体業者が、バルク貯槽を撤去しようとした時に受け入れバルブが外れ、残っていたガスが漏えいしてしまうという事故が起きています。これは、当該バルク貯槽からの切り替え前に、（6年前まで）使用していたL Pガスを供給業者が撤去しないでそのまま放置していたということです。ただバルク貯槽が壊されただけだったものが、残ガスがあったということでガス漏えい事故になってしまったというケー

スでございます。これは防げる事故だったのではないかと思います。

それからもう一つ事例をご紹介します。消費者からガスがつかないと連絡を受けて出動しました。現場では、埋設配管が破損してガスが漏れいしているということが確認されています。ここは、個人住宅が建っている団地で戸建ての7戸に集団供給をしていたのですが、うち2戸は取り壊されて空き地になっているという状況で、この空き地の整地をしていた工業者が重機によって破損させてしまったということでございます。おそらくこれは自己防衛という部分があるかと思いますが、集合供給の供給管については、何らかの形で「ガス管が埋まってるよ」ということがわかるような工夫というものをぜひしていただければと思っております。実はこの件については、今年我々の方で、消費者団体の方にお話しをする機会があったので、その時にもお話しをしております。13ページの絵にもありますように、自転車の走っている道路面の下のガス管、あなたの住宅団地の下にもこういうガス管があるかもしれませんよ、ということで注意してくださいというお願いをしております。

14ページが、先ほども挙げましたが液化石油ガスの事故の概要でございます。CO中毒が今年は発生してしまったということ、他工事については高止まりと申し上げましたけれども、このように25%をなかなか切らないような状況が続いているというところです。

そして2023年の事故についてです。数字は紙には残しませんけれども、2023年の事故の傾向を見ると、4月までは去年よりも少ないペースで進んでいます。一方で、5月から8月は去年とほぼ同じ件数で推移しています。また、9月は去年よりも多少少なかったのですが、10月については去年とほぼ同じという状況でございます。ただ、遅れて事故の報告が来る時もあるのでまだ予断は許せません。現状としては、去年よりは減少しここ数年に比べると低い数字になってくれることを期待しているという状況でございます。

## 《制度改正》

続けて制度改正にまいります。

昨年までは、いわゆるコロナ禍という言葉に象徴されるような環境の変化というものがありました。まとめて言うと、自然環境、社会環境、設備とシステムといったものの変化があります。自然災害の激甚化対策ということで、繋がらないインフラでもあるLPガスのニーズが拡大してきているということ、それから、災害時バルクであったり災害時におけるキャンピングカー協定等が結ばれて、災害対応としてのLPのニーズというものも増えてきているということ、それから予見可能性の向上や各事業者におけるBCPの作成、地域防災への貢献ということもあって事業等の継続性というところでも変化が起きています。

社会環境としては、このコロナウイルスの感染拡大と非接触ニーズの顕在化、LPガスのニーズの広がり（これはキャンピングカーとかキッチンカーといったものになります。）、それから世代交代の時期が来ていますね。保安人材の育成とか中堅層を欠く組織内での技術伝承の問題ということが出てきているかと思えます。離島・山間部の過疎化が廃業につながってくるという問題、それから管理の問題、他工事とか空き家、残置容器、容器・貯槽の劣化といったところがあります。

それからデジタル化の問題ですね。これは、この後ちょっと話をします。

通信システムの変化、これは集中監視システム、LPWAを使ったシステムが入っていると

ということで、L Pガスはむしろ都市ガスよりも一歩進んでいると捉えることもできます。また、設備の使用データが蓄積されてきたということで、例えば、去年はバルク貯槽の検査周期の見直しといったことが行われております。

それから液化石油ガス法に関する権限移譲の件です。一部の事業所の方は担当の省庁が変わったという方がいらっしゃるかもしれません。都道府県の業務が政令指定都市に委譲されました。

次に様々な環境で使用されるL Pガスということをございます。多様性と地域性があります。例えば、限られた環境ということ言えば、山小屋の特例であったり、離島・山間部等における地域の実情を踏まえた対応ということ、また全国的に多様な使い方ということでは、認定販売事業者制度があったり、あるいはキャンピングカーに質量販売をしていただく時のルールであったりというものが出てきております。キャンピングカーの規制については、もう皆さん耳にタコができていますかと思しますので簡単にしますが、キャンピングカーなどで販売所や保安機関から30分以内に到着できないこともあるという場合でも、一般消費者等がある一定の講習を受けていただくことで、その方の技量があると判断されますと24ページの真ん中にあるような講習の受講修了証が発行され、それをもって書面契約をしていただくこと、そして、その方ご自身がちゃんと緊急時にこれ以上状況が悪化しないようなどころまで作業をするということを誓約していただくことで、体積販売をしていただけるようになったということをございます。ただ残念ながら、キャンピングカーを愛好されている方から、「売ってくれる事業者が少ない」という声が我々のところに届いていることも事実をございます。25ページ、26ページは、講習の内容と、今、緊急時の対応講習を行っている事業者のリストをございます。この講習実施機関は、我々の方で、講習のテキスト、事業計画を見せていただいて、「これだったらいいですよ」ということを確認した事業者にやっていただくということになっています。なお、事業者に対する支援等は一切行っていませんので、料金の設定を始め、これは商売になると思ってやっていただいているとご理解いただければと思います。大阪のイーエルジー株式会社と公益社団法人千葉県L Pガス協会の2者で、現在実施していただいています。この2者は、どちらもオンライン講習もされていますので、事実上、日本中どこにお住まいでも講習を受けることができるという状況になっております。

続きまして、離島・山間部等における緊急時対応の話をしたと思います。先ほどお話ししましたように、最近、過疎化が進む中で廃業していく事業者もいらっしゃるし、保安機関が廃業することもあります。保安機関が廃業してしまうと、30分以内に駆けつけるという「30分ルール」が守れないケースが出てきてしまうということになります。これに関して、もう既にそういう状況が起きている地域がありますので、どのようにこれを担保されているのかなということを調べてみました。認可等を行う行政庁は30分ルールの原則に係る裁量の余地として、出動して30分以内に消費者宅等に到着できない場合でも、所要の措置が速やかに行われることが確保されているという場合には「特例」を認めています。ただこれは、消費者宅等に出向かなくていいということではなく30分以内に着けなくてもいいというだけのことだということをご理解いただければと思います。

例えばある監督部での事例として、L Pガス販売事業者の販売所がない離島における一般消費者に対して、集中監視システムを導入することで遠隔でもガスを停めることができるようになるので緊急時対応の要件を満たすと判断したとのこと。それから、以前の事例です



が、県内外いずれの保安機関も30分以内に対応できない離島の一般消費者に対し、緊急時対応の特例としてマイコンメーター、ヒューズガス栓、ガス警報機という（集中監視が導入されるまでの）三種の神器を設け、定期供給設備点検・消費設備点検を2年に1回以上という通常の半分の周期で行うことで緊急時対応の要件を満たすという判断をしたこともありました。それから、ある地域では、緊急自動車（都市ガス事業者は結構持ってらっしゃるいわゆる青いパトライトのついたサイレンを鳴らして走る車）の運用を、L Pガスでは珍しく認めて、走行距離40km以内の所まで緊急時対応ができるというふうに判断したこともあったと伺っております。

今後の方向性についてということですが、我々の方では、こういう状況を踏まえて特例というものがあって然るべきと考えております。ただ一方で、全国一律の特例を定めるのはちょっと避けた方がいいのではないかという意見が審議会の方でも出ております。そこで、全国一律ではなく「地域の実情を踏まえて認められた特例の実例」というものを、この保安機関の認定に関する通達に追記をして、こういう事例がありますけれども、この中で、今あなたが審査をされている案件で使えるものがあれば参考にしてください、というような形で、少し広めにこういう特例が認められるような余地を作ろうと考えているところでございます。

続いて、36ページに飛びまして、デジタル原則の話でございます。

最近非常にかしましいので皆様の耳元にも届いているかと思いますが、デジタル化ということが声高に言われています。その中の一つとして、事業所の店頭に表示されているいわゆる金看板を、デジタル庁ではホームページ上でも表示しなさいという話が出てきております。この法律は令和5年6月16日に公布されましたが、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行しますということで、令和6年4月1日になりそうでございます。この法律には一方で除外規定も置かれていますので、例えば、非常に従業員の方が少ない事業者であったり、そもそもホームページをご自身で持ってらっしゃらないようなところは対象から外すというようなことも検討しております。その他にも、常駐規制の問題や目視点検の問題、往訪閲覧・往訪縦覧といったところについても、今徐々に作業を進めているところでございます。

それから、先ほど申し上げました「バルク供給及び充てん設備に関する基準の細目を定める告示」の改正です。今までは20年経った後に5年ごとの開放点検が基本的に定められていたのですが、20年経ったバルクを実際開けてみると、そんなに劣化していないという事例が多くありました。このため、フルメニューでの検査は20年目に1回やっただけであれば、次は40年目まではしなくてもよいということにしました。ただし5年ごとに一部の検査、言うなればバルク貯槽を現場から外さないでできる範囲の検査というものはやっただけになるのですが、バルク貯槽を外さないといけないような検査については、さらに20年後の40年目までしなくてもよいということになりました。これに伴って、KHKS（バルク貯槽等の検査基準）の方も改正をされております。

先ほどデジタル原則の話をしたしましたが、40ページに今取り組んでいるものを一覽にしております。この表の右側のところにあるように、オンライン立入検査の要件について検討を進めておりますが、具体的にどうしていくかは難しいところだと思っています。あと定期検査については、委託事業でどういうふうなことができるかということを検討しています。

それから標識の掲示については、先ほどご紹介いたしましたようにパブリックコメントを、今まさに実施中でございます。業務主任者や代理者の選任、これについても委託事業で検討しております。それから監視員の常駐の件についてもパブリックコメントを実施してはりましたが、これは12月9日で締め切り、今その内容を精査しているところでございます。それから人に関するところ、いわゆる講習に関しては、令和6年度から座学の講習、つまり実技を伴わない講習はオンラインでもできるという形にしています。それから、例えば販売事業者登録制度の閲覧といったものについて、今までは事務所に来ていただいていたわけですが、これがオンラインでできないかということは今検討しているところでございます。

41ページが、デジタル庁の方で示している代表的なアナログ規制ということでございますけれども、「実地監査規制」以外は、40ページでご説明させていただいたとおり、何らかのものが液石法の規制の中にあつたということでございます。規制の見直しは、我々も常に意識しております。委託事業等を使って改訂の可能性を毎年検討しておりますので、もし何かございましたら教えていただければと思います。

## 《高度化計画2030》

続いて高度化計画の話でございます。

高度化計画とは何かというのは、今日ご参加の皆様にはもう当たり前のことだと思っておりますので、結果から入っていきたいと思います。

47ページの安全高度化指標の達成状況でございます。2022年のデータとその前の5年間（2017年～2021年）の平均値を並べたものでございます。2022年度に、残念ながら達成できなかったものが全部で3つあります。まず、販売形態別における質量販売の傷害事故、3件未満の目標が3件。次に起因者別では、消費者でも事業者でもないその他の傷害事故、5件未満のところ6件。最後に、場所別では、業務用施設における傷害事故、11件未満が13件ということでございました。ただ、それぞれ未達成と書いてある文字のすぐ右を見ていただきたいのですが、今までの平均の数字とそう変わっていません。元々非常に難しい項目であるということは認識いたしますが、目標を定めたわけですので、この目標値が2030年に達成できるようぜひ皆様もご尽力いただければと思っております。

それから、我々が非常に重大な事故と捉えていますCO中毒の事故に関しては、これを減らす取り組みを関係省庁でも進めております。今年も9月6日に第14回CO中毒事故連絡会議というものを開催いたしまして、関係省庁の皆様と意見交換をしています。また、CO中毒事故に関し、皆様に対しても、49ページにあるような保安業務ガイドを作ったり、オンラインによる講習を実施したりということを進めているところでございます。それから消費者起因の事故対策として、ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策としてリーフレットやホームページなどを使っての広報を続けています。51ページにあるような資料をご覧になったことがあるかもしれません。さらに、厚生労働省、公益社団法人日本食品衛生協会のご協力の下、飲食店や食品製造業の食品衛生管理者の方に向けて、CO中毒発生の防止について広報をいただいております。

ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策として、もう一つ有効なものとしてガス警報器があります。こちらについても、いろいろな形でガス警報機設置の重要性を我々の方でも広

報させていただいているところです。そしてその他の事故防止対策ですが、2023年3月10日に経済産業省から関係業界に対して「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について」という協力要請を出しております。ぜひ販売事業者の方でも他工事業者と何らかの形で結びついて工事の情報を得るといふこと、あるいは自分たちの供給管が埋まっているといふことを積極的にアピールするといふことに努めていただければと思っております。

あと他工事業者関係といふことでは、少し戻り48ページの下の方になりますが、同じく本年3月10日に国土交通省に対し「住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞によるCO（一酸化炭素）中毒事故の防止について」という依頼文書も出しております。

53ページに戻りまして、このページの下のところを見ていただければと思っております。委託事業でもいろいろ検討しておりますが、他工事事故を防ぐための一つの考え方として、この3つの項目があります。まず、契約終了後は速やかにLPガスの供給装置、少なくともその先にある容器は撤去しましょうといふことです。次に、一般消費者の方にも、掘削工事がある時は液化石油ガス販売業者に連絡してもらうことを願います。3つ目は埋設管の表示です。ここでは一応300kg以上となっておりますが、地盤面下に埋設する時はしっかりLPガスと明記することにより他工事で切られてしまう事故を防いでいく、といったような対策をとっていただきたいといふことを願います。

ここまではお願いばかりの話が続きましたが、今度は保安管理体制といふことです。保安意識の高揚を図るといふことはもちろん進めさせていただいておりますし、その中で特に優良な成績を上げられた方に関しては、私どもの局長に相当します技術総括・保安審議官から表彰させていただくことをしております。本年も10月26日に顕著な功績を挙げられた液化石油ガス販売事業者等の方に表彰をさせていただきました。これは毎年行われている「LPガス消費者保安推進大会」の中で時間をいただき表彰したものでございます。実際の表彰者数、それから今年のリポートについても、こちらの方で紹介させていただきました。

それから人材育成といふことも大事でございます。先ほど申し上げたようなeラーニングの話、それから保安業務ガイドについても、59ページのような形でホームページに載せております。時々お問い合わせをいただくこともありますが、この保安業務ガイドを印刷して販売する場合にはさすがに確認をいただきたいですが、印刷をして社内教育とかに活用されるという分には、一切我々の方に連絡をいただかなくて結構ですので、ぜひこの保安業務ガイドを使って社内での安全意識の高揚、安全意識の向上といふところに役立てていただければと思っております。

また、先ほど申し上げたように、一部の教育が遠隔教育いわゆるリモートでできるようになってきています。リモートには良い面悪い面それぞれありますが、講習の形を作っていけば、特に座学に関して言えば遠隔教育できるといふことは、ここ2～3年のコロナ禍の中で確立してきたところだと思っておりますので、ぜひこういうところを見ながら、進めるところは進めていただければといふふうに考えております。

## 《自然災害》

最後に自然災害の話させていただきます。

自然災害の中で一丁目一番地としてお願いしたいのは、62ページの令和3年6月にお願い

しております容器ベルト又は鎖の二本掛けの義務付けでございます。下の方に吹き出しで、「あと1年切ってます！」と書いてありますが、これは間違いです。もう実はあと半年を切っています。12月1日を過ぎているので、あと半年もないという状況です。まだ終わっていないところ、また、計画的に間に合いそうにないところに、ぜひアクセルを踏んでいただいて間に合うように進めていただければと思います。細かい話はしませんが、鎖から抜けて容器が水に浮遊するということで、ホースに張力以上の衝撃が加わり流出していってしまう。流出した容器が何か悪さをしたのかという話もあるかもしれませんが、容器が流出している絵を見せられただけでL Pガスは危険なものだと思われてしまいますし、何かの拍子でこの容器が火を噴いたりすれば、L Pガスは危険だという意識しか消費者には伝わらなくなってしまうということにご留意いただいて、この二本掛けの義務付けをぜひ強力に進めていただければと思います。

30分ほどお話をさせていただきました。以上です。よろしく願いいたします。



# 最近のLPガス保安行政について

2023年12月15日  
経済産業省 産業保安グループ  
ガス安全室

1

- 1. 立入検査、事故**
- 2. 制度改正**
- 3. 高度化計画2030**
- 4. 自然災害**

\* 意見にかかわる部分は個人的意見であることをお断りします。

2

# 1. 立入検査、事故

3

速報のため、内容に変更等があり得ます。 暫定版

LPガス事故 年別及び月別事故(累計)件数(件)

2023/3

(件数)	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
1月	15	22	22	29	24
2月	27	16	19	15	44
3月	27	12	20	22	31
4月	5	13	8	10	24
5月	23	17	10	17	13
6月	13	16	17	22	13
7月	17	16	13	23	18
8月	9	21	24	18	13
9月	20	13	13	18	23
10月	18	20	18	22	14
11月	21	21	17	14	27
12月	17	16	17	10	17
合計	212	203	198	220	261
対前年比 (%)	+ 8.7	▲ 4.2	▲ 2.5	+ 11.1	+18.6

上昇傾向!

[注] 1. 下線部分は各月累計件数。

4

速報のため、内容に変更等があり得ます。

暫定版

## 2022年の事故事例

- 他工事事故（バルク、埋設管損傷など）
- 未撤去の供給設備等からの漏えい、施工不完全
- 容器からの漏えい（容器頂部、容器上部溶接線、容器下部溶接線など）
- 業務用機器（コンロ、オーブン、回転釜、ゆで麺器など）
- 劣化（供給管・配管）、接続ミス
- 雪に関する事故

5

速報のため、内容に変更等があり得ます。

暫定版

## 2022年のL Pガス事故発生状況

- 2022年のL Pガス事故件数は261件であり、前年比で41件の増加となった。  
(直近5年平均205.6件)
  - 死亡事故は発生せず、CO中毒事故も発生していない。  
(CO中毒事故は2019年以降発生していない。)
  - 負傷者は26名であり、前年比5名の増加。
  - 原因者別では「他工事事業者」によるものが、72件（27.6%）発生し、ここ数年は高止まり傾向。
- 対策パンフレット [http://www.lpg.or.jp/download/pdf/plumbing\\_j.pdf](http://www.lpg.or.jp/download/pdf/plumbing_j.pdf)

でも、2023年起きてしまった△

6

速報のため、内容に変更等があり得ます。 暫定版

- 一方で、L P 販売事業者等起因の事故が  
2021年の41件から2022年の65件と  
約1.5倍に急増している。
- 他工事は8件増の72件
- 他工事の陰に隠れているが、L P 販売事業者等起因事故の急増は、見逃せない。

7

**L P 販売事業者起因の事故**

速報のため、内容に変更等があり得ます。(暫定版)

原因	R 3	R 4
容器交換時のミス	12件	8件
腐食等劣化	17件	20件
工事、作業ミス	6件	9件
その他	6件	28件
合計	41件	65件

- 容器交換時のミス  
容器及び調整器の接続不良、容器及び高圧ホースの接続不良、  
容器交換時に容器接続部のOリングの損傷 など
- 腐食等劣化  
供給管の腐食(6件)、配管の腐食(8件)の他、調整器、容器、ガスメータ等
- 工事、作業ミス  
調整器の取り替え工事に伴う接続不良による漏えい、バルク貯槽の交換作業  
中の配管からの漏えい、ビルトインコンロの修理ミスによる漏えい など

8

## LP販売事業者起因の事故

速報のため、内容に変更等があり得ます。(暫定版)

原因	R 3	R 4
容器交換時のミス	12件	8件
腐食等劣化	17件	20件
工事、作業ミス	6件	9件
その他	6件	28件
合計	41件	65件

← 急増の原因

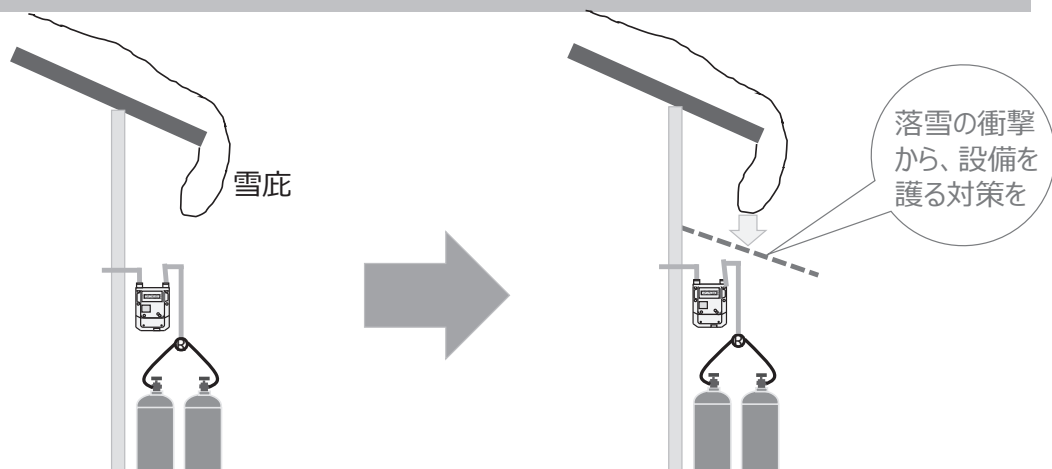
- 「その他」のうち11件は雪害等の自然災害  
落雪、雪の重みによる供給管、調整器、高圧ホースの損傷による漏えい
- 残り17件は、保安機関の定期保安調査時にゴム管の状態を確認し必ず交換する作業を怠った  
容器の過充填、バルク貯槽間の液移動による安全弁の作動、気化器の安全弁作動  
容器のバルブのネジ部からの漏えい  
高圧ホースのOリングの損傷による漏えい  
集合装置のフランジ部の緩みによる漏えい  
供給開始時点検時の風呂釜への点火確認中の点火ミスによる漏えい爆発

など ヒューマンエラーに起因するもの。

9

## 雪害対策の視点

- 降る雪、吹き込む雪対策は、ボンベ前面を護る。埋まらないように護る。
- 落ちてくる雪対策は、ボンベ上面を護る。
- ボンベやボンベに接続される調整器、ガスメーター及び供給管を護る必要があります。落雪の衝撃からこれらの機器を護るため、保護用のひさしを設置したり、既設の建物のひさしの下にこれらの機器類を収めるなどの対策を実施しましょう。(ボンベ庫などにこれらの機器類を収めるのも一つの対策です。)



対策パンフレット [http://www.lpg.or.jp/download/pdf/snowdamage\\_j.pdf](http://www.lpg.or.jp/download/pdf/snowdamage_j.pdf)

10

## 他工事は、仕方ない？

### ● 事故事例（2022年8月23日）

アパート・オーナーから依頼を受けた解体業者が、バルク貯槽を撤去しようとしたところ、受入れバルブが外れ、残っていたガスが漏えいしたもの。

原因は、当該バルク貯槽の切り替え前、供給業者が6年前まで使用していたが LPGガスが残ったまま撤去されずに残っていたとのこと。



防げる事故だった？

ただの「バルク貯層破損事故」が、  
残ガスがあったので「ガス事故」に。

きっかけは他工事。でも「ガス事故」にしたのは・・・

11

## 他工事は、仕方ない？


### ● 事故事例（2022年2月3日）

消費者より「ガスがつかない」と連絡を受け出勤。現場で埋設配管が破損しガスが漏えいしていることを確認した。当該団地は戸建て7戸に集団供給していたが、内2戸が取り壊され空き地となっている。原因は、工事業者が当該空き地の整地作業中に重機により埋設配管を破損したもの。



自己防衛のためにも！

壊されたくないものは、存在感を出しましょう。

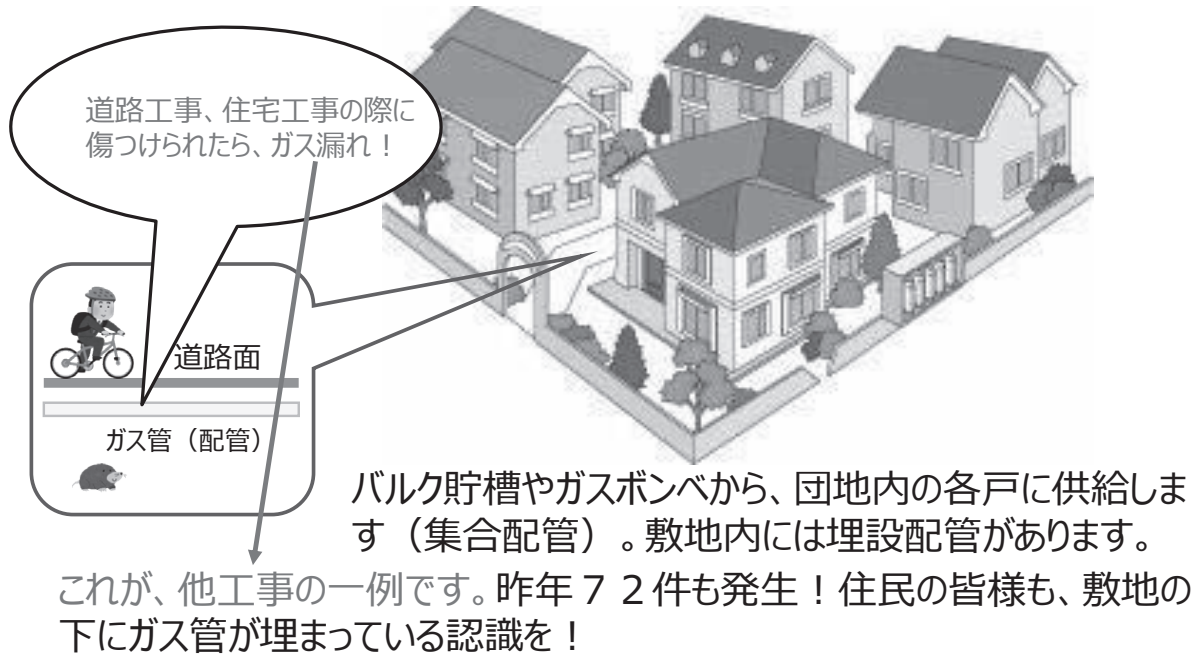
例えば、一目でガス管が埋まっているとわかるような表示（看板を立てる、境界縁石にシール  などでマーク）をするなど。自己主張が有効な対策です。

12

## LP配管が地中に埋まっていると、一般市民は思っていない！と考えませんか？

- 戸建て住宅団地におけるLPガス供給例

消費者（団体）等への周知例



13

## 2022年における液化石油ガス事故発生状況

- 2022年のLPガス事故件数は261件で、前年比で41件増加した。これは、事業者起因の事故の増加と一般消費者等や他工事業者起因の事故の増加が影響している。

なお、雪害事故は26件発生し、前年比で7件の増加となった。

- 死者は0名で、前年の1名から減少した。
- 負傷者は26名であり、前年比で5名増加した。

速報のため、内容に変更等があり得ます。

暦年	2017	2018	2019	2020	2021	2022
事故件数	195件	212件	203件	198件	220件	261件
対前年比	39%増	9%増	4%減	2%減	11%増	19%増
死者	0名	1名	0名	1名	1名	0名
負傷者	50名	46名	32名	29名	21名	26名

残念ながら2023年は既に4件発生しています。

- CO中毒事故は発生しなかった。

暦年	2017	2018	2019	2020	2021	2022
CO中毒事故	2件	5件	0件	0件	0件	0件
うちB級事故	0件	0件	0件	0件	0件	0件

- 原因者別では「他工事業者」によるものが72件（27.6%）発生し、事故件数に占める割合は前年比で1.5%減少したが、件数は前年比で8件増加した。

暦年	2017	2018	2019	2020	2021	2022
他工事事故	49件	48件	58件	54件	64件	72件
事故件数に占める割合	25.1%	22.6%	28.6%	27.3%	29.1%	27.6%

14

2022年事故事例 速報のため、内容に変更等があり得ます。原因等は推定。

暫定版

容器・貯槽	供給管・配管（主に屋外）	配管（主に屋内）・消費機器	
<p>&lt;容器（シリンダー）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 容器本体からの漏えい（容器頂部、上部溶接線、下部溶接線等、4件）</li> <li>● 安全弁からの吹き出し</li> <li>● 容器検査ショット玉付着によるバルブ隙間からの漏えい</li> </ul> <p>&lt;バルク貯槽等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 液取りだし弁からの漏えい（白い泡状の液体）、気化器故障後の液移動を起因とする調整器からの漏えい、バルブのリング劣化による漏えい</li> <li>● 安全弁からの吹き出し</li> <li>● 6年前まで使われ放置されていたバルク貯槽のバルブからの漏えい</li> </ul>	<p>&lt;施工不完全&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● メーター交換直後からの漏えい（ユニオン部からの漏えいなど）</li> <li>● 調整器と高圧ホースの接続不完全</li> </ul> <p>&lt;容器交換&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 予備側容器高圧ホース未接続での供給</li> <li>● 高圧ホースリング亀裂</li> <li>● ホースと調整器のネジのゆるみ</li> </ul> <p>&lt;他工事による損傷&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 解体工事による重機の埋設管損傷（集合住宅への供給、集中供給方式による各戸建てへの供給等）</li> <li>● 下水道工事による道路埋設管損傷（うち、1件火災（長崎県））</li> <li>● その他工事（土木工事など）による埋設管損傷</li> <li>● リフォーム業者による配管立ち上がり部の切断</li> </ul>	<p>&lt;住宅&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コンロ：共同住宅漏えい爆発火災（長野県、重1名）、共同住宅漏えい爆発（長崎県、軽2名）、IHコンロへの交換工事における漏えい火災爆発（メーター設置の質量販売）（京都府、軽2名）、点火漏えい爆発火災（北海道、軽1名）、一般住宅漏えい爆発火災（調整器不具合の可能性）（北海道、軽1名）、事業者コンロ修理後の漏えい爆発（愛知県、軽1名）、供給開始時点検翌日のコンロ接続部からの漏えい（傷者無）</li> <li>● その他：ネズミのホース損傷による漏えい爆発（千葉県、軽1名）、ガス配管修繕時の風呂釜漏えい爆発（傷者無）、ガス栓交換作業時フレキ管切断漏えい火災（傷者無）</li> </ul> <p>&lt;業務用施設など&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コンロ：喫茶店漏えい爆発火災（大阪府、軽1名）、焼肉店ロースター点火漏えい火災（茨城県、軽1名）、鯛焼き屋鋳物コンロ漏えい爆発（栃木県、軽1名）、お好み焼き屋における消費者の器具交換に係る漏えい爆発（奈良県、軽1名）</li> <li>● オープン：レストランオープンガス栓誤開放漏えい爆発（茨城県、軽1名）、ピザ釜点火漏えい爆発（神奈川県、軽1名）</li> <li>● 回転釜：給食室回転釜フレキホース損傷による漏えい（静岡県、軽3名）、病院厨房点火漏えい火災（静岡県、軽1名）、病院厨房腐食配管からの漏えい爆発（山口県、軽1名）、その他傷害なしの事故3件</li> <li>● ゆで麺器：販売事業者腐食配管改修漏えい火災（愛媛県、重1名）、点火漏えい爆発（兵庫県、軽1名）、ゆで麺器（湯煎器）分岐配管漏えい火災（滋賀県、軽1名）、その他傷害なしの事故3件</li> <li>● その他：珈琲店フライヤーホース接続不良による漏えい火災（三重県、軽1名）、キッチンカー容器交換時接続不良（福岡県、軽1名）、屋台におけるサイズの異なるホースの接続による漏えい火災（神奈川県、軽1名）</li> </ul>	住宅
<p>&lt;雪害等&gt; 落雪による供給設備損傷等（うち、1件火災（秋田県））</p>			

15

未公表情報のため、文字には残さず、傾向のみ口頭でお話しします。

## 2023年における液化石油ガス事故発生状況

- CO中毒事故が4年ぶりに発生（既に複数件）  
⇒業厨対策が重要。いずれも被害者はオーナーではない。
- 上半期の傾向（確報ベース）
- 11月末までの傾向（速報ベース）
- 他工事事故の傾向

16



## 2022年度立入検査の実施状況

### 1. 本省

経済産業省本省の2022年度立入検査は、2022年4月～2023年2月までの間に、

- ① これまで立入検査が未実施の事業者
  - ② 前回の立入検査実施から相当期間を経過している事業者
- を対象として、12事業所に対して立入検査を実施した。

### 2. 産業保安監督部

経済産業省産業保安監督部の2022年度立入検査は、2022年4月～2023年1月までの間に、概ね本省と同様の考え方で対象事業者を選定し、産業保安監督部において計70～80事業所程度に対して立入検査を実施した。

#### 【立入検査重点事項】

- ① 保安業務に係る委託業務の内容
- ② 保安業務の実施状況
- ③ 緊急時対応の体制
- ④ 他工事対策等の周知状況
- ⑤ 液石法第14条第1項に基づく書面の交付状況
- ⑥ 貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑦ 供給設備に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑧ 燃焼器等の消費設備調査の実施状況
- ⑨ 業務主任者の職務の実施状況
- ⑩ LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
- ⑪ 質量販売における基準の適合状況
- ⑫ 販売の方法の基準の適合状況（2023年度～追加）

17

## 2022年度 立入検査の結果

経済産業省本省及び産業保安監督部において、2022年度の立入検査重点事項に基づき検査を行った。主な指摘事項は次のとおりである。

#### ②保安業務の実施状況についての指摘例

点検・調査の未実施、容器交換時等供給設備点検に関する契約書の不備

#### ⑩LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況についての指摘例

容器引取り伝票の容器管理台帳へのデータ反映漏れ、保安業務実施状況報告の誤記（資格者数）

上記の他、「販売の方法の基準」（貯蔵施設における充てん容器等の転落転倒防止措置の未実施、バルク貯槽安全弁の定期交換の未実施等）に関する指摘があった。その他、業務主任者等選任（解任）届書等の提出漏れ、保安業務用機器の不備（ガス検知器及び一酸化炭素測定器の校正未実施等）等の指摘があった。

## 2023年度 立入検査の重点

2022年度の立入検査において「販売の方法の基準」に係る問題があったことから、2023年度の立入検査重点事項に追加して立入検査を実施する。

業務用回転釜における漏えい火災事故、業務用麺ゆで器における漏えい爆発事故、充てん容器（容器頂部、上部溶接線、下部溶接線からの漏えい等）やバルク貯槽本体（液取出弁、バルブ等）からの漏えい事故が発生していることに鑑み、点検・調査（保安業務の実施状況）や、充てん容器等の管理状況（販売の方法の基準）についても詳細に確認することとする。

18

## 2. 制度改革

19

### LPガスを巡る環境の変化への対応

自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>自然災害の激甚化災害対応としてのLPガスのニーズ拡大</u></li> <li>② <u>事業等の継続性</u></li> </ul>
社会環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>コロナウイルス感染症拡大と非接触ニーズの顕在化</u></li> <li>② <u>LPガスのニーズの広がり</u></li> <li>③ <u>世代交代</u></li> <li>④ <u>離島・山間部等の過疎化</u></li> <li>⑤ <u>管理</u></li> </ul>
設備とシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>デジタル化</u></li> <li>② <u>通信システムの進化、集中監視システムの機器の進化と多様化</u></li> <li>③ <u>設備の使用データの蓄積</u></li> </ul>

20

## LPガスを巡る環境の変化への対応（詳細）

自然環境	① <u>自然災害の激甚化</u> （消費先の災害リスクの把握、洪水浸水想定区域等における容器流出防止対策、雪害対策（予見可能性）） ② <u>災害対応としてのLPガスのニーズ拡大</u> （災害バルク、災害時におけるキャンピングカー協定） ③ <u>事業等の継続性</u> （予見可能性の向上、各事業者におけるBCPの作成、地域防災への貢献）
社会環境	① <u>コロナウイルス感染症拡大と非接触ニーズの顕在化</u> （オンライン講習、電子申請等） ② <u>LPガスのニーズの広がり</u> （キャンピングカー・キッチンカー等の移動体） ③ <u>世代交代</u> （保安人材の育成、中堅層を欠く組織内でのシニアと若手の伝承・共有（業務遂行に必要な知識・力量の整理等を含む）） ④ <u>離島・山間部等の過疎化</u> （廃業、30分ルール） ⑤ <u>管理</u> （他工事、空き家、残置容器、容器・貯槽の劣化）
設備とシステム	① <u>デジタル化</u> （デジタル原則） ② <u>通信システムの進化、集中監視システムの機器の進化と多様化</u> （LPWAの普及、ガスそのものを検知する警報器と流量を検知するメーターとの連動） ③ <u>設備の使用データの蓄積</u> （内面の健全性確認等を踏まえた、バルク貯槽の検査周期見直し）

21

## 液化石油ガス法に関する権限移譲について

本改正は、液化石油ガス法についての都道府県知事の事務・権限（販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵施設の設置許可等）を政令指定都市の長に移譲するもの

- 法律：2022年3月4日、閣議決定（地方分権一括法として改正）。  
2022年5月20日に公布済。
  - 政令：2023年1月13日閣議決定、2023年1月18日公布済。
  - 省令：2023年1月23日公布済。3月に通達改正。
- いずれも2023年4月1日施行済。

液化石油ガス法における事務・権限の移譲等の概要（薄いグレーの部分が改正部分）

事務・権限の内容	経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務		都道府県知事の権限に属する事務		経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務	経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務
	液化石油ガス販売事業（法第2章）	保安業務（法第3章）	免状交付事務及び試験事務以外	免状交付事務及び試験事務	試験事務	液化石油ガス器具等（法第5章）
液化石油ガス販売事業（法第2章） 液化石油ガス販売事業者の認定（法第3章の2）	保安業務（法第3章）	貯蔵施設等の充てんのための設備（法第4章） 液化石油ガス設備工事（法第4章の2第1節）*第38条の3及び第38条の10	液化石油ガス設備工事（法第4章の2第1節）*第38条の4～第38条の9	指定試験機関（法第4章の2第2節）	液化石油ガス器具等（法第5章）	雑則（法第6章） *報告聴取、立入検査等
改正法における権限移譲の対応	都道府県知事の権限を指定都市の長に移譲		移譲対象外		法改正の必要なし（現行条文で市長が含まれている）	都道府県知事の権限を指定都市の長に移譲

22

# 様々な環境で使用されるLPガス (多様性と地域性) 30分ルール関係

限られた地域  
(使用環境)

山小屋等特則  
(管理者)

離島・山間部等における地域の実情  
を踏まえた対応事例  
(消費者)

全国

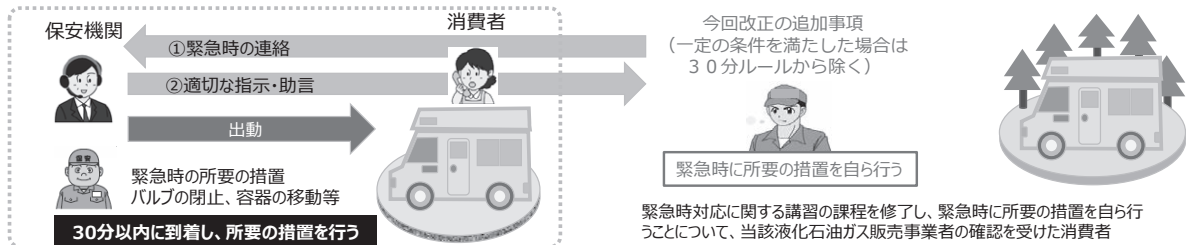
認定販売事業者制度  
(事業者-消費者)

キャンピングカー等  
(特定の者に対するの保安機関の体制の緩和)

知識・力量

23

## キャンピングカー等の30分ルール見直し(液化石油ガス法 保安業務告示・通達改正)



液化石油ガス法において、保安業務を行う保安機関に対し、保安確保の観点から、緊急時対応として、「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること」が求められている(以下「30分ルール」という。)

緊急時対応について以下に限り、30分ルールから除く。(注1)  
**質量販売**(注2)により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備。  
 (注1) 緊急時対応以外の保安業務については従来通りである。例えば、緊急時連絡に関し、保安業務を行う保安機関が、一般消費者等に対し適切な指示・助言をすることは変わらない。  
 (注2) 質量販売においては、LPガス容器～調整器～燃焼器まで消費設備であり、消費者が管理を行う。

### 質量販売緊急時対応講習(4時間以上)

科目	範囲
液化石油ガスの基礎	一 液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識 二 液化石油ガスの性質等
各種設備の機能、取扱い	一 液化石油ガス容器等 二 調整器 三 燃焼器 四 安全機器
緊急時の対処の方法	一 非常時の措置(ガスが漏えいした場合、漏えいしたガスに着火した場合) 二 損害賠償責任保険
関係法令	一 高圧ガス保安法 第1章(総則)、第2章(事業)、第3章(保安)、第4章(容器等)及びこれらに關係する政令、省令、告示、通達等 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第1章(総則)、第2章(液化石油ガス販売事業)、第3章(保安業務)、第4章の2(液化石油ガス設備工事)及びこれらに關係する政令、省令、告示、通達等

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏名 ○○ ○○  
 生年月日 ○○年○月○日  
 修了年月日 ○○年○月○日  
 修了証番号 ○○○○

写真

上記の者は液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習を修了した者であることを証明する。

○年○月○日まで有効

講習実施機関の印

- 質量販売を扱う販売事業者から液化石油ガスを購入する際に、受講修了証を提示する。
- 緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、販売事業者の確認を受ける。

- 販売契約
- 書面交付(注3)
  - 帳簿への記載・保存(注4)
  - 周知(注5)、消費設備調査、緊急時連絡等
- (注3) 緊急時連絡先等の情報も含まれる。  
 (注4) 緊急時における措置を自ら行うことについての確認書類や受講修了証の提示を含む。  
 (注5) 災害防止に必要な事項等を一般消費者等に周知する。 24

## 講習内容のキーワード（例）

講習項目（通達）	範囲(通達)	内容
液化石油ガスの基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識</li> <li>液化石油ガスの性質等</li> </ul>	<p>■液化石油ガスの取り扱いにあたって、災害の発生を防止するために必要な液化石油ガスの物性等を理解する。</p> <p>キーワード：L Pガス／分子／原子／体積／圧力／温度／炭化水素／L Pガスの性質／燃焼特性</p>
各種設備の機能、取扱	<ul style="list-style-type: none"> <li>液化石油ガス容器等</li> <li>調整器</li> <li>燃焼器</li> <li>安全機器</li> </ul>	<p>■質量販売で使用される主な液化石油ガス設備について、一般的な設備の構造、使用方法を理解する。</p> <p>キーワード：キャンピングカー、キッチンカー等、L Pガス充填容器／容器バルブ／再検査／単段式調整器／調整器の使用例／安全機器／ガス漏れ警報器／配管／ホース／継手／バルブ／燃焼器／末端ガス栓／ヒューズガス栓／接続方法</p>
緊急時の対処の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時の措置（ガスが漏えいした場合、漏えいしたガスに着火した場合）</li> <li>損害賠償責任保険</li> </ul>	<p>■液化石油ガスを使用する上で考えられる事故等、緊急時の対処方法を理解する。</p> <p>キーワード：緊急時対応／緊急時連絡／安全誘導／L Pガス事故／漏えい／火災／爆発／CO中毒／移動中の事故／L Pガスの拡散／一次災害／二次災害／バルブの閉止／火気離隔／消防／警察／液状のL Pガス／L Pガスの滞留／ガスの廃棄／消火器／L Pガス販売事業者賠償責任保険／個人賠償責任保険</p>
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>液化石油ガス法</li> <li>高圧ガス保安法</li> </ul>	<p>■液化石油ガスを使用する上で遵守しなければならない法律及び液化石油ガスの取引等に必要知識等を理解する。</p> <p>キーワード：高圧ガス保安法／移動／貯蔵／消費／廃棄／容器／容器再検査／容器の表示／刻印／液化石油ガス法／液化石油ガス販売事業者／書面の交付／周知／点検／調査／緊急時対応／保安業務／保安機関／販売の方法／質量販売／体積販売／供給設備／消費設備／技術上の基準／消費設備改善命令／販売契約／</p>

25

## 質量販売緊急時対応講習実施者一覧

質量販売緊急時対応講習実施者	参照URL	確認日
イーエルジー株式会社 （法人番号：1122001023529）  大阪府東大阪市長田東 3-3-28	<a href="https://www.elg-inc.jp/">https://www.elg-inc.jp/</a>	令和5年度講習実施計画（令和5年 2月17日確認） 令和4年度講習実施計画（令和4年12月27日確認）
公益社団法人 千葉県L Pガス協会 （法人番号：2040005001178）  千葉県千葉市中央区中央港 1-13-1	<a href="https://www.chibalpg.or.jp/">https://www.chibalpg.or.jp/</a>	令和5年度講習実施計画（令和5年 4月17日確認）

2023年11月下旬現在

両者ともオンライン講習も実施中！

※実施者が増減した場合、こちらのリスト↓を加除いたします。

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/lpgas/anzen\\_torikumi/kosyuichiran.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/kosyuichiran.pdf)

26



## 離島・山間部等における緊急時対応の現状について

### (1) 背景等

- 現行法令では、液化石油ガス販売事業者（以下「販売事業者」という。）には、保安業務が義務づけられている。当該保安業務の一つに「液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該液化石油ガスに係る一般消費者等からその事実を通知され、これに対する措置を講ずることを求められたとき、又は自らその事実を知ったときに、**速やかにその措置を講ずる業務**」が定められている。
- 当該保安業務を行うためには、認定を受ける必要があり、その認定の基準（技術的能力）の一つとして、「**原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保**」することが求められている（以下「30分ルール」という。）。なお「措置」とは、液化石油ガス法の逐条解説において、「これに対する措置」とは、災害の発生防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のため必要であって、かつ、実行可能な範囲のもの」と記載されている。
- 離島・山間部等において、販売事業者・保安機関が廃業等すると、30分ルールを遵守しつつLPガスを消費者宅等に供給できる他の販売事業者・保安機関が存在しなくなることが危惧されている。
- このような現状を踏まえ、今後の緊急時対応の方向性について検討を行った。

27

## 離島・山間部等における緊急時対応の現状について

### (2) 保安機関の認定と30分ルールの関係

- 保安機関の認定については、液化石油ガス法第二十九条において、「保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分（以下「保安業務区分」という。）に従い、**二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業**として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては**経済産業大臣**の、**一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業**として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する**都道府県知事**の認定を受けることができる。」と定められている。
- 認定を受ける際に、各行政庁により、「原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保」しているかどうか、確認されることとなる。

2023年3月15日開催 第17回液化石油ガス小委員会にて議論

28

## (参考) 30分ルールに係る解説

- ・出典：ポイント解説・新液石法～改正「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の解説～
- ・1997年5月8日 初版発行
- ・監修：通商産業省環境立地局液化石油ガス保安対策室

Q38 (緊急時対応原則30分以内の基準)

問：緊急時対応の「原則として30分以内に到着し」の距離の目安と、30分以上を要する一般消費者等にはどのように対応すればいいのですか。

回答 (法律第29条、施行規則第29条)

緊急時の対応の体制としては、

(条件①) 保安業務を行う事業所ごとに必要とされる保安業務資格者が配置されていること

(条件②) 保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること

とされています。

この際の原則30分以内については、一般消費者に対する緊急時の対応は原則として30分以内になされることを求めたものですが、現実には昼間と夜間では交通事情も異なるため、正確な距離で示すことは容易ではありません。

そのため、原則30分以内の基準については、それを測る客観的補助的目安としておおむね20km以内との見方がなされています (当然、都心等恒常的に道路が混むような地域にあってはそれ以下のこともあります)。

30分を超える一般消費者等への対応は、以下の措置が考えられます。

(1) 当該一般消費者等の近くに保安機関があれば委託する。

(2) 委託可能な保安機関がない場合は、ケースバイケースの判断によりますが、1つの方法として集中監視システムにより常時監視できる体制とするなどが考えられます。

すなわち、山間部など30分以上の距離であっても他に依頼すべき緊急時対応を行う保安機関がない場合、集中監視システムの導入により代替措置として認められる場合もあります。いずれにしてもこの点について、行政庁では当面、ケースバイケースで判断するとされており、詳しいことは関係行政機関とご相談ください。

29

## 行政庁の緊急時対応に係る運用について

- 行政庁は、30分ルールの「原則」に係る裁量の余地として、出勤して30分以内に消費者宅等に到着できない場合でも、「措置」(逐条解説：災害の発生の防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のため必要であって、かつ、実行可能な範囲のもの) が速やかに行われることが確保される特例を設けている。なお、いずれの場合においても、販売事業者が消費者宅等に出向かなくて良いことを認めているものではない。

**① LPガス販売事業者の販売所がない離島における一般消費者等を対象に、集中監視システム<sup>※1</sup>を導入することで緊急時対応の条件を満たすと判断した事例がある。(監督部)**

※1 離島における緊急時対応について、供給先の一般消費者等全戸数に対して集中監視システムを導入し、常時監視体制を維持することを条件としている。



30

**②県内外いずれの保安機関も30分以内に対応できない離島の一般消費者等に対し緊急時対応の特例を設けた。マイコンメーター、ヒューズガス栓、ガス警報器を設け、定期供給設備点検・消費設備調査をおおむね2年に1回以上行うことにより告示に定める緊急時対応の条件を満たすとみなすこととした。※2（県）**

※2 制定経緯：離島にあって、県内外いずれの保安機関も30分以内に対応できない一般消費者等が存在する場合に適用。当時、事業者の集中監視システムの設置を検討したが、普及率等からみても困難であったことから**保安を向上し、かつ、実現的な方法にて対応した。過去の事故がマイコンメーター、ヒューズガス栓、ガス警報器により低減した背景や点検頻度をあげることにより設備の老朽化による事故に対応できると検討した。**

- その他、緊急自動車（緊急車両）の導入により、40km以内の一般消費者への緊急時対応を認めた特例もある。

**③緊急自動車※3による特例を認めている。山間部が多く、迂回が必要な地点もあることから、緊急自動車を有している場合は、走行距離が40km以内の一般消費者への緊急時対応を認める特例とした。（県）**

※3 公安委員会が発行した「緊急自動車指定届出確認書」の写しを提出した申請者に対しては、事業所を起点にして最高走行距離40kmまで緊急時対応区域の拡大を認めている。

31

## 今後の方向性について（案）

- 離島・山間部等の消費者に対してL Pガスを供給する販売事業者（保安機関）の緊急時対応について審査する行政庁は、30分ルールの「原則」に係る裁量の余地として、**特例を設けることで対応**していることが確認された。なお、これらの特例の考え方を精査したところ、**妥当なものと考えられる。**
- 他方で、それぞれの地域の事情と工夫があり、**全国一律の特例を定めるのは避けるべき**という意見もある。
- 今後、地域の事情を踏まえた取組が、地域毎で検討されることを促進するために、行政庁の特例の周知・展開の方法やその後のフォローアップのあり方等について、関係団体等と調整していきたい。



32



## 今後の方向性について（案）

- 周知・展開の方法の一案として、保安機関の認定等に関する通達（下記）において、「現地の道路事情等を勘案するものとする。」としているところ、**全国一律ではなく地域の事情を踏まえて認められた特例の実例を当該箇所に追記**することが考えられる。

○保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204保局第1号）

2. 技術的能力について

(4) 緊急時対応の要件

- ④ 告示第2条第3号ロ中「原則として30分以内に到着し」については保安業務計画書の中の「緊急時対応を行う場合にあってはその方法」の欄に記載された出動するための手段及び規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面により現地の道路事情等を勘案するものとする。

（参考）規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面：「緊急時対応を行う保安機関にあっては事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面」（保安機関の認定等に関する申請書類）

33

## （参考）液化石油ガス法上の緊急時対応の位置づけ

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号）

（事業の登録）

**第三条** 液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあっては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあっては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 [略]

四 液化石油ガスの販売契約を締結する一般消費者等について第二十七条第一項に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

五 [略]

3・4 [略]

（保安業務を行う義務）

**第二十七条** 液化石油ガス販売事業者は、その販売契約を締結している一般消費者等について次に掲げる業務（以下「保安業務」という。）を行わなければならない。

一～三 [略]

四 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該液化石油ガスに係る一般消費者等からその事実を通知され、これに対する措置を講ずることを求められたとき、又は自らその事実を知つたときに、**速やかにその措置を講ずる業務**

2 前項の規定は、液化石油ガス販売事業者が第二十九条第一項の認定を受けた者（以下「保安機関」という。）にその認定に係る保安業務の全部又は一部について委託しているときは、その委託している保安業務の範囲において、その委託に係る一般消費者等については、適用しない。

3 液化石油ガス販売事業者は、保安業務の全部又は一部について自自行おうとするときは、**第二十九条第一項の認定を受けなければならない。**

（認定の基準）

**第三十一条** 経済産業大臣又は都道府県知事は、第二十九条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 保安業務に係る技術的能力が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二～四 [略]

34

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）

（保安業務に係る技術的能力）

**第三十一条** 法第三十一条第一号の経済産業省令で定める保安業務に係る技術的能力の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 事業所ごとに告示で定める基準に従って第三十七条第一号のすべての消費設備の調査を行うことができる者を確保していること。
- 二 [略]

○保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第二百二十二号）

（資格者の数）

**第二条** 規則第三十一条第一号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一・二 [略]
- 三 前二号に定めるもののほか、緊急時対応にあっては次に掲げる要件に適合するものとする。
- イ [略]
- ロ 保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。ただし、液化石油ガス販売事業者が規則第十六条第十三号ただし書の規定に基づき質量により販売した液化石油ガスを屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備については、この限りでない。
- 四 [略]

○保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204保局第1号）（通達）

2. 技術的能力について

(4) 緊急時対応の要件

- ④ 告示第2条第3号ロ中「原則として30分以内に到着し」については保安業務計画書の中の「緊急時対応を行う場合にあってはその方法」の欄に記載された出勤するための手段及び規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面により現地の道路事情等を勘案するものとする。

（参考）規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面：「緊急時対応を行う保安機関にあっては事業所の位置及び緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面」（保安機関の認定等に関する申請書類）

35

## デジタル原則に照らした液化石油ガス法関係の対応事項について

- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(※)を踏まえ、デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、①デジタル社会形成基本法、②デジタル手続法、③アナログ規制を定める個別法の改正が検討されている。

(※)「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022年6月 デジタル臨時行政調査会決定)

- 上記③の個別法の改正として、液化石油ガス法第7条に規定されている「**標識の掲示**」が対象のひとつとされ、**ホームページ上でも掲示を行うための法改正**を検討。
- **2023年3月7日、液化石油ガス法の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」がこの法律は令和5年6月14日に成立し、同月16日に公布された。**
- **施行日は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日を予定。**（令和6年4月1日）
- **除外規定を経済産業省令において措置する予定。**
- その他、常駐・専任、目視、往訪閲覧規制等についてもデジタル化を検討している。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号） ※傍線部分は改正部分

改正案	現 行
<p>(<u>標識の掲示等</u>)</p> <p>第七条 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める様式の標識について、販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を<u>掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。</u></p>	<p>(<u>標識の掲示</u>)</p> <p>第七条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、経済産業省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。</p> <p>2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を<u>掲示してはならない。</u> 36</p>

## その他の項目例（未定）

### 【常駐】

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について
  - ▶別添 運営管理規程（例）⇒ 監視員の常駐規制の緩和について検討
  - ・第1条～第4条[略]
  - ・第5条 監視員は、第2条第2項の集中監視センターに常時配置するものとする。
  - ・第6条、附則[略]

### 【目視】

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
  - ▶第83条（立入検査）⇒ オンラインによる立入検査の実施について検討
  - ・第1項 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。
  - ・第2項～第13項[略]

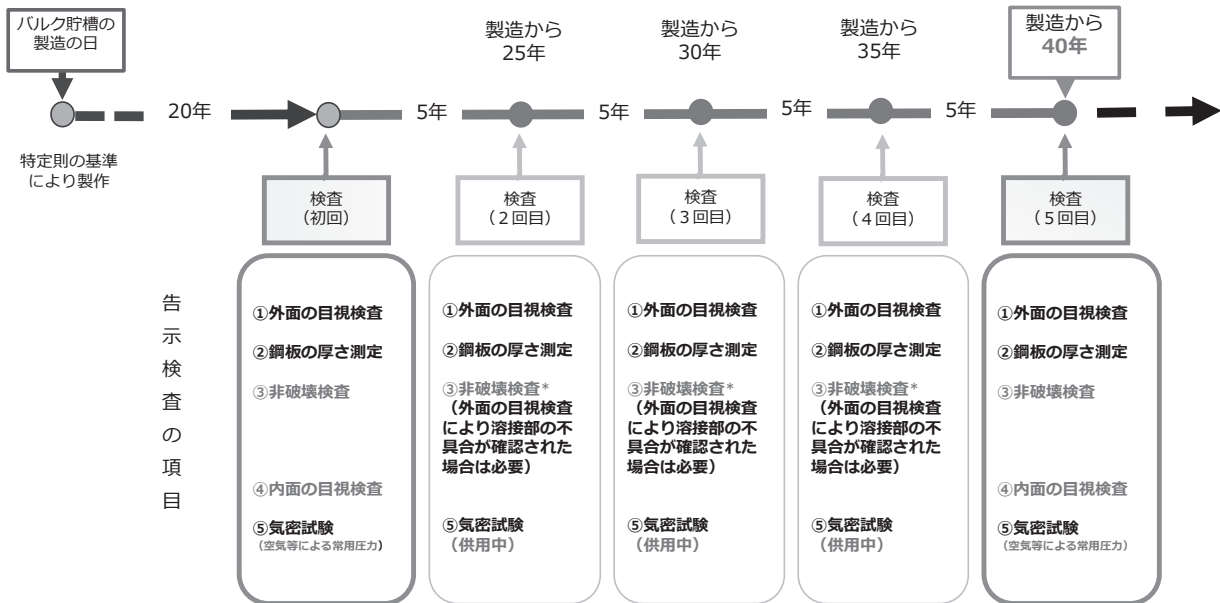
### 【往訪閲覧・縦覧】

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
  - ▶第3条の2（登録の実施）⇒ 当該手続きについて、オンライン上で完結できるシステムの構築について検討
  - ・第1項、第2項[略]
  - ・第3項 何人も、経済産業大臣又は都道府県知事に対し、液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

37

## バルク供給及び充てん設備に関する基準等の細目を定める告示の改正

- ・本改正により、一定の条件を満たした場合、初回の告示検査に合格した日から15年以内かつ製造後経過年数35年以下における非破壊検査や内面の目視検査を省略可能であり、また、気密試験については、運転状態の圧力で試験ができる(2022年12月28日公布済)。
- ・本改正に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（通達）において引用しているKHKS0745（バルク貯槽の検査基準）及びKHKS0746（附属機器等の検査基準）が改正された。



38

概念図

## 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（例示基準）の「第44節 ガスメーターの機能」及び「第45節 末端ガス栓と燃焼器を接続するための硬質管の材料及び構造」において引用している高圧ガス保安協会規格（KHKS）の改正等に伴い、同規程を改正。

### 第44節 ガスメーターの機能

### 第45節 末端ガス栓と燃焼器を接続するための硬質管等の材料及び構造

#### 3. 燃焼器用ホースの材料及び構造

#### (3) 継手部分 等

（参考）

KHKS0751 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置基準（旧KHKS0726, 0728, 0733, 0737, 0741, 0742, 0743）

KHKS0721 液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース基準

39

## 液化石油ガス保安分野における「デジタル原則」への適合状況

- 液化石油ガス保安分野でのアナログ規制（7類型）は、①目視規制、③定期検査、④書面掲示、⑤常駐専任、⑥対面講習、⑦往訪閲覧の6類型が存在。

規制・制度	規制・制度の概要	規制の類型	検討の方向性等
①立入検査	・ 経済産業省・都道府県・指定都市は液化石油ガス販売事業者等に対し立入検査をできる旨が規定。	①目視規制	・ オンライン立入検査の要件の検討等（R6.3）
②定期点検・定期調査	・ 液化石油ガス販売事業者に対し、供給設備・消費設備については、定期に、点検・調査をすることを義務付け。	③定期検査	・ 委託事業において検討中（R6.6）
③標識の掲示義務	・ 販売事業者が掲げる標識をウェブサイトにも掲載することを義務付け	④書面掲示	・ パブリックコメント実施中【R5.11.16～R5.12.16】
④業務主任者・業務主任者の代理者の選任	・ 液化石油ガス販売ガス事業者に対し、ガス工作物の工事、維持及び運用の監督者としてガス主任技術者の選任を義務付け。	⑤常駐専任	・ 委託事業において検討中（R6.6）
⑤監視員の常駐	・ 貯蔵施設へは監視員が常駐。認定販売事業者で7号保安業務を行う者は集中監視システムで常駐	⑤常駐専任	・ パブリックコメント実施中【R5.11.10～R5.12.9】
⑥保安業務員、調査員、充填作業員、液化石油ガス設備士の講習	・ 保安業務員、調査員、充填作業員、液化石油ガス設備士に対し、講習の受講を義務付け。	⑥対面講習	・ 令和6年度から座学講習はオンラインで実施できるようにした
⑦閲覧縦覧	・ 販売事業者登録簿等の閲覧は何人たりとも経済産業大臣等に行える旨が規定。	⑦往訪閲覧	・ 販売事業者登録簿等の閲覧のオンラインでの実施を検討（R6.6）

注：（ ）内は見直し完了時期（期限）

40



(参考)

## 代表的なアナログ規制である7項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

【出典】2022年6月3日 第4回 デジタル臨時行政調査会資料より抜粋

41

## 規制見直し 委託事業における検討

## 2022年度（令和4年度）

- 事故発生原因分析等調査（離島・山間部等の対応）（KHK）
- LPガス保安規制に関する調査検討事業（KHK）

## 2021年度（令和3年度）

- 事故発生原因分析等調査（他工事事故）（KHK）
- LPガス保安規制に関する調査検討事業（KHK）
- 業務用ガス燃焼機器の安全性向上対策に係る調査研究（JIA）

## 2020年度（令和2年度）

- 事故発生原因分析等調査（火気をささげる措置の検討等）
- LPガス保安規制に関する調査検討事業（KHK）
- LPガス配管内圧力等の測定・点検システムに係る調査研究（KHK）
- バルク貯槽告示検査方法効率化技術に係る調査研究（KHK）
- 業務用ガス燃焼機器安全性向上対策に係る調査研究（JIA）

\* KHKは、組織再編（2022年4月1日）前まで、KHK LP部又は総合研究所（町田）で実施。

## 2019年度（令和元年度）

- 事故発生原因分析等調査（業務用換気警報器鳴動後のCOの挙動等）（KHK）
- バルク貯槽告示検査方法効率化技術（KHK）
- LPガス配管内圧力等の測定・点検システムに係る調査研究（KHK）

## 2018年度（平成30年度）

- 事故発生原因分析等調査（着火源となり得る電気設備等）（KHK）
- バルク供給に係る保安基盤高度化調査研究（KHK）
- マイコンメーターを活用する漏えい検知等の高度化調査研究（KHK）
- LPガス容器の緊急遮断バルブ等の調査研究（KHK）

## 2017年度（平成29年度）

- 事故発生原因分析等調査（容器間の液移動、回転釜と金属フレキ管等）（KHK）
- マイコンメーターを活用する漏えい検知等の高度化調査研究（KHK）
- LPガス容器の緊急遮断バルブ等の調査研究（KHK）

42

## 法令等改正

- 法律：省内審査、内閣法制局、閣議決定、国会、官報掲載
- 政令：省内審査、内閣法制局、パブコメ、閣議決定、官報掲載
- 省令・告示：省内審査、パブコメ、官報掲載
- 通達：省内審査（制定者のレベルにより該当部署で審査）、パブコメ、通達

### パブコメ（意見公募手続き）

・提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。（行政手続き法第43条第2項）

・「当該命令等の案についての」意見のみが、「提出意見」（行政手続き法第42条逐条解説）。

『※なお本件意見募集とは直接関係のない御意見（〇件）に対して、〇〇省の考え方は示しませんが、承っております。』

43

## 3. 高度化計画2030

44

		従来	今後
高度化計画	高度化計画(全体)	<b>保安対策指針</b> (単年度) ・LP事業者等への国の要請。	<b>液化石油ガス安全高度化計画2030(10年計画)</b> ・各主体者(国、都道府県、LPガス事業者、関係事業者、第三者機関など)のアクションとフォローアップ。 ・毎年3月液石小委において進捗報告。
	新常態(非接触化等)	対面中心	<b>事故対策</b> (消費者起因事故、販売事業者起因事故)
	<b>激甚化する自然災害への対策(事業の継続)</b>	地震対策中心	<b>保安基盤(保安管理体制、スマート保安)</b>

従来	今後
<b>保安業務などに関する措置</b> ・時限的措置：点検調査、受講期限等の猶予措置 ・恒久的措置：制度改正の実施	宅内に入る定期調査(圧力損失) 事業者 ⇄ 一般消費者等 行政 電子申請、押印レス
<b>遠隔教育</b> ・保安業務等講習(地域指導事業) ・権限移譲に関する講習	業務を遂行する上での知識・力量、理解度確認 科目の特性などに応じた適切な手法の組み合わせ 対面      遠隔(指導演習)ライブ配信      遠隔(知識獲得)オンデマンド
・地震、洪水等、雪害 ・LPガス災害対策マニュアル：容器流出対策の省令改正等を反映 ・消費先の災害リスクの把握(ハザードマップの活用)	場所：浸水のおそれのある地域においては、 措置：充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。
・予見可能性の向上 ハード・ソフト対策 × 予見可能性向上につながる知識・力量の獲得	自然災害eラーニング、タイムライン訓練、被害予想
	・LPガス供給設備機器総合保険(容器回収費用のオプション)

45

## 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について

今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画2030」を2021年4月に策定した。

### 安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の役割を果たすとともに、環境変化を踏まえて対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現する。

### 安全高度化指標

2030年時点(件/年)		
全体	死亡事故	0~1件未満
	傷害事故	25件未満
販売形態別	体積販売	死亡事故 0~0.6件未満 傷害事故 22件未満
	質量販売	死亡事故 0~0.4件未満 傷害事故 3件未満
	消費者	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 15件未満
	事業者	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 5件未満
起因者別	その他	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 5件未満
	住宅	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 10件未満
	業務用施設	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 11件未満
	その他	死亡事故 0~0.2件未満 傷害事故 4件未満

### 実行計画(アクションプラン)

**1. 消費者起因事故対策**

- CO中毒事故防止対策
  - 業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発
  - 業務用換気警報器・CO警報器の設置促進
  - 安全型機器及び設備の開発普及
- ガス漏えい事故防止対策
  - 安全な消費機器等の普及促進
  - 周知等による保安意識の向上
  - 誤開放防止対策の推進
  - ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
  - 消費設備調査の高度化・リコール製品等への対応

**2. 販売事業者起因事故対策**

- 設備対策
  - 供給管・配管の事故防止対策
  - 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
  - 軒先容器の適切な管理
- その他事故防止対策
  - 他工事事故防止対策
  - 質量販売に係る事故防止対策
  - バルク貯槽等の告示検査対応

**3. 自然災害対策**

- 地震・水害・雪害対策
  - 災害に備えた体制構築
  - 迅速な情報把握
  - 容器の転倒・流出防止対策
  - 雪害事故防止対策

達成状況やリスクの変化に応じた見直し

**4 保安基盤の整備**

- 保安管理体制
  - 経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価
  - LPガス事業者等の義務の再確認等
  - 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
  - 自主的な基準の維持・運用
- スマート保安の推進
  - スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化
  - その他のスマート保安に関するアクションプラン

### 基本的方向

①事故分類ごとにおける対策の推進継続    ②各主体の連携の維持・強化  
 ③事業者等の保安人材の育成                    ④一般消費者等に対する安全教育・啓発

46

## 安全高度化指標の達成状況

速報のため、内容に変更等があります。

- 2022年（暦年）の事故について、安全高度化指標の対する達成状況は、以下の通り。

### 安全高度化指標の達成状況（死亡事故及び傷害事故）

		安全高度化指標 (2030年時点 [件/年])	2022年（暦年） 事故発生状況 [件]	指標に対する 達成状況	(参考) 直近5年（2017- 2021）の 事故発生状況 [件/年]	
全体	死亡事故	0~1件未満	0	達成	0.4	
	傷害事故	25件未満	22	達成	25.6	
販売形態別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満	0	達成	0.4
		傷害事故	22件未満	19	達成	22.2
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満	0	達成	0
		傷害事故	3件未満	3	未達成	3.4
起因者別	消費者	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0
		傷害事故	15件未満	13	達成	16.6
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0
		傷害事故	5件未満	3	達成	3.4
	その他	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.4
		傷害事故	5件未満	6	未達成	6.4
場所別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.2
		傷害事故	10件未満	7	達成	7
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.2
		傷害事故	11件未満	13	未達成	12.6
	その他	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0
		傷害事故	4件未満	2	達成	6

47

## 消費者起因事故対策 CO中毒事故防止対策

- CO中毒事故連絡会議、関係省庁等への要請

- 2023年9月6日、第14回CO中毒事故連絡会議を開催し、CO中毒事故動向、普及啓発活動等について、関係省庁及び関係団体と意見交換を行うとともに、関係省庁及び関係団体に対し、事故防止に係る協力要請を実施。

【業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議（CO中毒事故連絡会議）】

業務用厨房施設等における一酸化炭素（CO）中毒により、消費者、労働者が被災する事故が発生している状況を踏まえ、危害防止に資する事故情報や行政の取組事例等の情報交換を目的として、関係省庁による会議を設置。

【参加省庁】

内閣府 消費者庁 消費者安全課

総務省 消防庁 予防課

文部科学省 初等中等教育局 教育課程課／参事官（高等学校担当） 付産業教育振興室／健康教育・食育課

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

厚生労働省 医政局地域医療計画課 医療関連産業サービス室

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課／外食・食文化課

国土交通省 観光庁 観光産業課

経済産業省 製造産業局 産業機械課、生活製品課／

商務・サービスグループ 消費・流通政策課

産業保安グループ 製品安全課、高圧ガス保安室、ガス安全室

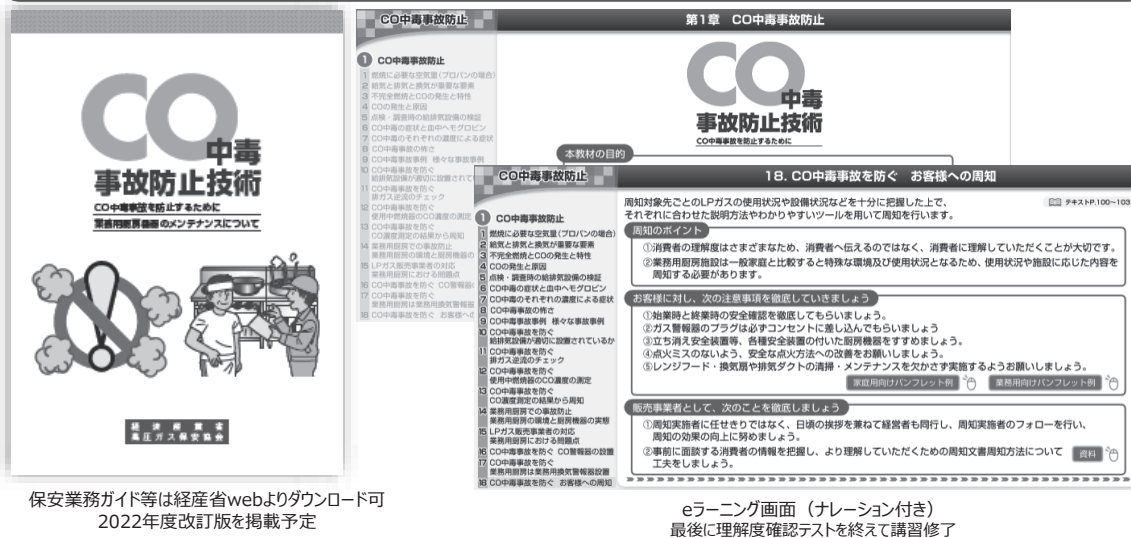
- 2023年3月10日、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長に対し、「住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について」の協力依頼文書を発出。内容は、塗装事業者等に対し、住宅塗装工事等において、養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がない等の協力を要請するもの。

48



## CO中毒事故防止に関する講習テキストの作成・更新と、講習の実施

- CO中毒事故防止に関する教材の作成・更新
  - ・ 委託事業において、CO中毒事故防止に関する教材等を作成・更新。
  - ・ 内容は、燃焼とCOの基礎知識（不完全燃焼とCO発生メカニズム、給排気の必要性等）、周知（業務用厨房での清掃とメンテナンス等）、安全装置（不完全燃焼防止装置）のある燃焼器への交換、業務用厨房での事故防止（厨房機器のチェックポイントと対策等）等。
- CO中毒事故防止に関するオンライン講習の開催
  - ・ 2022年11月～12月、委託事業において、全国のLPガス販売事業者等に対してオンライン講習を実施。



## 消費者起因事故対策 ガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策周知等

### ● 消費者への注意喚起。

- 【国】 消費者等に対してガスの安全な使用等に関する広報活動を実施。CO中毒事故防止については、主に、換気（給気・排気）、設備の正しい使用、点検・メンテナンス、CO警報器設置等に関する周知を下記手法により展開。

### 1. リーフレット等による広報（リーフレットはHPに掲載）

- ガス機器使用時の換気、ガス機器の正しい使用方法、ガス機器の清掃・定期メンテナンス、警報器の設置等

### 2. ホームページによる広報

- 経済産業省産業保安HPに「我須野（がすの）一家の部屋」（都市ガス、LPガス）を掲載。ガスを安全に利用するためポイントや、災害時等の緊急時における対処方法など、消費者に対してガスの安全な使用について情報を提供。

### 3. その他の方法による広報

- 政府広報
- メルマガ等（食品衛生責任者向け周知の例）
- イベントへの出展（こども霞が関見学デー2023/8/2-3）
- 【都道府県】（例）県政ラジオ番組で、LPガスやガス機器の安全な使用について、注意喚起を行った。（栃木県）

## 国による広報、注意喚起の例（リーフレット等による広報）



## 食品衛生責任者向け周知（メルマガ等）

- 厚生労働省・（公社）日本食品衛生協会協力の下、飲食店・食品製造業における食品衛生責任者に対し、ガスの安全使用に係る周知広報を実施。（経済産業省、日本ガス協会、日本コミュニティガス協会、全国LPガス協会）
- メルマガでは、火の使用時における換気、ガス機器の定期点検の実施、CO警報器の設置等についての注意喚起を実施。
  - ・講習会におけるチラシの配布  
総配布枚数：約3万枚（2023年1月末時点）
  - ・メールマガジンによる周知  
食品衛生メールマガジン第283号〔2022年12月2日〕  
発行：公益社団法人日本食品衛生協会

51

## 消費者起因事故対策 ガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策 ガス警報器等

### ● ガス警報器の設置促進についての周知・啓発活動

#### 【国】

- ガス消費設備の使用者及び管理者に対して、CO中毒事故防止のため業務用換気警報器設置等の重要性について周知を実施。
- 関東監督部：関東液化石油ガス協議会主催の販売事業者等を対象とした研修会等（年4回）において、職員が講演を行い、事例等を紹介して保安意識の向上を図った。

#### 【都道府県】

- 愛知県：ガス機器使用時の注意ポイント及びCO警報器の設置に関する啓発チラシを30,000部作成した。そのうち、29,000部はLPガス協会に配布依頼を行った。1,000部は県より事業者へ配布予定
- 愛媛県：県が事務局を務める研修会で組合等がガス警報器の周知及び促進を行った。
- 宮崎県：2022年度LPガス消費者保安月間の活動として、本県の庁舎内においてガス警報器に関するポスターを掲示し、来庁者に対して広く周知・啓発した。

52

## 販売事業者起因事故対策 その他事故防止対策

### ● 他工事事務事故防止対策

- 2023年3月10日、経済産業省から関係省庁、関係業界に対して、「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について」の協力要請文書を発出。
- 特に建設工事事業者等に対しては、国土交通省及び厚生労働省を通じて、ガス事業者へガス管有無の事前照会をするとともに必要に応じて立会いを求め、ガス管が埋設されている付近では火気や電動工具の使用を避けて特に慎重に手掘り等で作業すること、ガス臭い場合にはガス事業者へ速やかに連絡すること等を要請。
- 更なる他工事事務事故防止対策について検討し、委託事業報告書をまとめた。

項目	委託事業報告書の内容
契約終了後の速やかな撤去	バルク供給による場合については、撤去せずに放置した際の災害等の発生リスクを鑑み、出来る限り撤去することが望ましいため、留意することとして、通達の改正案をとりまとめた。
一般消費者等への周知	掘削工事等があるときは、液化石油ガス販売事業者へあらかじめ連絡することとして、通達の改正案をとりまとめた。
埋設管の表示	供給管（貯蔵能力が三百キログラム以上の貯蔵設備に係るものに限る。）を地盤面下に埋設する場合は、埋設部近傍に液化石油ガス又はLPガスと明瞭に表示することとして、液化石油ガス法施行規則の改正案をとりまとめた。

53

令和3年度

石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業  
 (安全技術普及事業(事故発生原因分析等調査))

事業報告書

### ① LPガス事故調査検討委員会委員構成名簿

(敬称略、順不同)

	氏名	所属・役職
委員長	渡邊 嘉二郎	法政大学 名誉教授
委員	青木 隆平	東京大学大学院 工学系研究科 教授
〃	石井 一洋	横浜国立大学 教授
〃	堀口 貞茲	元・独立行政法人産業技術総合研究所 爆発安全研究センター 気相爆発研究チーム長
〃	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長
〃	笠間 英樹	一般社団法人全国LPガス協会 保安・業務グループ グループ長
〃	榎本 正徳	一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会 専務理事
〃	多田 憲史	一般財団法人全国LPガス保安共済事業団 専務理事
〃	塚口 勝弘	株式会社ザ・トーカイ 理事 保安統括室長
〃	曾根 孝	元・一般社団法人兵庫県 LP ガス協会
〃	直井 俊幸	栃木県産業労働観光部工業振興課
関係者	経済産業省	産業保安グループ ガス安全室

54

令和3年度 石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業 (安全技術普及事業(事故発生原因分析等調査))  事業報告書  報告書抜粋	表 2-5 他工事事故に係る規則等改正試案 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (新旧対照表)	
	改正案	現行
	(供給設備の技術上の基準) 第18条 法第16条の2第1項の経済産業省令で定める供給設備(バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。)の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一から二十三 (略) 二十四 供給管(貯蔵能力が三百キログラム以上の貯蔵設備に係るものに限る。)を地盤面に埋設する場合は、埋設部近傍に液化石油ガス又はLPガスと明瞭に表示すること。  ※第19条、第53条、第54条も同様  (周知の内容) 第27条 法第27条第1項第3号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一から五 (略) 六 前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項 ※通達改正あり(別紙)  (消費設備の技術上の基準) 第44条 法第35条の5の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。 イからム (略) ウ 配管(貯蔵能力が三百キログラム以上の貯蔵設備に係るものに限る。)を地盤面に埋設する場合は、埋設部近傍に液化石油ガス又はLPガスと明瞭に表示すること。 二 (略)	(供給設備の技術上の基準) 第18条 法第16条の2第1項の経済産業省令で定める供給設備(バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。)の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一から二十三 (略) (新設) 供給管への表示(供給設備)  (周知の内容) 第27条 法第27条第1項第3号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一から五 (略) 六 前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項 販売事業者への連絡  (消費設備の技術上の基準) 第44条 法第35条の5の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。 イからム (略) (新設) 配管への表示(消費設備)  二 (略)
		55

令和3年度 石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業 (安全技術普及事業(事故発生原因分析等調査))  事業報告書  報告書抜粋	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準 について 20190308 保局第5号 平成31年3月15日  別添4 通達(規則関係)  第27条(周知の内容)関係 1. 本条の周知の内容は、以下の表に掲げるところによる。	
	事 項	例
(略) 前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項	(略) (1) 三又(一般消費者等が三又を知らない場合には、三又の図画、写真又は現物を呈示する等により一般消費者等に三又の認識をもたせること。)の使用を避けること。 (2) 就寝前及び留守時には、器具栓及び元栓を閉じること。 (3) マッチにて点火する場合には、点火後器具栓を開くこと。 (4) 第38条の2(周知の方法)及び第38条の3(保安機関による情報通信の技術を利用する方法を用いた周知事項の提供の方法)関係4.に規定する大規模料理飲食店等の管理者は、LPガス保安連絡担当者を通じ、周知内容の理解を従業員に徹底させること。 (5) 掘削工事等(掘削工事、解体工事、撤去工事などの工事及び作業全般のうち、供給設備又は消費設備に近接する場所で行うものをいう。)があるときは、液化石油ガス販売事業者へあらかじめ連絡すること。	
		56



令和3年度  
石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業  
(安全技術普及事業(事故発生原因分析等調査))

事業報告書

報告書抜粋

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)の運用及び解釈の基準について 20170207 資庁第6号 平成29年2月22日

第16条(販売の方法の基準)関係

1. ～3. (略)
4. 第16号中・・・(略)

【現行】

ただし書きに定める事項として、「撤去が著しく困難である場合」とは、いわゆる小規模導管供給の場合(集合住宅への供給も含む)、業務用への供給の場合(相当規模のもの)、バルク供給による場合等、物理的に撤去が困難である場合を言う。

【改正試案】

ただし書きに定める事項として、「撤去が著しく困難である場合」とは、いわゆる小規模導管供給の場合(集合住宅への供給も含む)、業務用への供給の場合(相当規模のもの)、バルク供給による場合等、物理的に撤去が困難である場合を言うが、このうち、バルク供給による場合については、撤去せずに放置した際の災害等の発生リスクを鑑み、出来る限り撤去することが望ましいため、留意すること。

(略)

例示基準

2.8. 供給管等の適切な材料および使用制限、腐食及び損傷を防止する措置

1. 適切な材料及び使用制限 (略)
2. 腐食を防止する措置 (略)
3. 損傷を防止する措置  
(1)～(2) (略)

【現行】

- (3) ポリエチレン管を埋設する場合は次の措置を講ずること。
  - ① 標識シートを管と地表面との間に設置し、さや管その他の防護措置を講じ、又は地表面に埋設位置を明示すること。
  - ② ①の措置がとれない場合は、パイプロケータの使用に備え、管に添わせて金属線を埋設すること。
  - ③ 埋設部等においてコンクリート等を貫通する場合は、さや管その他の防護措置を講ずること。

【改正試案】

(3) ポリエチレン管を埋設する場合又はポリエチレン管以外の管及び継手を道路の下に埋設する場合は次の措置を講ずること。

57

以下、略。(現行と同じ)

## 保安基盤 保安管理体制

● 液化石油ガス販売事業者等の保安意識の高揚を図り、もって液化石油ガスを利用する一般消費者等の保安を確保するため、技術総括・保安審議官表彰等を実施

- 2023年10月26日、自主保安活動等の顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等への表彰を実施。
- 全国のLPガス販売事業者等が、自主保安活動自己診断チェックシートの各項目(保安方針、保安管理体制、保安業務、自然災害対策)により事業所単位で、自主保安活動を評価。
- 顕著な功績を挙げた販売事業者等に対し、厳正な審査を経た上で候補者を選定。毎年10月(LPガス消費者保安月間)の、「LPガス消費者保安推進大会」(LPガス安全委員会)において各表彰を実施。

2023年度受賞者数

<液化石油ガス消費者保安功績者表彰>

- ・技術総括・保安審議官優良表彰 15者
- ・技術総括・保安審議官優秀表彰 2者
- ・高圧ガス保安協会会長表彰 18者
- ・LPガス安全委員会会長表彰 12者
- ・LPガス安全委員会会長特別顕彰 1者
- ・LPガス安全委員会会長特別表彰 18者
- ・ガス警報器工業会リメイク運動表彰 20者

2023年度表彰ロゴ



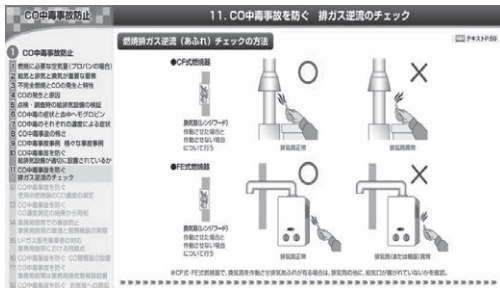
58

## 保安基盤 保安管理体制 人材育成

### ● 販売事業者向け講習

- 販売・保安業務に欠かせない知識の獲得を到達目標とし、2022年11～12月、全国の液化石油ガス販売事業者を対象にeラーニングによる講習を実施。また、小規模事業者を対象に、保安業務等の個別指導を実施。
- 2023年3月、保安業務ガイドについて、質量販売、バルク告示改正、権限移譲等の制度改正等の情報を加えて改訂、経産省webに掲載済。

eラーニング（4テーマ）  
「法令指導」（販売事業等）、「保安業務指導」  
「CO中毒事故防止」、「LPGガス災害対策」



eラーニング画面（ナレーション付き）  
最後に理解度確認テストを終えて講習修了



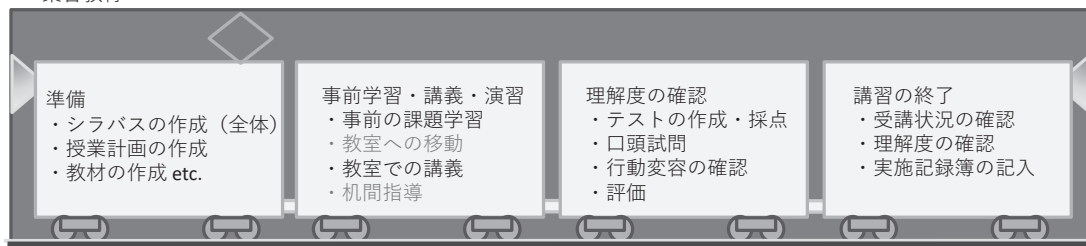
保安業務ガイド等は経産省webよりダウンロード可  
2022年度改訂版を掲載済

59

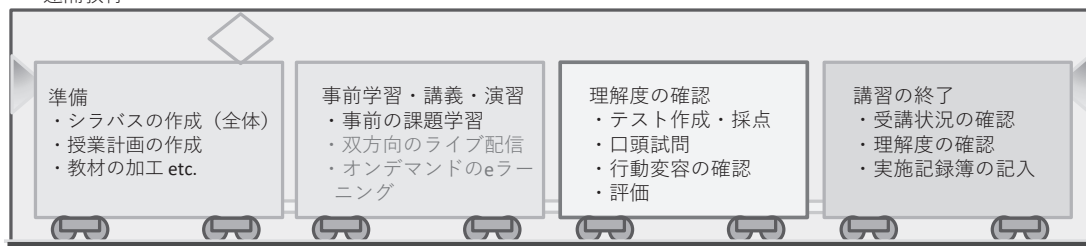
## 遠隔教育について

- 対面教育と遠隔教育のフローは基本的に変わらない。対面教育と比べ、受講者の学習進捗等が見えにくい遠隔教育では、到達目標の設定と理解度の確認を、より重視する必要。
- 業務遂行に必要な知識・力量（到達目標）、シラバス、カリキュラム、評価基準などを整備。将来、事業者等において講習企画・実施に活用可能な形で講習の形づくりを実施・展開。

< 集合教育 >



< 遠隔教育 >



60



## 4. 自然災害

61

### 充てん容器の流出防止措置（地域の災害リスクを踏まえた対応策）

豪雨等による容器流出被害が相次いだことを踏まえ、令和3年6月、容器のベルト又は鎖の二本掛け等を義務づける液石法施行規則等の改正を行った。

#### 1. 背景

近年、気象環境は大きく変化しており、災害の頻発化・激甚化が進行している。さらに、気象現象と地理的な条件が組み合わさることで、LPガス設備に関しては、充てん容器の流出等といった、浸水による甚大な被害が発生している。こうした状況下において、災害リスクの把握と対応が急務となっている。

#### 2. 経緯

自然災害対策については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会、容器流出防止対策検討会（事務局：一般社団法人全国LPガス協会）等において検討を行ってきた。また、令和3年4月に「液化石油ガス安全高度化計画2030」が策定され、「LPガス災害対策マニュアル」（令和3年3月改定）等を踏まえた対策を徹底する旨が明記された。

#### 3. 内容

充てん容器の流出を防止する措置を講ずるため、施行規則及び施行規則の機能性基準の運用（別添例示基準）について一部改正を行った。

今回の改正では、施行規則第十八条 供給設備の技術上の基準に、洪水等の対策として容器流出対策を加え、“転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずるとともに、浸水のおそれのある地域においては、充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずること。”とし、地域の災害リスクに応じて容器の流出防止対策を講ずることを定めた。

また、施行規則の機能性基準の運用（別添例示基準）において、①対象地域（洪水浸水想定区域（想定最大規模）等）、②具体的対策（例えば、20kgを超える容器にはベルト又は鎖を2本かける、（容器の浮上により鉄鎖等が簡単に外れることを防ぐため）ベルト又は鎖が外れにくい固定金具を使用する等）を追加した。

#### 4. スケジュール

公布：令和3年6月18日

施行：令和3年12月1日。省令の施行の際現に設置されている設備については令和6年6月1日までは、なお従前によることができる。

あと1年切ってます！

62

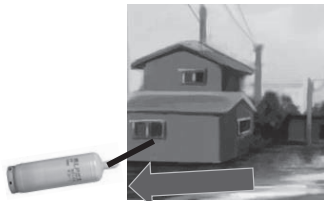
## 洪水時の被害状況の考察（鎖から抜ける原因の考察）

- 容器を固定する鎖・ベルトをいかに有効に機能させることが鍵である。
- 容器の浮上や水流による横倒しにより、容器は鎖・ベルトから抜けやすくなる。また、鎖・ベルトが持ち上がることにより外壁フックから外れやすくなる。
- 容器を固定するものが無くなった状態で、さらに一定以上の衝撃が加わることで高圧ホースに引張張力が加わり流出が起きやすくなる。

1. 鎖から抜ける

2. 容器が水に浮遊する

3. 高圧ホース張力以上の  
衝撃が加わり流出する



水流方向

容器固定するものが無くなった場合、上図のような状況になり、高圧ホースの引張張力以上の力が加われれば容器が流出する。いかに、鎖・ベルトを有効に機能させるかがカギ。

### 鎖が抜ける原因

#### パターン1

鎖がフック部から簡単に抜ける形状で、水が来たときに抜け鎖が先に流出している。  
→ 外れにくい形状の金具取り付け

#### パターン2

鎖はフック部に残っているが、容器が浮遊して上方から鎖を抜けている。  
または、下方部の水流により下に鎖を抜けている。  
→ 上半部及び下半部への二重掛け、  
掛け方（あそびがないようにまく）

\* 容器流出対策検討会資料

63

ご清聴ありがとうございました。

64

## 4 経済産業省からの通知文書

事業団広報第225号が発行された2023年9月15日以降、当事業団においては、経済産業省から次の通知文書を受け取りました。

都道府県LPガス協会の中には、これらの文書をホームページなどで周知しているところも見受けられますが、あらためて本誌にも掲載して関係者にお知らせいたします。

- (1) 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について  
(要請) (令和5年10月25日)
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程等について (通知)  
(令和5年12月15日)

経済産業省

令和5年10月25日

一般財団法人全国LPガス保安共済事業団 殿

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長

経済産業省産業保安グループガス安全室長

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について（要請）

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、食品工場及び業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガスの消費を行う者に対して注意喚起を行うこととしました。

つきましては、貴団体の会員に対して、別添を踏まえた対応を依頼するようお願いいたします。

別添

## 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について

近年、食品工場及び業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガス（以下「ガス」という。）の消費設備による一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故が発生しています。

特に昨年8月には、静岡県企業において、社員食堂の厨房で業務用食器洗浄機の使用中に従業員11名がCO中毒となる事故が発生するなど、2022年は3件（死者0名、CO中毒16名）の事故が発生しています。これらの事故原因の多くは、機器の経年劣化や換気が不十分なため、消費設備が不完全燃焼を起こし、COが発生したものです。

食品工場及び業務用厨房施設等においてひとたびCO中毒事故が発生した場合、多くの人を巻き込み、甚大な被害を及ぼす可能性があることから、換気、点検、手入れ、業務用換気警報器設置等の重要性について、業務用厨房等の所有者や使用者等の理解を促すことが重要です。

経済産業省は、食品工場及び業務用厨房施設等におけるガスの消費設備によるCO中毒事故を防止するため、下記の事項について、ガスの消費設備の使用者及び管理者に対して注意喚起をします。

## 記

1. ガスの消費設備の使用中は必ず換気（給気及び排気の両方）を行うこと。特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する際に、長時間室内を閉め切りの状態にすることが想定されるため、換気扇や換気装置によって十分に換気が行われているか、必ず確認すること。なお、現場において換気し忘れを防止するための工夫を実践すること。
2. ガスの消費設備の使用者及び管理者は、ガスの消費設備の使用開始時及び使用終了時にガスの消費設備及び換気設備の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上、当該設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。
3. ガスの消費設備及び換気設備は、その使用に際して取扱説明書を十分に読み、適切に使用すると共に、設備の作動状況の確認、ほこりや汚れの除去、フィルターの清掃

等、換気不良やガスの不完全燃焼を防ぐための日常管理を行うこと。特に台風、地震、積雪等の自然災害後は当該設備の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。また、停電中は、換気扇及び給排気設備が作動しない場合があるので、停電中にやむを得ずガスの消費設備を使用する場合は、窓を開けて換気をする等の措置を講じること。更に、復電後は換気扇及び給排気設備が作動することを確実に確認すること。

4. 排気ガス中に含まれる油脂等を有効に除去するために排気取入口に設置されるグリス除去装置（グリスフィルター）や悪臭防止のために排気ダクト内に設置される脱臭フィルター等は、使用し続けると油脂等が付着して目詰まりを起こし、十分な換気量が確保できなくなることから、当該フィルターの定期的な清掃又は交換を実施すること。
5. 万一の不完全燃焼に備えて業務用換気警報器の設置を検討すること。
6. ガスの消費設備及び換気設備の正しい使用方法及び換気の重要性について、調理に従事する従業員（パート・アルバイト等を含む。）への教育及び周知を実施すること。

参考1：2022年に発生した食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故一覧

参考2：飲食店や食品工場などでガス機器を使われている皆様へ

問合せ先：

経済産業省 産業保安グループ

高圧ガス保安室 （食品工場）

03-3501-1706

ガス安全室 （業務用厨房施設等）

03-3501-4032



(参考1)

2022年に発生した食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故一覧						
	月日	県名	死亡	中毒	事故概要	ガス種
1	7月15日	高知県	0	4	換気設備不使用に伴う排ガスCO中毒。 原因は、スチームオーブンを使用する際に、室温が上がらないように換気ダクトの電源を入れたり切ったりして使用を続けた結果、十分な換気が行われず不完全燃焼を起こしたものと推定される。(ガス事業者推定)	都市ガス
2	8月23日	静岡県	0	11	給排気設備不使用に伴う排ガスCO中毒。 原因は、業務用食器洗浄機を使用する際に、何らかの理由で給排気設備を稼働せず使用を続けた結果、不完全燃焼を起こしたものと推定される。(警察、消防見解)	都市ガス
3	10月8日	静岡県	0	1	換気設備不使用に伴う排ガスCO中毒 原因は、業務用麺ゆで器を使用する際に、換気設備が稼働していない状態(推定)で使用を続けた結果、不完全燃焼を起こしたものと推定される。(ガス事業者推定)	都市ガス

(参考2)

## 飲食店や食品工場などで ガス機器を使われている皆様へ

ガスが正常に燃えるためには、酸素をたくさん含んでいる新鮮な空気が必要なんです。

ガス機器を使っているときに酸素が足りなくなると燃焼が不完全になり、人体に有毒な一酸化炭素（CO）が発生して中毒になるおそれがあります。

一酸化炭素（CO）中毒を防ぐためのポイントは3つ。毎日、職場の皆さんと一緒にチェックしてくださいね。



料理人見習いのユリさん

### □ ガス機器を使うときは、必ず換気（給気と排気）！

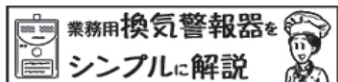
大型のガス機器の使用や、複数のガス機器の同時使用が多い業務用厨房施設では、ガスを使用する量が多い分、新鮮な空気もたくさん必要となります。職場にいる全員が、必ず換気扇や換気設備を運転した状態でガス機器を使うようにしましょう。なお、正常に燃えているガスの炎は青色です。

### □ ガス機器や換気設備はきれいに清掃し、定期的に点検を！

ガス機器の給排気口や換気設備の吸い込み口に油污れやホコリなどがたまると、きちんと換気ができなくなり、一酸化炭素（CO）中毒になるおそれがあります。日頃からきれいに清掃し定期的に点検も受けましょう。

### □ 万が一にそなえて、厨房や工場にCO警報器の取り付けを！

一酸化炭素（CO）は無色・無臭。発生に気が付かずに中毒になる場合がほとんどです。そうならないよう、業務用厨房施設の環境に合わせて作られた「業務用換気警報器」の設置をお勧めします。



ユリさんとキダさんも出演中です！

約2分30秒の動画（日本ガス協会制作）はコチラ↑のQRコード（YouTubeに接続）からご覧いただけます。

ガスの青い炎で美味しい味とみんなの笑顔を！これからもガスの安全にご理解・ご協力をお願いいたします。



一般社団法人 日本ガス協会

一般社団法人 日本コミュニティーガス協会

一般社団法人 全国LPガス協会

このチラシは行政機関・団体が  
共同で作成しました。

**一酸化炭素（CO）中毒の初期症状は、風邪に似ていると言われています。**  
**ガスや炭火などの「火」を使っているときに体調不良を感じたら、**  
**風邪と決めつけず、換気（給気と排気）の確保を確認してください。**

### 一酸化炭素(CO)中毒の症状

空気における一酸化炭素(CO)濃度	一酸化炭素(CO)の吸入時間と中毒症状
0.02% ( 200ppm)	2～3時間で前頭部に軽度の頭痛
0.04% ( 400ppm)	1～2時間で前頭痛・吐き気、2.5～3.5時間で後頭痛
0.08% ( 800ppm)	45分間で頭痛・めまい・けいれん、2時間で失神
0.16% ( 1,600ppm)	20分間で頭痛・めまい、2時間で死亡
0.32% ( 3,200ppm)	5～10分間で頭痛・めまい、30分間で死亡
0.64% ( 6,400ppm)	1～2分間で頭痛・めまい、15～30分間で死亡
1.28% ( 12,800ppm)	1～3分間で死亡



ガス会社のキダさん

## 「業務用換気警報器」は、皆様とお客さまの心強い味方です！



○血中に生じたCOヘモグロビンの濃度を推定し、一過性の一酸化炭素(CO)の発生では警報を出すことなく、人体へ危険な影響を与える前に警報を発します※。

○温度、湿度、一酸化炭素(CO)以外のガスなどの影響をうけにくく、センサーの性能が長い間安定しています。

○リチウム電池駆動なので、100Vの電源が不要。設置場所に困りません。

※ 体内で酸素を運ぶ役割を果たしている赤血球中のヘモグロビンは、一酸化炭素(CO)が体内に取り込まれると、それと結びついてCOヘモグロビンを形成し、酸素を運ぶ能力が失われます。血中のCOヘモグロビンの濃度が上昇すると、酸素を体内に送ることが徐々に難しくなり、人体へ様々な影響が生じる恐れがあります。

## ～職場で業務用換気警報器が鳴ったら～



いつ一酸化炭素(CO)中毒になってもおかしくない、本当に危険な状態！  
 すぐに行動に移すことは、次の3つです。

- ① すぐにガス機器や炭火の使用をやめる。
- ② 換気をする。（ドアや窓を開けて換気をするか、換気扇などの換気設備が動いていなかったらすぐに作動させる。）
- ③ ガス会社に連絡する。

経済産業省

20231212保局第2号

令和5年12月15日

一般財団法人全国LPガス保安共済事業団  
理事長 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政  
省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程等につい  
て（通知）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解  
釈の基準について等の一部を改正する規程等を別添のとおり改正しましたので通知しま  
す。

つきましては、貴団体傘下の関係団体及び会員に周知をお願いします。

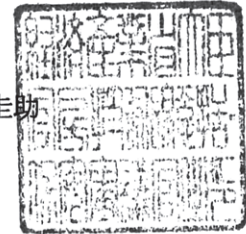
## 経済産業省

20231212保局第2号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年12月15日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 辻本 圭助



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20190308保局第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、令和5年12月15日から施行する。



○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20190308保局第5号）新旧対照表  
 （改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。）

改正後	改正前
<p>別添 4                      液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について</p> <p>第11条（貯蔵施設）関係                      1. [略]                      2. [略]                      (1) [略]                      (2) 貯蔵施設には、貯蔵施設の所有者若しくは占有者の従業員であつて規則第36条第2項に定める要件に適合する者が管理人として貯蔵施設に常駐していること、又は貯蔵施設に<u>関係者以外の者が容易に近づけず立ち入りしないような措置を講じていること。</u>                      なお、<u>上記の措置はさく、へいを設け施設等を行うことなどが考えられるが、これに限らない。</u>                      (3)～(4) [略]                      3.～7. [略]</p> <p>第30条（認定の申請）関係                      1.～2. [略]                      3. 第2項各号に掲げる書類については、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」（平成25年3月29日付け20130208商局第3号）を参照されたい。</p> <p>別添 運営管理規程（例）                      （監視する者の業務内容）                      第4条 規則第46条第1号ハの監視する者（以下「監視員」という。）の業務内容は次の各号に定めるとおとしする。                      （監視員の配置場所及びその体制）                      第5条 監視員は、<u>第2条第2項の集中監視センター又は前条の業務が円滑に実施することができる場所に常時配置するものとする。</u></p>	<p>別添 4                      液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について</p> <p>第11条（貯蔵施設）関係                      1. [略]                      2. [略]                      (1) [略]                      (2) 貯蔵施設には、貯蔵施設の所有者若しくは占有者の従業員であつて規則第36条第2項に定める要件に適合する者が管理人として貯蔵施設に常駐していること、又は貯蔵施設に<u>さく、へいを設け施設等を行うことにより関係者以外の者が容易に立ち入れないようにしていること。</u>                      (3)～(4) [略]                      3.～7. [略]</p> <p>第30条（認定の申請）関係                      1.～2. [略]                      2. 第2項各号に掲げる書類については、「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」（平成25年3月29日付け20130208商局第3号）を参照されたい。</p> <p>別添 運営管理規程（例）                      （監視する者の業務内容）                      第4条 規則第46条第3号の監視する者（以下「監視員」という。）の業務内容は次の各号に定めるとおとしする。                      （監視員の配置場所及びその体制）                      第5条 監視員は、<u>第2条第2項の集中監視センターに常時配置するものとする。</u></p>



2 [略]	2 [略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

## LPガス保安優良事業者を訪ねて

今回は北海道東部の帯広市に本社を置く「帯ガス燃料株式会社」を訪れ、内木敬典・代表取締役社長にお話を伺いました。

訪問先

### 帯ガス燃料株式会社



内木 敬典  
代表取締役社長

### LPWA集中監視を全顧客に設置

(編)：御社は平成22年に当時の認定販売事業者の認定を取得し、平成28年の新制度以降はゴールド保安認定事業者となっています。認定を取得したきっかけや経緯についてお聞かせください。

内木：認定販売事業者は、検針業務の簡素化や保安面の高度化を目的に取得しました。平成12年8月に、当時普及し始めていた集中監視システムの設置を開始しました。通信方法はまだ固定電話の回線を活用していました。PHSが新たな通信方法としてようやく普及し始めていたころです。

23年前の当時、正直なところ「通信機器を設置して集中監視システムを導入しよう」とは考えていませんでした。しかし、ガスメーターなどの機器を仕入れているメーカーから熱心な提案を受け、「集中監視システムはこれからのLPガスの販売事業者には不可欠なシステム」と考えを改めて、設置を決めました。それ以後、年を追うごとに徐々にPHSを使った通信方法へと変わっていききました。

(編)：近年は情報通信技術の進歩が目覚ましく、顧客宅の通信環境も大きく変化してきました。こうした中で、御社の現在の集中監視システムはどのようになっているのでしょうか。

内木：近年、顧客宅の通信回線がADSL方式から光回線へ進化した一方で、固定電話を持たない方も増えてきました。さらに、PHSサービスも令和5年3月末で廃止となりました。

こうした状況の変化を見越して、当社は無線方式のLPWA集中監視システムへの換装を順次実施していき、令和5年11月末までに顧客100%の換装を完了しました。全顧客に設置したのを受けて、これからは高度な機能を持つメーター機器のメンテナンスと適切な管理が重要になると考えます。

(編)：最近の保安に対する取り組みや、 mottoについて教えてください。

内木：集中監視システムがLPWAへと移行したことで、顧客宅のメーターからの警報やガス遮断など、異常を瞬時に察知できるようになり、迅速な対応ができるよ

うになりました。

また、これまではガス使用量の予測が難しかったのですが、L P W Aを設置したことで正確な残量監視が可能となり、ガス切れの未然防止にもつながっています。こうした最新機器を活用しながら、今後も「安心・安全」を追求していく考えです。



異常が発生した場合、瞬時に  
情報を全社員が共有する

(編)：保安への取り組みの中で、特に重点を置かれていることや、苦勞されている点がありますか。

内木：L P W Aへの移行に伴って、平成29年に管理システムの全面改修を行いました。紙ベースでの台帳管理をすべて止めて、社内ではP C、社外でも社員個々が持っているタブレット端末から、顧客宅の異常を常時確認できるようにしました。外勤中でも顧客の情報が一目で把握できるようになったことで、異常発生の場合は全社員が状況を共有できるだけで

なく、外勤する一番近くにいる社員が当該の顧客宅に駆け付けられるようになりました。

苦勞していることは、共働き世帯が増えたことに伴って、昼間に不在の顧客が増え、4年に1度の法定点検のアポイント取りが、年々難しくなっていることでしょうか。

## LINEやSNSなどを活用し保安周知

(編)：お客さまへの保安に関する周知活動は、どのように行っているのでしょうか。

内木：最近の機器の進化は目覚ましく、ともしれば直接対面しなくてもコミュニケーションが取れる時代となっています。しかし、当社は地道にお客さま宅への訪問を実施し、口頭による注意喚起に努めています。

近年は不在のお客さまが圧倒的に多いことから、SNSを活用したP Rにも着手しています。また、令和3年8月には、DX（デジタルトランスフォーメーション）化の第1弾として、公式L I N Eを開設したのをはじめ、ホームページのリニューアルやウェブ請求書も導入しまし

た。

現在は顧客の60%超がL I N Eに友だち登録している状況で、保安についての情報をここで周知するケースもあります。例えば、雪害由来の事故を未然に防ぐため、容器周辺の除雪について留意する点を紹介しています。

このほか、当社の関連会社が運営するF M局での周知や、帯広市内中心部での街頭放送を活用して、保安についての情報を提供しています。

(編)：今後に向けた保安の展望についてお聞かせください。

内木：最近では電気料金の高騰に加え、カーボ



L P W A 集中監視システムを活用した見守りサービス

ンニュートラルへの取り組みが浸透してきていることから、改めてL P ガスそのものの良さが見直され始めています。消費者のL P ガスに対する印象も、「L P ガスは高い、危険」といったマイナスのイメージが薄れてきているようにも見えます。

実際のところ、昨年あたりからオール電化住宅のオーナーから、L P ガスへの燃料転換についての相談も寄せられるようになりました。当社としては、燃転した新規の顧客に対してもL P ガスを安全に使ってもらうため、徹底したアドバイスを行い、知識を深めてもらうよう努めています。

また、今後に向けてはL P W A の機能を最大限に活かす形で、独居の高齢者の在宅や安否確認、災害時の対応など、今までにない新しいサービスも構築していきたいと考えています。

(編)：北海道市場におけるL P ガス事故の現状について、どのようにお考えでしょうか。

内木：近年の道内での事故件数は、販売事業者の努力もあって、年々減少する傾向にあると見ています。ただ、事故の発生状況をつぶさに分析すると、危機感の欠かなのか、事業者と消費者双方とも「これ

ぐらい大丈夫だろう」「多分、問題ないだろう」といった思い込みで起因する事故が散見されます。事業者については、「保安なくして商売なし」の意識を常時持つ、その一環として消費者に対しても、事業者が普段からしっかりアドバイスをするといい姿勢が求められるのではないのでしょうか。

北海道特有の雪害由来の事故については、容器移設などさまざまな未然防止のための対策を講じています。さらに災害対策の観点から、容器の倒壊や流失を防ぐため、ベルトの二重がけを進めているところです。

いずれにしても、事故の未然防止については、事業者の努力だけでは成り立ちません。消費者に対しても事故の未然防止についての周知が不可欠なのですが、日中の在宅率が極めて低く、顧客との接点機会が激減しているのが実情です。当社はSNSを駆使するなどして、繰り返し周知して注意喚起を図っていく考えです。

(編)：L P ガス業界全体へご意見等がありましたらお聞かせください。

内木：業界全体が事故に対する危機感を持って保安に取り組む姿勢が必要だと感じています。加えて、元売りや卸売り事業者

の垣根を越えたところでの保安意識の徹底が必要と感じます。私が常に自身に言い聞かせている「和を以て貴しとなす」という言葉のとおり、これからは将来を見据えた協調こそが、業界全体の保安レベルの向上には欠かせないと考えます。顧客に安全にL Pガスを使ってもらうため、行政による立入検査の充実化を図り、厳正なチェックを行うことがこれからはますます必要だと感じます。ガスメーターや調整器などの期限の確認、徹底や、ガス警報器の100%設置を前提とした指

導、改善に舵を切り、顧客がより安全にL Pガスを使えるような検査内容への刷新を期待します。

また、行政でも対策が議論されていますが、大規模で資金力のある販売事業者が行う無償貸与や過剰投資の廃止を求めます。このままでは大規模事業者による市場の寡占が続いてしまいます。当社のような規模の事業者でも人材や保安機器に再投資ができる、本来のあるべき市場の姿に戻すべきです。



北海道市場で他社に先駆け、今から14年前の平成22年に認定販売事業者の認定を取得し、現在はゴールド認定事業者として事業を展開する。帯ガス燃料の特筆すべき点は、認定を得たことで完結せずに、時代の変遷に併せてさらに発展させてきたところ。現在はL PWA集中監視システムの充実化を図り、異常の瞬時把握など創業以来掲げてきた「顧客ファースト」を具現化する。帯広市を中心とする十勝地方を代表する事業者としてのプライドは揺るがない。

#### (基本情報)

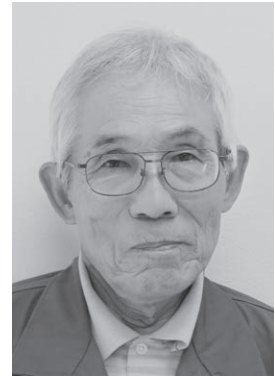
- 社 名 : 帯ガス燃料株式会社  
 所 在 地 : 北海道帯広市西2条南1-1  
 創 立 : 昭和63年(1988年)  
 資 本 金 : 1,500万円  
 従業員数 : 11名  
 事業内容 : L Pガス、灯油小売、  
 機器販売・修理、  
 リフォーム事業





## L Pガス保安優良事業者を訪ねて

今回は福井県南西部、敦賀市に本社を置く「有限会社梶野商店」を訪問し、梶野紀和社長と北倉雄二総務部長からお話を伺いました。



梶野 紀和社長

### 訪問先

## 有限会社梶野商店

### 創業から「不易保安」を徹底

(編)：はじめに、御社の成り立ちについてお尋ねします。

梶野：私が会社を立ち上げたのは昭和44年5月でした。学卒後、昭和34年に東京の垣見油化株式会社に入社し、ここで5年間、L Pガスのイロハを学びながら仕事に従事してきました。昭和34年頃はL Pガスの漏洩による事故が想定されていなかった時代で、法律で着臭剤を着けることが義務付けられていなかったため、無臭でした。その後、農協に転職して5年間を過ごしました。社会人として10年経った時、独立して事業を起そうと思い、地元で立ち上げたのが今の会社です。

当時は田中角栄さんが「日本列島改造論」を提唱していました。工業の再配置と交通・情報通信の全国的ネットワークを形成し、「人」「お金」「もの」の流れを巨大都市から地方に逆流させる「地方分散」を政権公約に掲げ、昭和47年7月の自民党総裁選で勝利し、内閣総理大臣になった頃でした。「進め！進め！家を増やせ！」といった具合に敦賀市でもどんどん新築住宅が建っていきました。

こういう状況ですので、地元同業者と競合して衝突することもなく、順調にお客さまを増やしていけました。

(編)：そうした中でもご苦労もあったのではないのでしょうか？

梶野：当社は初めから敦賀市内での商売に徹することを決めていましたが、東京で仕事をしていた時とはやはり違いましたね。東京時代は三多摩地区で仕事していたのですが、新しい団地がどんどん建ち、引っ越してくる人もそれだけたくさんいました。引っ越しの家財道具を積んだトラックの後ろに着いて車を走らせ、到着後にガスの契約をお願いして、お客さまを増やしていくやり方もしました。敦賀のような地方都市ではそこまで急激に新築が増えるわけではなかったのですが、一件一件訪問する営業を行い、ガスを売ることの大変さを実感しました。

しかし、当時の地元燃料商でL Pガスのセールスをしていたのは、私だけのようなでした。まだ炭や薪などが燃料の主流だった時代です。当時の私は一人で商売をし、店も小さかったため、他社と同じ



商いをしては駄目だという思いがあり、新しい燃料のLPガスで勝負しようと全力で売り込みをしました。幸い、先に話したように、新築住宅が次々と建っていた時代でしたので、既設住宅に燃料転換のお願いに行かなくても、台所や風呂でガスを使用していただけのお客さまを獲得していくことに、それほど苦労はしませんでした。

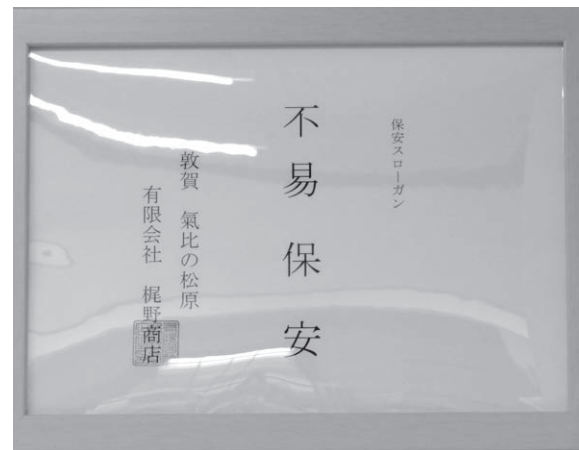
しかし、今は少子高齢化への対応で精一杯です。敦賀市も40～50年前は田畑が広がり、年々人口が増加していきましたが、今は高齢者の多い地域となり、空き家が増えてきました。

また、敦賀市は原子力発電所の町だから「何となく電気」という雰囲気もあります。

北倉：それと近年は、新築の9割近くがオール電化を採用し、新規開拓が難しくなってきました。

(編)：時代の波を受けながらも、今日の梶野商店を築かれてきたのですね。草創期、お客さまを増やす一方で、安心安全にガスを使用していただくために、早くから保安を重視されてこられたとお聞きしています。

梶野：当社は「不易保安」を信念とし、スローガンに掲げ、保安業務に取り組んでいます。不易とはいつまでも変わらないことです。保安も時代がどう変わろうとも質を変えてはいけない、疎かにしてはいけないものであり、お客さまに安心安全にガスをご使用いただくために、絶えず細心の注意を払って取り組んでいくべきものです。敦賀市にもゆかりのある俳人・松尾芭蕉が示した有名な俳諧の理念「不易流行」から引用しました。芭蕉は元禄2年(1689年)の旧暦8月14～



不易保安をスローガンに掲げる

16日にこの地に滞在し、気比神宮、金ヶ崎、金前寺、色ヶ浜、本隆寺を渡り歩いており、当時のことを「奥の細道」に記しています。気比神宮境内には松尾芭蕉の像と句碑があります。

テレメーター(集中監視)システム化にも早期から取り組んできました。私が新しいもの好きということもあって、昭和63年にパルス信号式のガスメーターが世に出た時、お客さま宅の電話回線とつなぐと、自動的に検針データが信号で送られてくることに興味を持って導入しました。当時、私を含めて社員は2人で、遠い場所に検針に行くのが大変だったこともありました。その後、ISDN、光回線と通信方法が変わり、そのたびごとに当社も新しいシステムに移行させてきました。

北倉：3年前からはPHS通信サービスの廃止に伴い、LPWAを導入することを決め、切り替えを始めました。現在、9割のお客さまに集中監



北倉雄二総務部長

視システムをご導入いただいておりますが、そのうちの6割にLPWA端末を設

置しています。残りは3G、4GのLTE回線を利用したものです。

## 積極的なシステム化が安心安全の源に

(編)：そうした企業努力を続けてこられたことで、これまで数多くの保安表彰を受賞されています。経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官表彰は、令和4年と翌5年の2年連続で受賞されています。

北倉：保安を維持するには費用がかかりますし、利益を生むものでもありません。しかし、マイコンメーターを設置し、ガス漏れ警報器を取り付けて連動させ、緊急時に遮断・通報管理できる双方向通信システム体制を整えていくことが、保安のシステム化の最終形ではないかと考えています。当社では一部連動が不要なお客さまを除けば、100%マイコンメーターとLPWAを活用した集中監視システムの体制が取れています。

また、こうしたことも継続していかなければ意味がありません。年が経ち、人が変わり状況が変わったとしても、維持していかなくてはなりません。今後、人手不足がますます深刻化していくと思われれます。そのためにもLPWAの設置が大切です。

一方で、時代の流れとともに通信手段がどんどん新しくなっていて、対応するための負担が大きくなっています。通信サービスは20年くらいで変わっていますが、PHSが3G、4Gから5G、6Gへと進化していけば、それに合わせてまた新たに投資をしなくてはいけないのかと思われれます。

(編)：頭の痛いところですね。その他、LPガス業界に対するご意見があれば、お聞

かせください。

梶野：当社は平成10年7月に認定販売事業者、現在はゴールド保安認定事業者となっています。認定者となり、いろいろとインセンティブを得ていますが、実際は十分ではありません。ガス漏れ警報器の期限管理のためにお客さま宅へ交換に行きます。アパートに新規で入居する際もその度ごとに点検をします。保安はとても重要なため理解できますが、もう少し、点検業務等の要件緩和など保安のインセンティブがあれば良いと思います。

また、現在はLPWAの新規取り付けに大変手厚い補助金などがあります。当社のように先進的に取り組んできた会社でも時代に合わせた更新が必要です。しかし、補助金など制度が整備された時期の関係で、新規の取り付け会社の方が先にこうした支援を受けています。これまで先進的に取り組んできた企業に対して



倉庫シャッターにはGライン北陸の mascotキャラクターを描き、LPガスのイメージアップを図る

も、後の再構築にかかる費用に対し、補助金などが受けられる制度があってもいいのではないかと考えます。

また、保安認定事業者は供給機器等の期限管理をすることが必須条件です。人手不足の時代、この先対応する人がいなくなっていく時、どこまでできるかが問題になります。これからは作業の効率化がますます求められ、必要とされていくでしょう。決して保安を疎かにすると

いう意味ではなく、合理化を図っていくことも必要と思われます。

ガス漏れ警報器は現在、保証期間が5年間となっており、期限が切れれば交換しなくてはなりません。この先、技術的な進歩により6年、7年と保証期間を延長していくことは可能なのではないでしょうか。システムの効率化、業務の合理化、保安の高度化がさらに進むことが望まれます。

郷土愛のこもった「不易保安」をスローガンに掲げ、事業の基本とするとともに、常に新しいものに着眼し、取り入れてきた梶野紀和社長。古き良きものを大切にする精神と、斬新なものへ目を向ける柔軟性が、長年たくましく商売を続けてきた源であると感じた。さらにLPガス業界の将来を憂い、保安に対してもしっかりとした信念を持たれているからこそ、梶野社長のもとで創業から54年を経た今日まで、お客さまも安心安全にガスを使用し続けてこれられているのだろう。

#### (基本情報)

社 名 : 有限会社梶野商店  
 所 在 地 : 福井県敦賀市平和町19-14  
 創 立 : 昭和44年(1969年)5月  
 従業員数 : 7名  
 事業内容 : LPガス販売、ガス機器販売、空調機器、給排水衛生設備・他配管などの新設補修など管工事、水道施設・土木工事の設計施工





## 6. 2022年度L P ガス事故集計表

### (1) 2022年度L P ガス事故集計表 (2023. 11. 30現在)

1 表	2022年度 (2022. 10. 1 ~ 2023. 10. 1) L P ガス事故 (速報) 集計表	67
2 表	L P ガスの漏えい等による事故 (速報) 原因別分類集計表	68
3 表	L P ガスの漏えい等による事故 (速報) の発生場所別発生件数と損害	70
4 表	事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故集計表	71
5 表	事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故 (経年推移)	72
6 表	事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故の 損害対象別分類	73
7 表	事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故の 都道府県別発生状況	74

### (2) L P ガス事故件数等の推移

8 表	L P ガス事故 (速報) 件数と損害の推移	76
9 表	L P ガスの漏えい等による事故 (速報) の原因別件数、比率の推移	78

### (3) L P ガス事故概況等

10	L P ガスの漏えい等による事故事例	79
11	事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故事例	80



## LPガス事故集計について

当事業団においては、次のような事故を集計の対象としています。

なお、年度の区切りは、各年10月1日午後4時から翌年の10月1日午後4時まで（保険年度）です。

- 1 各都道府県LPガス協会（事業団支部）から、次の種類の事故として報告があったもの
  - ① LPガスの漏えい等による事故（偶発事故）
  - ② LPガスの漏えい等による事故（自損事故）
  - ③ 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故  
（容器を輸送、運搬、交換中、容器を転落、転倒などさせて、人にけがをさせ、あるいは他人の自動車や施設、建物、工作物等の一部に損傷を与えるというような事故）
- 2 液化石油ガス法に係る事故のうち経済産業省がNews Release（速報）として公表したもの
- 3 LPガス事業者賠償責任保険の幹事損害保険会社から、事故が発生した結果、同保険により保険金を支払ったと報告があったもの



1表 2022年度(2022.10.1~2023.10.1) LPガス事故(速報)集計表  
(2023.11.30現在)

損害区分 事故別区分	2022年度							2021年度			
	事故件数		人身被害		建物損害		車、その他 動産損害	2022.11.30現在		2023.11.30現在	
	件数	比率	死亡	傷害	全焼壊	一部 損害		件数	比率	件数	比率
	件	%	人	人	件	件	件	件	%	件	%
LPガスの漏えい 等による事故	1	100					1	8	100	10	100
事業者 ミス	1	100					1	4	50.0	6	60.0
消費者 ミス											
第三者 責任								2	25.0	2	20.0
不可 抗力											
原因 不明								2	25.0	2	20.0
自損事故											
事業者の過失に 起因する「ガス漏 れによらない」事 故 (容器運搬中容器 が転倒し建物、車 を破損等)	630			1			465	164	680		854
合 計	631			1			466	164	688		864

(注) 1 事故件数は、保険年度内に発生した件数を集計している。

2 事故件数は、集計日現在で事業団が把握している件数を集計している。

損害保険会社等からの事故報告にはタイムラグがあり、保険年度終了後に報告を受けることもあることから、保険年度終了後にも事故件数には動きがある。

このため、前年度の事故件数については、現時点での集計のほか、今年度の事故件数と同様の条件で比較するために1年前の集計も併せて計上している。

2表 L P ガスの漏えい等による事故(速報)

原 因 別 (主たる原因、要因の重複しているものはその主たるもの)	2022年度					2021 年度 件
	件 数	人 身 被 害		建 物 損 害		
		死 亡	傷 害	全焼壊	一部損害	
	件	人	人	棟	棟	件
<b>事 業 者 過 失</b>	<b>1</b>		<b>0</b>		<b>1</b>	<b>6</b>
(1) 事業者施設における作業ミス						1
イ 充てん所、オートガススタンドにおける作業ミス						1
ロ 事業者店頭・事務所における作業ミス						
(2) 容器輸送・運搬中の衝突・転倒・転落等のミス						
(3) 容器交換に伴うミス						
イ 容器積下ろし、交換作業時の誤操作 (容器転倒、誤ってバルブを開く等)						
ロ 燃焼器具の使用状況を確認せず容器交換 (立消えを生ずる等)						
ハ 容器、調整器、配管との接続ミス・操作ミス						
ニ 容器交換後の点検不十分・処置不適切						
(4) 容器設置上のミス						
イ 屋外容器設置に関連したミス (容器設置場所、設置方法不適切、容器転倒防止 措置なし、容器管理不良、ホースの毀損折損等)						
ロ 容器屋内設置に関連したミス						
ハ 予備容器置き(消費者に容器を交換させる等)						
ニ 残ガス容器の放置						
(5) 配管関係ミス	1				1	3
イ 配管の設計、施工、工事ミス						3
ロ 埋設管、屋外配管の腐食、毀損						
ハ 工事未完成部分の配管端末処理不適切等						
ニ 配管作業、修理作業中のミス、エア抜きミス						
ホ その他	1				1	
(6) 販売貸与した器具の欠陥、不適、取付の際のミス (メーター・調整器等の取付ミス、取付後のエア抜 きミス等を含む。)						1
(7) 消費設備の修理作業中のミス						
(8) 液石法令に規定する保安業務等に伴うミス (供給開始時点検・調査、容器交換時供給設備点検、 定期供給設備点検、定期消費設備調査、周知、 緊急時対応、緊急時連絡等の義務不履行・不十分・ 作業ミス、その他任意の点検・調査に伴うミス)						1
(9) バルクへの充てん等のミス						

## 原因別分類集計表 (2023年11月30日現在)

原因別 (主たる原因、要因の重複しているものはその主たるもの)	2022年度					2021 年度 件
	件数	人身被害		建物損害		
		死亡	傷害	全焼壊	一部損害	
	件	人	人	棟	棟	件
<b>消費者過失</b>	<b>0</b>					<b>0</b>
(1) ホース関連ミス						
イ ホースのゆるみ、脱落、亀裂、損傷等						
ロ ホースのねずみによる被害						
(2) 未使用ガス栓の誤操作						
(3) 立消え						
(4) 着火不確認						
(5) 点火ミス						
イ 自動点火具の不具合等に起因する点火操作の繰り返し等						
ロ 点火順序を誤る等						
ハ その他(リモコン操作ミス等)						
(6) 元栓、器具栓の不完全閉止						
(7) 元栓、器具栓の閉め忘れ(消し忘れ)						
(8) 燃焼器具取扱上のミス						
イ 元栓を閉めるべきところを誤って開く等の操作ミス						
ロ 器具の置場所不適、手入れ不良等						
ハ 誤って触れ、バルブ、器具栓が開く						
ニ その他(元栓を閉めずに器具を取り外す等)						
(9) 一酸化炭素中毒						
(10) 消費者自ら容器を取り扱いミス						
(11) その他						
イ 器具の故障・不具合その他						
ロ 不用意な雪おろしによる器具の折損ガス漏れ						
ハ その他						
<b>第三者責任</b> (事業者、消費者ともに責任のないもの)						<b>2</b>
<b>不可抗力</b> (豪雪、落雷、暴風雨、地震等の自然変象に起因するもの。 ただし、施設の管理に欠陥のあるものは除く。)						
<b>原因不明</b> (ガス漏れあるいは爆発の原因不明、又はその責任の所在不明)						<b>2</b>
<b>合計</b>	<b>1</b>				<b>1</b>	<b>10</b>
<b>自損</b> (自殺、故意にホースを切断、容器バルブを開放等の犯罪行為等)						

3表 LPGガスの漏えい等による事故（速報）発生場所別発生件数と損害

損害区分 発生場所	2022年度（2023.11.30現在）				2021年度		
	件数	人身被害		建物損害		2022. 11.30 現在	2023. 11.30 現在
		死亡	傷害	全焼・ 全壊	一部 焼損害		
独立住宅	件	人	人	棟	棟	件	件
集合住宅・ アパート・マンション・寮						2	2
飲食店	1				1	1	1
店舗						2	3
旅館・ホテル						1	2
集会場							
学校							
福祉施設							
公共施設							
医療施設							
事務所							
工場・作業所							
道路							
イベント会場							
事業者施設						1	1
屋台							
移動販売車							
空きテナント							
空き地							
その他						1	1
合計	1				1	8	10

(注)自損事故を除く。

4表 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故集計表

原因区分 損害区分		2022 年度 (2023.11. 30現在)	人 身 被 害					対 物 損 害			2021年度	
			死 亡		傷 害		小計	建物、 工作物等	車、 その 他 動産	小計	2022.11. 30現在	2023.11. 30現在
			消費者	第三者	消費者	第三者						
(1) 容器輸送、 運搬、交換 中における 容器の転 倒等による 事故	小計	399						303	96	399	381	457
	うち販売事業者扱い	172						126	46	172	162	203
	うち配送事業者扱い	218						170	48	218	218	252
	うち受託認定保安機関扱い	9						7	2	9	1	2
(2) 容器運搬 具の接触 等による事 故	小計	73						55	18	73	95	111
	うち販売事業者扱い	32						24	8	32	37	41
	うち配送事業者扱い	41						31	10	41	58	70
	うち受託認定保安機関扱い											
(3) 事業者施 設(建物、 塀、看板等 の工作物) の倒壊、ガ ススタンド における作 業ミス等による事故	小計	5						1	4	5	7	12
	うち販売事業者扱い	1						1		1	2	2
	うち配送事業者扱い											
	うち受託認定保安機関扱い うちスタンド扱い	4							4	4	5	10
(4) 単なる工 事、作業等 のミスによる事故	小計	146			1		1	103	42	145	190	266
	うち販売事業者扱い	140			1		1	99	40	139	174	248
	うち配送事業者扱い	2						1	1	2	12	13
	うち受託認定保安機関扱い	4						3	1	4	4	5
(5) そ の 他	小計	7						3	4	7	7	8
	うち販売事業者扱い	6						3	3	6	5	7
	うち配送事業者扱い	1							1	1	1	1
	うち受託認定保安機関扱い うちスタンド扱い										1	
合 計	合計	630			1		1	465	164	629	680	854
	うち販売事業者扱い	351			1		1	253	97	350	380	501
	うち配送業者扱い	262						202	60	262	289	336
	うち受託認定保安機関扱い うちスタンド扱い	13 4						10 4	3 4	13 4	5 6	7 10

(注) 1 事故件数は、保険年度内に発生した件数を集計している。

2 事故件数は、集計日現在で事業団が把握している件数を集計している。

損害保険会社等からの事故報告にはタイムラグがあり、保険年度終了後に報告を受けることもあることから、保険年度終了後にも事故件数には動きがある。

このため、前年度の事故件数については、現時点での集計のほか、今年度の事故件数と同様の条件で比較するために1年前の集計も併せて計上している。

5表 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故（経年推移）

区 分	事 故 原 因	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度 (注3)	合 計		
							件数	比率	
(1) 容器輸 送、運 搬、交換 中におけ る容器の 転落、転 倒による 事故	人 力	a. 天候等で手が滑る	48	39	47	54	41	229	6.1
		b. 天候等で足元が滑る	14	21	11	6	18	70	1.9
		c. 身体のバランスを崩す	8	12	21	38	34	113	3.0
		d. 搬入経路に段差や坂がある	37	40	52	54	37	220	5.9
		e. 搬入経路の足場が不良	3	1	5	2	1	12	0.3
		f. 搬入経路が狭い	47	58	63	40	43	251	6.7
		g. 容器設置場所が狭い	7	12	2	4	3	28	0.7
		h. 立てておいた容器が倒れる	42	46	79	55	37	259	6.9
		i. 担いだり転がしてぶつける	84	87	134	106	57	468	12.5
		j. 手押車から容器が転落	5	8	14	4	9	40	1.1
		k. その他	29	27	34	37	47	174	4.6
	配送車 (パワー ゲート)	l. ゲートから容器が落下	15	24	11	15	8	73	1.9
		m. 容器の積載方法が不良			2	1		3	0.1
		n. 荷台から容器が落下	3	9	12	10	12	46	1.2
		o. その他	2	4	7	31	52	96	2.6
吊上げ 機	p. ワイヤーが切れる		1				1	0.0	
	q. フックが折れる			1			1	0.0	
小 計		344	389	495	457	399	2,084	55.6	
(2) 容器運搬具の事故	r. 手押車（二輪車）等が他物に接触	73	81	77	109	72	412	11.0	
	s. 壁に立掛けた運搬具が倒れる		1	2	2	1	6	0.2	
	小 計	73	82	79	111	73	418	11.1	
(3) そ の 他	t. 工事、作業 中のミス	t1. 容器置場				6			
		t2. 配管				25			
		t3. 器具取付け				27			
		t4. 消費設備修理	180	246	261	266	74	1099	29.3
		t5. 保安業務					11		
		t6. バルク関係					3		
	小計					146			
	u. ガスの供給不能	5	2	7	8	3	25	0.7	
v. オートガススタンド内事故	15	15	16	10	4	60	1.6		
w. 上記以外	27	24	7	2	5	65	1.7		
小 計	227	287	291	286	158	1,249	33.3		
合 計		644	758	865	854	630	3,751	100	

(注) 1 2023年11月30日時点での数値である。  
 2 四捨五入のため、比率の合計が一致しない場合がある。  
 3 2022年度の数値は、保険期間終了直後であり今後増加する見込みである。



6表 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故の損害対象別分類

区 分 \ 年 度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (注3)	合 計	
	件	件	件	件	件	件数	比率
<b>物 損</b>	<b>637</b>	<b>756</b>	<b>861</b>	<b>850</b>	<b>629</b>	<b>3,733</b>	<b>99.5</b>
(内 訳)							
建物	272	315	414	441	310	1,752	46.7
フェンス・塀	84	95	105	68	38	390	10.4
埋設管(排水・浄化槽等)	50	60	77	68	67	322	8.6
濡損	66	81	73	65	50	335	8.9
車両等	104	127	117	127	88	563	15.0
供給不能等で仕掛品不良	5	2	7	8	10	32	0.9
※物損と密接に関連する営業損失、物損自体の請求が行われなかった営業損失も含んでいる。	陶磁器 仕掛品 (医薬品) ソケット 食材 お茶	美容室髪質改善 代金等 鶏26,000羽	商品タイル原材料 陶磁器 金属製品 中上げ 飲食店営業損失 コメ約4t 菓子工場原材料	陶磁器 2 養鶏場雛 機械 ベアリング 製品 食材ロス・営業損失 菓子	養鶏場雛 4 米 パックライス 冷凍庫食材 店舗営業損失 菓子材料 電気工事費用等		
その他 (エアコン室外機、テレビ、洗濯機、パソコン、温室、水槽、湯沸器、盆栽、灯籠等)	56	76	68	73	66	339	9.0
<b>人 損</b>	<b>7</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>18</b>	<b>0.5</b>
ガススタンドでトランクに挟込み、充てんノズル操作ミスで負傷	4		1	1		6	0.2
容器積込み、交換中に容器が歩行者に接触等		1		2		3	0.1
その他	3	1	3	1	1	9	0.2
<b>合 計</b>	<b>644</b>	<b>758</b>	<b>865</b>	<b>854</b>	<b>630</b>	<b>3,751</b>	<b>100</b>

(注) 1 2023年11月30日時点での数値である。  
2 四捨五入のため、比率の合計が一致しない場合がある。  
3 2022年度の数値は、保険期間終了直後であり今後増加する見込みである。

7表 2022年度 事業者の過失に起因する「ガス漏れに

事故内容 区分 都道府県	事故の内容別内訳					合計
	(1) 容器輸送、運搬、交換中における容器の転落、転倒等による事故	(2) 容器運搬具の接触等による事故	(3) 事業者施設(建物、塀、看板等の工作物)の倒壊、ガススタンドにおける作業ミス等による事故	(4) 単なる工事、作業中のミスによる事故	(5) その他	
北海道	43	4	0	19	1	67
青森県	7	3	0	6	1	17
秋田県	0	0	1	0	0	1
岩手県	2	0	0	1	0	3
山形県	2	0	0	1	0	3
宮城県	6	1	0	2	0	9
福島県	7	0	0	6	0	13
栃木県	0	1	0	2	0	3
茨城県	1	4	1	5	0	11
千葉県	15	6	0	2	1	24
埼玉県	48	4	0	7	0	59
群馬県	0	2	0	0	0	2
東京都	17	0	0	0	0	17
神奈川県	40	5	1	4	0	50
新潟県	4	0	0	1	1	6
長野県	5	2	0	2	0	9
山梨県	2	1	0	0	0	3
静岡県	15	2	0	2	0	19
愛知県	30	6	1	9	1	47
三重県	5	2	0	1	0	8
岐阜県	4	2	0	4	0	10
富山県	3	0	0	0	0	3
石川県	3	0	0	4	0	7

## よらない事故」の都道府県別発生状況(2023年11月30日現在)

単位:件

事故内容 区分	事故の内容別内訳					合計
	(1) 容器輸送、 運搬、交換中 における容器 の転落、転倒 等による事故	(2) 容器運搬 具の接触等に よる事故	(3) 事業者施 設(建物、塀、 看板等の工作 物)の倒壊、ガ ススタンドにお ける作業ミス 等による事故	(4) 単なる工 事、作業中の ミスによる事故	(5) その他	
都道府県						
福井県	4	1	0	3	0	8
滋賀県	1	2	0	5	0	8
京都府	7	0	0	3	0	10
奈良県	5	1	0	3	0	9
和歌山県	6	0	0	0	0	6
大阪府	3	2	0	0	0	5
兵庫県	10	2	0	3	0	15
鳥取県	2	0	0	0	0	2
岡山県	13	3	1	20	1	38
島根県	1	0	0	1	0	2
広島県	10	1	0	4	0	15
山口県	5	2	0	1	0	8
徳島県	6	0	0	2	0	8
香川県	2	1	0	1	0	4
高知県	4	1	0	1	0	6
愛媛県	9	3	0	2	0	14
福岡県	26	4	0	9	0	39
佐賀県	3	1	0	0	0	4
長崎県	4	0	0	1	0	5
大分県	0	0	0	0	0	0
熊本県	4	1	0	1	1	7
宮崎県	4	3	0	2	0	9
鹿児島県	5	0	0	2	0	7
沖縄県	6	0	0	4	0	10
合 計	399	73	5	146	7	630

8表 LPGガス事故(速報)

事故区分 保険年度	LPGガスの漏えい等による事故							単 純 火 災			
	件数	人 身 被 害			建 物 損 害		件数	人 身 被 害			
		死 亡	傷 害	合 計	全 焼 壊	一 部 損 害		死 亡	傷 害		
件	人	人	人	棟	棟	件	人	人			
1968	609	76	601		103						
1969	582	83	614		145						
1970	666	56	599		184						
1971	697	(11)	99	(117)	812	911	107	263			
1972	684	(12)	99	(140)	849	948	156	339			
1973	716	(9)	89	(212)	956	1,045	141	451			
1974	690	(12)	86	(228)	931	1,017	139	355			
1975	604	(7)	60	(161)	766	826	130	282			
1976	709	(1)	82	(180)	822	904	137	352			
1977	626	(3)	56	(179)	771	827	125	323			
1978	610	(10)	71	(234)	857	928	112	323			
1979	622	(5)	61	(119)	706	767	115	339			
1980	580	(11)	49	(143)	681	730	129	296			
1981	543	(4)	57	(122)	654	711	93	280			
1982	517	(2)	47	(122)	575	622	93	256			
1983	516	(15)	55	(152)	580	635	107	285			
1984	455	(3)	36	(208)	568	604	90	267			
1985	413		42	(58)	408	450	84	207			
1986	329	(4)	35	(63)	346	381	55	185			
1987	325		38	(63)	312	350	84	185			
1988	282	(5)	42	(103)	342	384	61	181			
1989	234		32	(26)	252	284	51	151			
1990	175		17	(22)	163	180	36	115			
1991	158	(2)	22	(24)	176	198	32	101			
1992	129	(8)	8	(42)	159	167	22	90			
1993	93		11	(24)	80	91	8	56			
1994	100		10	(8)	83	93	12	34			
1995	110	(1)	14	(21)	108	122	8	70			
1996	99			(11)	108	108	13	69			
1997	81		7	(29)	109	116	9	34			
1998	71		8	(2)	59	67	5	37			
1999	67		9	(13)	60	69	5	25			
2000	68		6	(14)	67	73	5	37			
2001	86		4	(10)	63	67	4	54			
2002	116		8	(21)	74	82	11	36			
2003	119		2	(11)	90	92	11	46			
2004	105		3	(9)	58	61	2	22			
2005	207		2	(6)	96	98	1	36			
2006	148		1		77	78	8	13			
2007	92		2		39	41	5	18			
2008	116	(1)	5	(24)	107	112	14	9			
2009	84		2	(1)	53	55	8	13			
2010	88		2		66	68	4	9			
2011	42		1		48	49	2	4			
2012	48		3		18	21		7			
2013	59		2		59	61	2	18			
2014	51		1	(14)	49	50	2	24			
2015	34			(2)	40	40		10			
2016	30		1		21	22		13			
2017	32		1		19	20	2	7			
2018	28				25	25		11			
2019	13		1		21	22	1	195			
2020	4		1		1	2	2				
2021	10				3	3		4			
累計(1971年～)	12,815	(126)	1,290	(2,938)	14,387	15,677	2,243	6,537			
							3,749	(6)	133	(31)	461

注：①本表は、日連・全農両契約に一本化した1971年からの事故件数と損害の推移をまとめたもの。ただし、単純火災、自損事故は外数で、参考のため記載。②人身被害の( )内数字は、内数で第三者数である。

## 件数と損害の推移 (2023年11月30日現在)

事故		自損事故						事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故			保険年度		
建物損害		件数	人身被害			建物損害		件数	死亡	傷害			
全焼壊棟	一部損害棟		死亡	傷害		全焼壊棟	一部損害棟						
		件	人	人			件	人	人				
		14	(2)	7	(5)	14	1		2	1968			
		20	(3)	6	(14)	30	4		2	1969			
		21	(3)	12	(6)	18	12		2	1970			
51	32	72	(1)	24	(34)	100	12	40	2	1971			
69	55	74	(4)	36	(11)	69	19	38	5	1972			
99	47	91	(7)	53	(40)	105	20	46	5	1973			
77	45	112	(5)	44	(26)	126	37	64	9	1974			
75	46	96		35	(33)	114	20	47	5	1975			
79	43	152	(3)	75	(41)	168	24	73	7	1976			
73	49	152	(1)	85	(54)	168	33	63	4	1977			
103	64	147	(2)	69	(44)	156	31	83	6	1978			
113	80	124	(5)	65	(57)	149	23	75	9	1979			
100	46	124	(11)	61	(62)	162	23	70	16	1980			
127	98	118	(2)	50	(26)	112	18	57	33	1981			
137	91	162		65	(32)	153	26	77	38	1982			
123	80	144	(2)	57	(50)	168	24	83	46	1983			
112	94	104	(1)	25	(27)	123	20	68	38	1984			
104	112	101		28	(11)	103	24	63	58	1985			
113	77	84		20	(15)	100	22	52	70	1986			
64	54	87	(1)	26	(14)	85	17	52	50	1987			
66	53	98		15	(24)	79	17	62	64	1988			
37	41	46		11	(13)	63	24	30	72	1989			
43	43	31	(2)	12	(12)	37	2	22	128	1990			
42	38	24		6	(11)	29	6	16	130	1991			
37	34	24		10	(2)	23	1	17	169	1992			
45	19	15		5	(3)	16	2	9	207	1993			
16	9	8		1		8	1	7	214	1994			
20	31	2		1		1	1		292	1995			
28	30	10		2	(6)	15	1	7	262	1996			
20	18	8		3		7	2	6	318	1997			
13	21	10		1	(2)	12	2	22	335	1998			
24	23	6				6	1	5	373	1999			
28	26	9			(5)	13		13	328	2000			
25	21	6		3		3	2	8	273	2001			
57	40	2		1		1		2	334	2002			
57	49	7		2		5	1	5	405	2003			
62	30	6		2	(1)	6		2	402	2004			
45	22	4		2	(2)	4	2	24	441	2005			
35	25	1			(12)	13	5	10	451	2006			
42	28	3				3		3	438	2007			
30	19								432	2008			
30	34								433	2009			
25	12	1				2	1		424	2010			
14	10	1		1		1		1	506	2011			
									483	2012			
									552	2013			
		1				3		1	632	2014			
		1							624	2015			
		1				1		1	593	2016			
		1				3	1	45	725	2017			
									644	2018			
									758	2019			
									858	2020			
									854	2021			
2,460	1,789	2,270	(47)	896	(670)	2,515	465	1,369	14,555	4	(67)	447	累計(1971年～)

③保険が系列契約時代の1968～1970年度は、第三者数は不明であり、LPガスの漏えい等による事故の中に単純火災が若干含まれる。

④単純火災事故は、2012年度から集計をやめている。

9表 LPGガスの漏えい等による事故（速報）の原因別件数、比率の推移（2023年11月30日現在）

（自損事故を除く。）

年度別	事業者ミス		消費者ミス		第三者責任 不可抗力		原因不明		合 計		死傷者数 人	事故1件 当たり 死傷者数 人
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%		
1971	148	21.2	443	63.6	20	2.9	86	12.3	697	100	911	1.31
1972	114	16.7	458	67.0	17	2.5	95	13.9	684	100	948	1.39
1973	118	16.5	497	69.4	21	2.9	80	11.2	716	100	1,045	1.46
1974	86	12.5	481	69.7	28	4.1	95	13.8	690	100	1,017	1.47
1975	68	11.3	441	73.0	21	3.5	74	12.3	604	100	826	1.37
1976	77	10.9	508	71.7	32	4.5	92	13.0	709	100	904	1.28
1977	56	8.9	450	71.9	24	3.8	96	15.3	626	100	827	1.32
1978	57	9.3	472	77.4	12	2.0	69	11.3	610	100	928	1.52
1979	53	8.5	472	75.9	20	3.2	77	12.4	622	100	767	1.23
1980	52	9.0	438	75.5	27	4.7	63	10.9	580	100	730	1.26
1981	61	11.2	410	75.5	8	1.5	64	11.8	543	100	711	1.31
1982	50	9.7	396	76.6	16	3.1	55	10.6	517	100	622	1.20
1983	65	12.6	375	72.7	31	6.0	45	8.7	516	100	635	1.23
1984	81	17.8	284	62.4	38	8.4	52	11.4	455	100	604	1.33
1985	64	15.5	275	66.6	31	7.5	43	10.4	413	100	450	1.09
1986	59	17.9	204	62.0	27	8.2	39	11.9	329	100	381	1.16
1987	46	14.2	219	67.4	24	7.4	36	11.1	325	100	350	1.08
1988	37	13.1	187	66.3	10	3.5	48	17.0	282	100	384	1.36
1989	35	15.0	156	66.7	11	4.7	32	13.7	234	100	284	1.21
1990	26	14.9	116	66.3	17	9.7	16	9.1	175	100	180	1.03
1991	32	20.3	98	62.0	14	8.9	14	8.9	158	100	198	1.25
1992	20	15.5	86	66.7	12	9.3	11	8.5	129	100	167	1.29
1993	30	32.3	37	39.8	16	17.2	10	10.8	93	100	91	0.98
1994	31	31.0	49	49.0	12	12.0	8	8.0	100	100	93	0.93
1995	36	32.7	47	42.7	13	11.8	14	12.7	110	100	122	1.11
1996	30	30.3	45	45.5	9	9.1	15	15.2	99	100	108	1.09
1997	27	33.3	32	39.5	13	16.0	9	11.1	81	100	116	1.43
1998	26	36.6	30	42.3	7	9.9	8	11.3	71	100	67	0.94
1999	22	32.8	30	44.8	7	10.4	8	11.9	67	100	69	1.03
2000	23	33.8	25	36.8	14	20.6	6	8.8	68	100	73	1.07
2001	36	41.9	34	39.5	11	12.8	5	5.8	86	100	67	0.78
2002	37	31.9	51	44.0	16	13.8	12	10.3	116	100	82	0.71
2003	39	32.8	47	39.5	22	18.5	11	9.2	119	100	92	0.77
2004	40	38.1	36	34.3	22	21.0	7	6.7	105	100	61	0.58
2005	47	22.7	57	27.5	90	43.5	13	6.3	207	100	98	0.47
2006	52	35.1	52	35.1	17	11.5	27	18.2	148	100	78	0.53
2007	27	29.3	31	33.7	17	18.5	17	18.5	92	100	41	0.45
2008	40	34.5	33	28.4	17	14.7	26	22.4	116	100	112	0.97
2009	24	28.6	34	40.5	14	16.7	12	14.3	84	100	55	0.65
2010	18	20.5	30	34.1	29	33.0	11	12.5	88	100	68	0.77
2011	12	28.6	21	50.0	8	19.0	1	2.4	42	100	49	1.17
2012	8	16.7	25	52.1	8	16.7	7	14.6	48	100	21	0.44
2013	13	22.0	27	45.8	16	27.1	3	5.1	59	100	61	1.03
2014	7	13.7	21	41.2	14	27.5	9	17.6	51	100	50	0.98
2015	6	17.6	23	67.6	3	8.8	2	5.9	34	100	40	1.18
2016	8	26.7	14	46.7	3	10.0	5	16.7	30	100	22	0.73
2017	8	25.0	12	37.5	9	28.1	3	9.4	32	100	20	0.63
2018	5	17.9	12	42.9	7	25.0	4	14.3	28	100	25	0.89
2019	3	23.1	5	38.5	-	0.0	5	38.5	13	100	22	1.69
2020	3	75.0	-	0.0	1	25.0	-	0.0	4	100	2	0.50
2021	6	60.0	-	0.0	2	20.0	2	20.0	10	100	3	0.30
合計	2,069	16.1	8,326	65.0	878	6.9	1,542	12.0	12,815	100	15,677	1.22



## 10 L P ガスの漏えい等による事故事例

L P ガスの漏えい等による事故（2023年7月以降に把握したもの）について、参考のため、その概要をご紹介します。

### ○ 2022年6月発生 飲食店

消費者の厨房内ガス配管の腐食部からL P ガスが漏れ、燃焼機器(茹で麺器)の炎が着火し火災が発生。厨房内全体が被害を受けたが、客席側に直接的な被害は無く人的被害も無かった。

## 11 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故事例

事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故（2023年7月以降に把握したものの）について、参考のため、内容区分別に抽出してその概要をご紹介します。

### 1 容器輸送、運搬、交換中における容器の転落、転倒等による事故

#### ○ 2022年8月発生 一般住宅

容器交換時に手が滑り、駐車場アスファルトを損傷させた。

支払保険金 約42万円

#### ○ 2022年12月発生 事務所

残容器回収作業時、車両までの運搬中にバランスを崩し、被害車両そばに置いていた別の残容器に接触したため被害車両の方に転倒し車両左前部を損傷させた。

支払保険金 約45万円

#### ○ 2023年1月発生 駐車場

配送先で駐車中の車に台車が接触し損傷させた。

支払保険金 約32万円

#### ○ 2023年2月発生 一般住宅

容器配送時に容器を落としてしまったため、通路横のシャッターに容器が当たりシャッターを破損させた。

支払保険金 約33万円

#### ○ 2023年3月発生 一般住宅

搬入経路が狭かったため、消費者宅の車に接触し損傷させた。

支払保険金 約37万円

#### ○ 2023年4月発生 集合住宅

容器交換時に手を滑らせ、容器が外壁に当たり破損した。

支払保険金 約35万円

#### ○ 2023年5月発生 一般住宅

容器納入の際、緩衝部材のゴムマットが滑り容器が台車に倒れ、その台車が跳ね上がり隣家車両のバンパー上部に当たり破損させた。

支払保険金 約34万円

○ 2023年5月発生 店舗

容器交換作業後に足を踏み外し転倒。駐車していた車両の右側運転席ドアに容器が接触し破損させた。

支払保険金 約39万円

○ 2023年5月発生 一般住宅

段差を超えるため50Kg容器を持ち上げたところバランスを崩し、駐車中の車両に容器が接触し破損させた。

支払保険金 約34万円

○ 2023年7月発生 一般住宅

20kg容器交換時、駐車中の車両に接触し右後輪フェンダー付近を破損させた。

支払保険金 約31万円

○ 2023年7月発生 一般住宅

容器搬送時、台車を起こした際に容器が倒れ、玄関ドアに接触し破損させた。

支払保険金 約43万円

○ 2023年8月発生 介護施設

50kg容器を移動させる際、容器が倒れ駐車中の車両に接触。テールランプ、バンパーを破損させた。

支払保険金 約33万円

## 2 配管関係ミスによる事故

○ 2023年6月発生 介護施設

ガス配管工事中、誤って水道管を破損し、壁や床に水濡れの損害を発生させた。また、修復期間中、お風呂が使用できないなどの事情から休業損害も与えた。

支払保険金 約233万円

○ 2023年7月発生 一般住宅

床ボックスコックの設置時、床下で穴あけ作業を行った際に材料（梁）が入っており破損させた。

支払保険金 約31万円

○ 2023年9月発生 集合住宅

サンダーを使用してガス配管を取り外す際、風で鉄粉が飛び駐車していた車に付着し、車の塗装が傷つき剥げ錆が出た。

支払保険金 約31万円

3 消費設備の取付け、修理作業中のミスによる事故

○ 2022年12月発生 一般住宅

住居のリフォーム時、テラス付近にエネファームを新設。その排気が原因で、テラス屋根のアルミ鉄骨部が腐食した。

支払保険金 約38万円

○ 2022年12月発生 店舗

2階の給湯器の水抜き栓から漏水し、階下店舗の天井・壁面等に水濡れの損害を発生させた。

支払保険金 約219万円

○ 2023年1月発生 集合住宅

屋外式給湯器の水抜きができていなかったため、凍結し破損。階下住宅のクロス、カーペット、エアコン等に水漏れの損害を発生させた。

支払保険金 約58万円

○ 2023年1月発生 集合住宅

退去した住戸の給湯器の水抜きを忘れたため、水道管が凍結により破裂し、水濡れの損害を発生させた。

支払保険金 約33万円

○ 2023年1月発生 集合住宅

開栓した給湯器の水抜きを忘れたため、凍結により階下住居に水濡れの損害を発生させた。

支払保険金 約101万円

○ 2023年1月発生 集合住宅

給湯器の水漏れを止める工事の最中に給湯器に圧をかけてしまい、給湯配管だけがつながった状態で給湯器が落下し、建物の壁面に穴をあけた。

支払保険金 約70万円

○ 2023年3月発生 飲食店

焙煎機のパイロットバーナの修理中、バーナを点火するためチャッカマンを近づけたところ、焙煎機が粉碎し煙突部分が破損した。

支払保険金 約99万円

○ 2023年3月発生 飲食店

ガス給湯器の設置工事を行った際、同時に交換した水のバルブの栓が緩んでいたようで、店舗内に水濡れの損害を発生させた。

支払保険金 約80万円

○ 2023年5月発生 一般住宅

ガス衣類乾燥機の排気が天井裏でつながっておらず、天井裏等にカビを発生させた。

支払保険金 約87万円

4 販売・貸与した器具の取付工事、修理等のミスによる事故

○ 2023年6月発生 集合住宅

ガス漏れ警報器交換時に電線を短絡（ショート）させ、分電盤を破損させた。

支払保険金 約144万円

5 その他

○ 2022年11月発生 店舗

従業員が集金訪問時にドアを開けた際、力を入れ過ぎたためドアが外壁に当たり、外壁とドアを破損させた。

支払保険金 約63万円

○ 2023年1月発生 農場

ガスボンベのホースに繋がる一次調整器の凍結による作動不良により、ガスブルーダー（暖房機）へのガス供給が停止し、鳥舎の雛が2,612羽死亡した。

支払保険金 約112万円





## 7 LPガス販売事業者家庭業務用ガス統計 消費者戸数ならびに販売トン規模別分布状況 (令和4年度 契約最終集計)

LPガス販売事業者賠償責任保険(家庭業務用ガス)の令和4年度契約最終データに基づき、消費者戸数と販売トン数について、事業者および販売所の規模別に分類し、集計しました。集計は、以下の条件に基づいて作成しています。

- ① 対象は、家庭業務用ガス(簡易ガスを含む)を販売する事業者及び販売所
- ② 全L協契約及び全農契約の令和3年度契約(令和4年10月1日～令和5年10月1日  
まで)の加入依頼書、追加加入及び変更届に基づき令和5年10月1日現在での集計
- ③ 第1表から第4表は事業者単位、第5表から第8表は販売所単位で集計

第1表	LPガス消費者戸数別 事業者分布表
第2表	LPガス販売トン数別 事業者分布表
第3表	LPガス消費者戸数別都道府県別 事業者分布表
第4表	LPガス販売トン数別都道府県別 事業者分布表
第5表	LPガス消費者戸数別 販売所分布表
第6表	LPガス販売トン数別 販売所分布表
第7表	LPガス消費者戸数別都道府県別 販売所分布表
第8表	LPガス販売トン数別都道府県別 販売所分布表

第1表 令和4年度 LPガス消費者戸数別 事業者分布表

消費者戸数	令和4年度契約						令和3年度契約				
	事業者数	増減数	対前年比	消費者戸数	増減数	対前年比	消費者戸数/事業者	増減数	事業者数	消費者戸数	消費者戸数/事業者
戸			%	戸		%	戸			戸	戸
1～	2,260	△ 20	△ 0.9	114,700	△ 1,176	△ 1.0	51	△ 0	2,280	115,876	51
100～	5,237	△ 154	△ 2.9	995,540	△ 27,936	△ 2.7	190	0	5,391	1,023,476	190
300～	2,882	△ 105	△ 3.5	1,104,276	△ 42,406	△ 3.7	383	△ 1	2,987	1,146,682	384
1～	10,379	△ 279	△ 2.6	2,214,516	△ 71,518	△ 3.1	213	△ 1	10,658	2,286,034	214
500～	1,531	△ 61	△ 3.8	919,482	△ 32,312	△ 3.4	601	3	1,592	951,794	598
700～	1,108	△ 54	△ 4.6	937,731	△ 51,382	△ 5.2	846	△ 5	1,162	989,113	851
1,000～	852	△ 31	△ 3.5	1,070,385	△ 24,240	△ 2.2	1,256	17	883	1,094,625	1,240
1,500～	436	△ 22	△ 4.8	792,658	△ 48,581	△ 5.8	1,818	△ 19	458	841,239	1,837
2,000～	908	△ 19	△ 2.0	3,071,685	△ 68,551	△ 2.2	3,383	△ 5	927	3,140,236	3,388
5,000～	302	△ 4	△ 1.3	2,322,620	△ 6,946	△ 0.3	7,691	78	306	2,329,566	7,613
10,000 以上	271	△ 4	△ 1.5	10,184,975	64,408	0.6	37,583	781	275	10,120,567	36,802
500 以上	5,408	△ 195	△ 3.5	19,299,536	△ 167,604	△ 0.9	3,569	94	5,603	19,467,140	3,474
合計	15,787	△ 474	△ 2.9	21,514,052	△ 239,122	△ 1.1	1,363	93	16,261	21,753,174	1,338

\* 集計対象は、LPガス販売事業者賠償責任保険の家庭業務用ガス(含簡易ガス) 加入事業者。

保険期間04.10.1～05.10.1 年間集計(05.10.1 現在)

第2表 令和4年度 LPガス販売トン数別 事業者分布表

販売トン数	令和4年度契約						令和3年度契約				
	事業者数	増減数	対前年比 %	販売トン数 トン	増減数	対前年比 %	販売トン数 /事業者	増減数	事業者数	販売トン数 トン	販売トン数 /事業者
1～10	1,495	9	0.6	8,923	56	0.6	6.0	0.0	1,486	8,867	6.0
11～30	3,346	△90	△2.6	71,699	△2,207	△3.0	21.4	△0.1	3,436	73,906	21.5
31～60	3,326	△139	△4.0	152,793	△6,840	△4.3	45.9	△0.1	3,465	159,633	46.1
61～100	2,367	△71	△2.9	193,927	△6,844	△3.4	81.9	△0.4	2,438	200,771	82.4
101～200	10,534	△291	△2.7	427,342	△15,835	△3.6	40.6	△0.4	10,825	443,177	40.9
201～300	2,217	△65	△2.8	327,313	△8,971	△2.7	147.6	0.3	2,282	336,284	147.4
301～400	824	△56	△6.4	213,066	△13,438	△5.9	258.6	1.2	880	226,504	257.4
401～500	465	△8	△1.7	171,147	△1,796	△1.0	368.1	2.4	473	172,943	365.6
501～600	293	△15	△4.9	137,032	△8,949	△6.1	467.7	△6.3	308	145,981	474.0
601～1,000	213	△7	△3.2	128,208	△2,739	△2.1	601.9	6.7	220	130,947	595.2
1,001以上	467	△22	△4.5	384,157	△13,198	△3.3	822.6	10.0	489	397,355	812.6
合計	774	△10	△1.3	3,587,373	△28,627	△0.8	4,634.8	22.6	784	3,616,000	4,612.2
101以上	5,253	△183	△3.4	4,948,296	△77,718	△1.5	942.0	17.4	5,436	5,026,014	924.6
合計	15,787	△474	△2.9	5,375,638	△93,553	△1.7	340.5	4.2	16,261	5,469,191	336.3

\* 集計対象は、LPガス販売事業者賠償責任保険の家庭業務用ガス(含簡易ガス) 加入事業者。  
保険期間04.10.1～05.10.1 年間集計(05.10.1 現在)

第3表 令和4年度 LPガス消費者戸数別都道府県別 事業者分布表(全L協・全農契約)

都道府県	合計		0-99戸数		100-299戸数		300-499戸数		500-699戸数		700-999戸数		1000-1499戸数		1500-1999戸数		2000-4999戸数		5000-9999戸数		10000戸数-	
	事業者	消費者戸数	事業者	消費者戸数	事業者	消費者戸数	事業者	消費者戸数	事業者	消費者戸数	事業者	消費者戸数	事業者	消費者戸数	事業者	消費者戸数	事業者	消費者戸数	事業者	消費者戸数	事業者	消費者戸数
北海道	971	1,403,136	97	5,476	312	61,912	208	83,070	102	63,706	80	67,820	59	71,056	23	38,494	58	182,364	11	82,563	21	746,675
青森	342	296,733	28	1,687	99	19,064	72	29,513	50	31,507	30	26,914	27	34,148	9	15,073	18	59,225	7	50,245	2	29,357
秋田	167	175,681	8	534	42	8,161	41	16,397	16	9,556	17	13,946	14	16,663	12	20,544	11	35,752	5	42,363	1	11,765
岩手	279	282,744	18	1,025	71	13,558	59	23,866	41	26,451	34	29,237	20	24,579	12	22,182	14	43,483	7	52,711	3	45,652
山形	284	215,882	48	2,485	109	20,948	45	17,537	21	13,573	20	16,169	9	12,392	7	12,011	18	54,615	5	35,873	2	30,279
宮城	422	901,387	75	3,693	161	29,290	64	24,559	35	20,006	19	15,458	13	17,561	13	22,743	26	88,935	5	28,692	11	650,450
福島	489	338,359	84	4,210	177	33,898	92	34,648	40	23,702	28	23,159	24	29,501	15	24,691	16	60,885	11	71,615	2	32,050
(東北)	1,983	2,210,786	261	13,634	659	124,919	373	146,520	203	124,795	148	124,883	107	134,844	68	117,244	103	342,895	40	281,499	21	799,553
栃木	488	299,019	82	4,302	204	36,347	80	30,784	41	23,859	36	30,309	20	23,216	6	9,905	14	40,547	1	16,799	4	82,951
茨城	701	356,218	111	6,196	308	58,681	145	53,008	46	26,204	38	31,654	18	22,096	9	15,966	20	73,645	4	22,220	2	46,548
千葉	522	553,911	91	4,728	206	38,976	105	38,541	45	24,992	33	27,233	14	16,505	4	7,111	15	62,067	3	23,982	6	309,776
埼玉	719	1,129,671	92	4,576	300	56,895	120	45,455	68	40,038	35	28,865	34	42,514	11	18,703	40	121,547	8	72,868	11	698,210
群馬	415	366,667	48	2,545	173	33,667	66	24,607	34	19,929	25	20,281	26	32,343	8	14,134	25	82,900	6	44,785	4	91,476
東京	451	2,187,544	113	4,504	120	22,251	73	28,100	36	21,374	18	14,393	17	21,485	10	16,780	24	76,393	9	56,580	31	1,925,684
神奈川	499	784,138	68	2,896	125	23,591	81	30,629	53	31,493	47	39,111	42	49,408	18	30,510	40	121,280	15	134,615	10	320,605
新潟	364	225,659	86	4,490	141	25,209	50	19,102	24	16,054	22	20,259	11	16,329	9	15,733	13	37,676	5	34,507	3	36,300
長野	346	522,994	34	1,961	107	21,264	63	23,954	34	20,548	23	19,422	29	38,175	13	25,222	23	103,948	12	92,828	8	175,672
山梨	204	194,742	33	1,877	76	14,237	42	15,535	21	12,573	7	5,613	3	6,345	2	4,973	14	47,873	2	14,645	4	71,071
静岡	452	641,972	60	3,431	139	26,291	87	32,833	49	28,384	31	25,362	28	34,236	16	26,387	24	72,899	9	61,976	9	330,173
(関東)	5,161	7,262,535	818	41,506	1,899	357,409	912	342,548	451	265,448	315	262,502	242	302,652	106	185,424	252	840,775	74	575,805	92	4,088,466
愛知	494	1,261,046	60	2,629	140	26,559	77	29,426	58	34,056	55	45,205	25	31,155	16	28,848	31	102,802	14	103,308	18	857,058
三重	298	278,102	29	1,709	106	20,780	53	20,630	34	19,819	25	20,503	15	21,413	9	17,696	18	64,240	6	39,955	3	51,357
岐阜	339	454,970	29	1,410	103	19,593	80	30,738	52	31,392	20	18,635	15	16,771	9	15,477	19	85,716	6	48,926	6	186,312
富山	229	197,380	52	2,613	79	14,378	35	12,569	22	13,848	9	7,219	9	10,597	4	8,498	13	41,668	3	18,728	3	67,262
石川	209	253,382	20	1,113	72	13,405	35	13,018	20	11,864	21	18,319	14	19,116	4	6,839	19	51,542	2	15,423	2	102,743
(中部)	1,569	2,444,880	190	9,474	500	94,715	280	106,381	186	110,979	130	109,881	78	99,052	42	77,358	100	345,968	31	226,340	32	1,264,732
東日本計	9,684	13,321,337	1,366	70,090	3,370	638,955	1,773	678,519	942	564,928	673	565,086	486	607,604	239	418,520	513	1,712,002	156	1,166,207	166	6,899,426



都道府県	合計		0-99戸数		100-299戸数		300-499戸数		500-699戸数		700-999戸数		1000-1499戸数		1500-1999戸数		2000-4999戸数		5000-9999戸数		10000戸数-	
	事業者	消費者	事業者	消費者	事業者	消費者	事業者	消費者	事業者	消費者	事業者	消費者	事業者	消費者	事業者	消費者	事業者	消費者	事業者	消費者	事業者	消費者
福井	236	140,466	63	3,623	107	19,187	26	9,463	16	10,939	7	5,907	5	8,473	2	7,256	6	28,543	3	20,642	1	26,433
滋賀	160	164,666	20	866	36	6,285	35	13,387	21	11,970	13	10,634	12	15,761	6	12,470	12	42,974	4	36,780	1	13,539
京都	189	154,928	47	1,880	62	11,918	26	10,012	12	7,757	11	10,087	9	12,755	9	15,184	9	36,015	3	29,308	1	20,012
奈良	254	121,193	61	3,206	108	19,447	44	16,632	16	9,598	7	5,905	5	5,920	2	3,485	9	37,347	2	19,653	0	0
和歌山	321	172,049	65	3,293	127	25,393	64	25,128	29	19,911	12	13,061	6	7,269	4	6,941	8	21,420	5	37,926	1	11,707
大阪	431	577,602	174	7,377	142	24,155	44	16,377	17	10,864	14	12,101	13	16,283	4	6,775	13	45,594	3	20,727	7	417,349
兵庫	398	575,256	62	3,212	143	27,407	82	31,523	30	16,921	29	24,633	17	22,230	8	13,655	18	70,143	4	33,768	5	331,764
(近畿)	1,989	1,906,160	492	23,457	725	133,792	321	122,522	141	87,960	93	82,328	67	88,691	35	65,766	75	282,036	24	198,804	16	820,804
鳥取	86	126,409	10	546	30	5,561	14	5,473	10	5,688	3	2,436	4	5,944	5	8,224	4	11,458	4	36,795	2	44,284
岡山	284	474,542	28	1,359	89	17,496	52	20,078	34	19,706	16	13,091	17	23,297	6	11,476	28	104,705	5	52,857	9	210,477
島根	94	168,521	5	390	20	3,875	17	6,497	18	10,384	8	6,363	8	9,427	4	6,908	9	29,939	1	8,002	4	86,736
広島	325	562,315	40	2,064	91	17,924	46	17,532	30	18,070	28	24,888	25	32,765	10	19,084	28	88,417	15	107,409	12	234,162
山口	181	287,156	21	1,214	50	9,428	34	13,180	16	9,510	15	11,977	21	24,840	8	14,198	5	24,305	7	61,381	4	117,123
(中国)	970	1,618,943	104	5,573	280	54,284	163	62,760	108	63,358	70	58,755	75	96,273	33	59,890	74	258,824	32	266,444	31	692,782
徳島	212	163,303	40	2,166	84	15,395	29	11,485	14	8,180	10	8,313	8	11,880	11	18,876	10	28,686	2	10,733	4	47,589
香川	191	216,240	40	2,126	68	13,217	38	14,053	10	5,893	5	3,787	9	9,917	4	6,925	6	18,266	7	66,273	4	75,783
高知	174	173,400	11	700	39	7,665	52	19,396	26	14,521	15	12,415	9	10,690	7	11,702	9	24,395	3	20,662	3	51,254
愛媛	302	500,835	31	1,209	85	15,920	65	25,032	27	16,714	30	25,980	19	23,959	13	26,064	20	73,042	6	43,633	6	249,282
(四国)	879	1,053,778	122	6,201	276	52,197	184	69,966	77	45,308	60	50,495	45	56,446	35	63,567	45	144,389	18	141,301	17	423,908
福岡	620	1,342,168	52	2,906	145	27,120	124	49,825	56	33,062	61	50,964	48	58,262	31	57,503	67	212,601	21	159,518	15	690,407
佐賀	132	126,274	7	447	44	9,044	29	11,498	12	7,017	13	11,328	10	13,698	3	6,626	10	37,832	4	28,784	0	0
長崎	255	242,728	22	1,208	90	18,071	49	19,471	29	17,074	22	18,870	15	17,839	5	12,755	17	69,018	2	14,243	4	54,179
大分	187	269,449	18	1,116	43	8,382	44	16,670	22	13,184	11	9,938	16	20,556	4	13,714	15	50,171	11	73,941	3	61,777
熊本	348	340,267	23	1,287	98	20,665	64	23,622	46	27,690	41	33,341	22	27,960	17	33,059	24	76,066	11	68,774	2	27,803
宮崎	202	240,747	13	421	50	10,572	35	13,212	34	20,820	14	11,829	22	26,902	9	14,442	16	51,005	6	45,100	3	46,444
鹿児島	330	456,013	30	1,429	94	18,074	74	26,987	34	19,964	22	19,870	26	31,568	9	18,439	27	94,679	9	63,311	5	161,692
沖縄	191	596,188	11	565	22	4,384	22	9,224	30	19,117	28	24,927	20	24,586	16	28,377	25	83,062	8	96,193	9	305,753
(九州)	2,265	3,613,834	176	9,379	586	116,312	441	170,509	263	157,928	212	181,067	179	221,371	94	184,915	201	674,434	72	549,864	41	1,348,055
西日本計	6,103	8,192,715	894	44,610	1,867	356,585	1,109	425,757	589	354,554	435	372,645	366	462,781	197	374,138	395	1,359,683	146	1,156,413	105	3,285,549
全国計	15,787	21,514,052	2,260	114,700	5,237	995,540	2,882	1,104,276	1,531	919,482	1,108	937,731	852	1,070,385	436	792,658	908	3,071,685	302	2,322,620	271	10,184,975

\* 集計対象は、LPガス販売事業者賠償責任保険の家庭業務用ガス(含む簡易ガス)加入事業者。

第4表 令和4年度LPガス販売トン数別都道府県別事業者分布表(全L協・全農契約)

都道府県	合計		1-10ト		11-30ト		31-60ト		61-100ト		101-200ト		201-300ト		301-400ト		401-500ト		501-600ト		601-700ト		701-800ト		801-900ト		901-1000ト		1001-9999ト		10000ト-				
	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数	事業者 販売トン数			
北海道	971	274,822	145	288	288	1,100	1,100	6,332	10,829	8,680	69	7,350	7,350	8,876	6,103	13	11	6,252	4,500	2,904	4	7	4	4	5	5	1	947	83,052	35	1	1	35	6	114,042
青森	342	48,568	33	100	100	237	2,325	4,366	3,823	47	38	2,928	2,928	1,818	2,720	6	2	1,105	1,980	720	1	3	1	1	2	2	0	0	9	0	9	0	0	19,574	0
秋田	167	39,578	8	61	61	20	621	1,805	2,495	32	21	3,134	3,134	1,937	891	2	3	1,722	658	2,895	4	1	1	1	2	2	2	2	5	2	5	0	15,956	0	
岩手	279	59,274	20	53	53	123	1,094	2,755	3,022	38	56	4,664	4,664	3,085	2,290	5	2	1,130	700	2,289	3	1	1	2	2	3	3	10	3	10	0	24,874	0	0	
山形	284	55,800	36	190	190	47	1,261	3,228	3,321	39	32	1,812	1,812	4,389	1,412	3	0	0	1,992	5,207	6	3	3	6	0	0	4	8	8	0	24,443	0	0	0	
宮城	422	209,545	47	112	112	280	2,399	4,038	4,285	53	49	3,400	3,400	3,623	3,225	6	4	2,141	3,883	3,047	4	5	4	4	5	0	0	20	0	20	5	59,188	108,483	5	
福島	489	86,287	63	113	113	353	2,435	5,198	5,578	68	56	5,878	5,878	6,116	5,008	11	3	2,207	3,241	1,518	2	5	2	2	0	0	1	16	16	1	28,632	11,086	1		
(東北)	1,983	499,052	207	469	469	1,244	10,135	21,390	22,524	277	252	21,816	21,816	20,968	15,546	33	14	8,305	12,454	15,676	20	18	20	20	11	11	10	10,522	68	10	68	172,667	119,569	6	
栃木	488	68,915	47	149	149	285	3,179	4,435	5,267	65	74	5,081	5,081	2,910	2,199	5	4	2,172	1,279	1,508	1	2	1	2	2	2	1	9	9	26,078	0	0	0	0	0
茨城	701	87,260	75	200	200	457	4,383	8,029	8,920	110	69	7,043	7,043	3,146	2,254	4	7	4,493	5,138	2,279	2	7	2	2	1	1	1	9	9	17,689	10,885	1	1	1	10,885
千葉	522	145,746	44	118	118	221	2,598	5,554	9,408	115	67	11,216	11,216	7,265	6,210	4	2	1,150	1,284	2,332	3	2	3	2	2	2	0	0	11	11	4	79,278	4	4	79,278
埼玉	719	312,096	38	144	144	173	3,024	8,341	9,467	118	103	11,216	11,216	7,265	6,210	14	9	5,550	6,579	4,539	6	9	6	6	6	4	4	21	21	70,459	155,762	3	3	3	155,762
群馬	415	99,241	27	188	188	229	2,279	4,352	5,245	66	52	5,923	5,923	3,512	3,716	8	5	2,779	1,943	1,535	2	3	2	2	2	0	0	19	19	46,878	11,685	1	1	1	46,878
東京	451	548,053	53	72	72	251	1,423	3,734	5,810	71	71	4,725	4,725	2,984	4,465	10	5	2,641	1,342	2,173	3	2	3	4	4	4	4	40	40	128,910	372,153	11	11	11	128,910
神奈川	499	229,761	33	123	123	137	1,137	3,080	6,417	80	111	11,483	11,483	6,745	6,190	14	13	7,086	5,335	6,712	9	8	9	4	4	3	3	35	35	93,300	52,574	2	2	2	93,300
新潟	364	64,331	62	101	101	433	2,040	3,839	2,802	34	28	4,620	4,620	3,017	1,828	4	2	1,025	2,535	2,210	2	4	2	2	2	1	1	11	11	32,966	0	0	0	0	0
長野	346	132,059	15	90	90	1631	1,631	3,611	3,400	38	53	8,292	8,292	2,122	6,244	11	9	5,039	3,286	2,249	3	4	3	2	2	6	6	18	18	38,991	39,152	2	2	2	38,991
山梨	204	46,004	21	133	133	1,041	1,041	1,939	2,931	36	24	1,927	1,927	705	2,370	5	4	2,204	1,302	750	1	2	1	0	0	0	0	10	10	26,418	0	0	0	0	0
静岡	452	195,549	15	76	76	1,464	1,464	4,159	6,928	87	74	7,384	7,384	5,953	6,013	13	10	5,451	3,865	2,227	3	6	3	6	6	3	3	23	23	62,347	70,929	3	3	3	62,347
(関東)	5,161	1,922,015	430	1,133	1,133	2,430	24,199	51,073	66,595	820	726	72,849	72,849	41,402	43,341	92	70	39,590	33,888	28,514	35	49	35	31	31	24	24	206	206	566,857	792,418	27	27	27	566,857

都道府県	合計	1-10ト	11-30ト	31-60ト	61-100ト	101-200ト	201-300ト	301-400ト	401-500ト	501-600ト	601-700ト	701-800ト	801-900ト	901-1000ト	1001-9999ト	10000ト-
	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数
愛知	494	28	51	92	68	103	45	20	11	8	7	10	1	7	37	6
	367,939	118	1,101	4,207	5,694	15,129	11,495	6,808	4,842	5,496	5,295	9,036	822	6,652	101,635	189,609
三重	298	18	53	56	57	45	18	10	13	3	3	3	1	2	15	1
	84,814	114	1,105	2,498	4,597	6,587	4,684	3,439	6,073	1,742	1,973	2,267	852	1,868	34,305	12,710
岐阜	339	17	43	73	65	65	20	10	8	4	9	2	2	0	18	3
	140,897	87	967	3,400	5,475	9,420	4,830	3,522	3,667	3,736	5,861	2,237	3,372	905	39,616	53,802
富山	229	35	63	44	27	26	11	3	2	1	4	4	0	0	8	1
	67,216	207	1,234	1,883	2,191	3,861	3,094	1,073	985	533	2,561	2,989	0	0	31,439	15,166
石川	209	15	47	43	26	34	10	7	4	4	2	2	3	1	10	1
	60,277	106	1,027	1,988	2,450	5,006	2,473	2,278	1,850	2,180	1,284	1,509	2,519	905	20,780	13,922
(中部)	1,569	113	257	308	243	273	104	50	38	20	25	21	7	10	88	12
	721,143	632	5,434	13,976	20,407	40,003	26,576	17,120	17,417	13,687	16,974	18,038	7,565	10,330	227,775	285,209
東日本計	9,684	895	2,147	2,112	1,446	1,320	501	245	176	115	99	80	54	45	397	51
	3,417,032	5,406	46,100	97,268	118,206	191,994	128,591	88,366	82,407	67,834	67,816	65,132	48,836	47,487	1,050,351	1,311,238
福井	236	38	75	48	30	24	6	3	3	1	1	0	0	0	7	0
	35,671	224	1,555	2,101	2,329	3,903	2,503	1,121	1,339	1,023	675	0	0	0	18,898	0
滋賀	160	8	21	29	23	31	12	8	7	6	4	0	1	2	8	0
	42,771	33	417	1,308	1,863	4,682	2,956	2,996	3,142	3,744	2,642	0	874	2,758	15,356	0
京都	189	25	36	36	27	27	8	10	7	2	2	0	0	1	8	0
	44,687	130	798	1,530	2,244	3,765	2,340	3,587	3,181	2,155	1,971	720	0	1,000	21,266	0
奈良	254	33	72	57	34	34	5	4	3	2	0	1	2	1	6	0
	31,499	198	1,492	2,573	2,831	4,877	1,297	1,491	1,302	1,559	636	773	1,691	1,000	9,779	0
和歌山	321	44	82	86	51	28	7	6	2	2	3	2	1	0	7	0
	40,463	256	1,809	4,189	4,415	3,846	1,638	2,070	897	1,061	1,846	1,500	1,748	0	15,188	0
大阪	431	97	108	85	51	41	7	9	2	3	2	3	1	0	19	3
	156,699	541	2,284	3,866	4,206	6,209	1,670	3,151	843	1,624	1,284	2,202	860	0	57,620	70,339
兵庫	398	36	70	96	64	66	24	9	5	3	2	3	5	1	13	1
	151,778	207	1,505	4,298	5,091	9,448	5,957	3,496	2,729	1,606	1,329	2,261	4,217	1,915	37,347	70,372
(近畿)	1,989	281	464	437	280	251	69	49	29	19	14	9	10	5	68	4
	503,568	1,589	9,860	19,865	22,979	36,730	18,361	17,912	13,433	12,772	10,383	7,456	9,390	6,673	175,454	140,711
鳥取	86	7	22	16	14	6	5	3	3	1	0	2	1	0	5	1
	33,290	41	493	739	1,160	950	1,197	1,143	1,407	1,065	0	1,481	832	0	12,747	10,035
岡山	284	24	50	52	45	47	16	6	4	3	4	5	1	5	22	0
	112,378	150	1,072	2,413	3,804	7,233	4,106	3,206	1,724	2,719	2,709	3,760	869	4,693	73,920	0
島根	94	3	15	16	11	15	11	5	2	1	2	1	0	0	12	0
	44,287	19	333	827	901	2,215	2,706	1,716	888	548	1,241	772	0	0	32,121	0
広島	325	29	48	68	34	42	24	19	8	6	6	6	2	2	30	1
	143,443	163	1,036	3,005	2,918	6,190	5,990	7,159	4,957	3,193	3,827	4,413	1,673	1,877	80,785	16,257
山口	181	18	38	28	29	24	13	11	3	3	2	0	0	0	11	1
	71,059	125	772	1,226	2,302	3,423	3,299	4,212	1,360	1,644	1,941	0	0	0	27,895	22,860
(中国)	970	81	173	180	133	134	69	44	20	14	14	14	4	7	80	3
	404,457	498	3,706	8,210	11,085	20,011	17,298	17,436	10,336	9,169	9,718	10,426	3,374	6,570	227,468	49,152

都道府県	合計	1-10ト	11-30ト	31-60ト	61-100ト	101-200ト	201-300ト	301-400ト	401-500ト	501-600ト	601-700ト	701-800ト	801-900ト	901-1000ト	1001-9999ト	10000ト-
	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数	事業者 販売ト数
徳島	212	46	53	35	21	16	11	9	3	3	1	5	1	1	7	0
	37,109	277	1,095	1,499	1,623	2,611	2,641	3,173	1,339	1,598	686	3,625	842	951	15,149	0
香川	191	40	49	36	17	23	2	3	3	3	2	0	0	1	12	0
	59,939	192	1,023	1,514	1,395	3,447	502	1,116	1,312	1,622	1,874	0	1,700	912	43,330	0
高知	174	7	31	41	34	26	10	8	2	3	2	2	0	0	8	0
	40,397	62	645	1,909	2,783	3,544	2,555	2,805	920	1,775	1,336	1,550	0	0	20,513	0
愛媛	302	27	65	51	51	43	18	15	9	3	3	2	0	0	14	1
	117,428	155	1,359	2,481	4,298	7,050	5,433	5,177	4,061	2,169	1,933	1,471	803	0	38,880	42,158
(四国)	879	120	198	163	123	108	41	35	17	12	8	9	1	2	41	1
	254,873	686	4,122	7,403	10,099	16,652	11,131	12,271	7,632	7,164	5,829	6,646	3,345	1,863	117,872	42,158
福岡	620	30	75	105	90	117	53	32	19	19	10	9	5	7	44	5
	317,295	178	1,555	4,647	7,116	16,634	13,673	11,353	8,558	10,459	6,644	6,778	4,286	7,686	118,545	99,183
佐賀	132	2	18	31	26	24	6	6	3	4	0	3	1	3	5	0
	32,883	8	355	1,415	2,076	4,106	1,559	3,066	1,329	2,630	0	2,197	847	2,745	10,550	0
長崎	255	13	57	56	45	46	8	8	4	0	5	2	0	2	9	0
	57,003	79	1,263	2,510	3,776	7,255	1,886	3,156	1,874	515	3,999	1,486	0	1,857	27,347	0
大分	187	10	32	34	36	27	12	3	5	3	3	2	1	2	17	0
	64,618	75	734	1,582	3,157	4,540	3,545	1,663	2,248	1,591	2,047	1,419	835	1,855	39,327	0
熊本	348	13	60	63	63	72	21	15	8	11	5	4	1	3	9	0
	67,196	92	1,322	2,985	5,250	10,930	5,322	5,882	3,661	5,898	3,127	2,971	802	2,889	16,065	0
宮崎	202	8	36	38	37	37	14	8	3	4	4	0	2	3	8	0
	48,745	48	827	1,812	2,951	5,461	3,654	2,832	1,386	2,272	2,726	0	1,682	2,786	20,308	0
鹿児島	330	28	70	77	48	51	15	8	6	7	0	4	1	1	12	2
	98,094	185	1,505	3,562	3,927	8,323	4,465	2,681	2,820	4,503	0	2,915	860	911	33,196	28,241
沖縄	191	14	16	30	40	30	15	12	3	5	4	2	1	1	18	0
	109,874	79	350	1,534	3,305	4,677	3,581	4,529	1,348	3,401	2,677	1,527	1,718	941	80,207	0
(九州)	2,265	118	364	434	385	404	144	92	51	53	31	26	12	22	122	7
	795,708	744	7,911	20,047	31,558	61,926	37,685	35,162	23,224	31,269	21,220	19,293	11,030	21,670	345,545	127,424
西日本計	6,103	600	1,199	1,214	921	897	323	220	117	98	67	58	27	36	311	15
	1,958,606	3,517	25,599	55,525	75,721	135,319	84,475	82,781	54,625	60,374	47,150	43,821	27,139	36,776	866,339	359,445
全国計	15,787	1,495	3,346	3,326	2,367	2,217	824	465	293	213	166	138	81	81	708	66
	5,375,638	8,923	71,699	152,793	193,927	327,313	213,066	171,147	137,032	128,208	114,966	108,953	75,975	84,263	1,916,690	1,670,683

\* 集計対象は、LPガス販売事業者賠償責任保険の家庭業務用ガス(含む簡易ガス)加入事業者。

第5表 令和4年度 LPガス消費者戸数別 販売所分布表

消費者戸数	令和4年度契約						令和3年度契約					
	販売所数	増減	対前年比	消費者戸数	増減	対前年比	消費者戸数 /販売所	増減	販売所数	消費者戸数	消費者戸数 /販売所	
戸			%	戸		%				戸		
1～	2,512	△ 25	△ 1.0	122,814	△ 1,570	△ 1.3	49	△ 0	2,537	124,384	49	
100～	5,567	△ 168	△ 2.9	1,047,339	△ 29,573	△ 2.7	188	0	5,735	1,076,912	188	
300～	3,192	△ 120	△ 3.6	1,211,677	△ 42,898	△ 3.4	380	1	3,312	1,254,575	379	
0～	11,271	△ 313	△ 2.7	2,381,830	△ 74,041	△ 3.0	211	△ 1	11,584	2,455,871	212	
500～	1,841	△ 67	△ 3.5	1,072,804	△ 37,642	△ 3.4	583	1	1,908	1,110,446	582	
700～	1,469	△ 77	△ 5.0	1,209,103	△ 64,078	△ 5.0	823	△ 0	1,546	1,273,181	824	
1,000～	1,294	△ 24	△ 1.8	1,571,003	△ 29,000	△ 1.8	1,214	0	1,318	1,600,003	1,214	
1,500～	756	△ 42	△ 5.3	1,296,269	△ 72,999	△ 5.3	1,715	△ 1	798	1,369,268	1,716	
2,000～	1,961	△ 24	△ 1.2	6,209,642	△ 64,002	△ 1.02	3,167	6	1,985	6,273,644	3,161	
5,000～	706	△ 8	△ 1.1	4,728,763	△ 43,969	△ 0.9	6,698	13	714	4,772,732	6,684	
10,000 以上	184	6	3.4	3,044,638	146,609	5.1	16,547	266	178	2,898,029	16,281	
500 以上	8,211	△ 236	△ 2.8	19,132,222	△ 165,081	△ 0.9	2,330	46	8,447	19,297,303	2,285	
合計	19,482	△ 549	△ 2.7	21,514,052	△ 239,122	△ 1.1	1,104	18	20,031	21,753,174	1,086	

\*集計対象は、LPガス販売事業者賠償責任保険の家庭業務用ガス(含簡易ガス) 加入販売所。

保険期間04.10.1～05.10.1 年間集計(05.10.1 現在)

第6表 令和4年度 LPガス販売トン数別 販売所分布表

販売トン数	令和4年度契約						令和3年度契約				
	販売所数	増減	対前年比	販売トン数	増減	対前年比	販売トン数/販売所	増減	販売所数	販売トン数	販売トン数/販売所
トン			%	トン		%				トン	
1～	1,706	15	0.9	9,589	58	0.6	5.6	△ 0.0	1,691	9,531	5.6
11～	3,555	△ 114	△ 3.1	75,077	△ 2,682	△ 3.4	21.1	△ 0.1	3,669	77,759	21.2
31～	3,576	△ 137	△ 3.7	161,637	△ 6,682	△ 4.0	45.2	△ 0.1	3,713	168,319	45.3
61～	2,662	△ 85	△ 3.1	214,321	△ 7,105	△ 3.2	80.5	△ 0.1	2,747	221,426	80.6
1～	11,499	△ 321	△ 2.7	460,624	△ 16,411	△ 3.4	40.1	△ 0.3	11,820	477,035	40.4
101～	2,704	△ 77	△ 2.8	391,006	△ 10,485	△ 2.6	144.6	0.2	2,781	401,491	144.4
201～	1,164	△ 69	△ 5.6	290,593	△ 15,514	△ 5.1	249.7	1.4	1,233	306,107	248.3
301～	728	△ 22	△ 2.9	254,848	△ 7,031	△ 2.7	350.1	0.9	750	261,879	349.2
401～	553	△ 13	△ 2.3	250,010	△ 5,339	△ 2.1	452.1	1.0	566	255,349	451.1
501～	405	△ 11	△ 2.6	222,348	△ 5,985	△ 2.6	549.0	0.1	416	228,333	548.9
601～	1,069	△ 22	△ 2.0	830,026	△ 17,726	△ 2.1	776.5	△ 0.6	1,091	847,752	777.0
1,001 以上	1,360	△ 14	△ 1.0	2,676,183	△ 15,062	△ 0.6	1967.8	9.1	1,374	2,691,245	1958.7
101 以上	7,983	△ 228	△ 2.8	4,915,014	△ 77,142	△ 1.5	615.7	7.7	8,211	4,992,156	608.0
合計	19,482	△ 549	△ 2.7	5,375,638	△ 93,553	△ 1.7	275.9	2.9	20,031	5,469,191	273.0

\*集計対象は、LPガス販売事業者賠償責任保険の家庭業務用ガス(含簡易ガス) 加入販売所。  
 保険期間04.10.1～05.10.1 年間集計(05.10.1 現在)



第7表 令和4年度 LPガス消費者戸数別都道府県別販売所分布表(全L協・全農契約)

	合計		0-99戸数		100-299戸数		300-499戸数		500-699戸数		700-999戸数		1000-1499戸数		1500-1999戸数		2000-4999戸数		5000-9999戸数		10000戸数-	
	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数
北海道	1,382	1,426,912	126	6,518	380	72,020	279	106,194	154	89,022	126	100,639	114	136,834	54	91,069	104	323,419	25	171,796	20	329,401
青森	448	424,593	35	1,848	110	20,558	87	33,053	66	37,057	39	32,630	46	54,200	13	21,908	38	122,286	12	79,674	2	21,379
秋田	220	231,588	13	635	47	9,298	42	16,853	22	13,177	29	24,390	20	23,976	19	31,871	21	60,863	6	37,526	1	12,999
岩手	351	398,265	21	1,169	73	13,972	64	24,630	54	32,451	46	38,808	28	32,921	15	25,508	35	104,093	12	88,890	3	35,823
山形	361	291,821	58	2,870	118	22,746	56	21,423	28	16,520	30	24,490	16	19,443	13	21,698	34	100,505	7	48,972	1	13,154
宮城	504	547,160	82	3,959	172	31,268	70	26,726	39	22,188	26	21,209	26	32,260	16	26,909	48	152,574	19	124,559	6	105,508
福島	597	518,405	93	4,452	186	35,622	101	37,948	51	29,676	36	28,569	34	40,054	25	41,148	52	154,598	18	130,031	1	16,307
(東北)	2,481	2,411,832	302	14,933	706	133,464	420	160,633	260	151,069	206	170,096	170	202,854	101	169,042	228	694,919	74	509,652	14	205,170
栃木	564	501,499	87	4,606	206	36,663	83	31,913	47	27,662	45	37,689	25	29,245	11	18,676	38	126,462	16	104,441	6	84,132
茨城	835	683,573	117	6,338	312	59,282	153	56,020	49	28,003	49	40,105	37	44,045	18	31,561	77	241,377	19	119,779	4	57,063
千葉	645	675,356	97	4,859	207	39,250	108	39,762	47	26,233	35	29,057	24	28,568	16	28,053	85	288,472	22	144,674	4	46,428
埼玉	888	1,181,934	99	4,806	301	57,291	120	45,589	76	44,804	41	33,867	47	55,352	30	51,510	100	321,447	64	436,083	10	131,185
群馬	490	504,501	57	2,660	179	35,037	72	26,479	43	25,013	25	20,133	31	38,933	10	17,612	56	189,400	14	92,815	3	56,419
東京	462	433,715	113	4,200	120	22,316	75	28,546	36	20,646	21	17,301	24	28,756	15	25,240	31	97,202	24	148,386	3	41,122
神奈川	612	961,917	76	3,257	127	24,122	84	31,853	64	37,505	51	42,375	45	53,256	33	57,226	83	266,881	41	282,511	8	162,931
新潟	430	236,381	96	4,987	154	27,646	56	20,924	31	18,731	31	25,943	26	33,108	13	22,545	19	55,673	4	26,824	0	0
長野	456	619,785	40	2,291	116	22,587	69	25,962	37	21,535	31	26,002	39	46,558	18	30,509	76	230,007	27	174,402	3	39,932
山梨	249	277,630	37	1,947	79	14,722	43	15,886	22	13,073	10	7,951	10	12,492	8	13,431	30	93,197	7	46,421	3	58,410
静岡	573	673,908	72	3,604	155	28,747	92	34,869	60	35,223	45	37,293	38	46,623	28	47,144	64	213,425	13	90,533	6	136,447
(関東)	6,204	6,750,199	891	43,555	1,956	367,663	955	357,903	512	298,428	384	317,726	346	416,936	200	343,507	659	2,123,543	251	1,666,869	50	814,069
愛知	602	993,092	64	2,804	150	27,519	85	32,113	62	36,463	64	51,660	32	39,131	27	45,613	69	225,835	34	239,402	15	292,552
三重	390	474,228	34	1,873	112	22,023	66	25,795	43	25,502	32	25,377	25	29,934	21	36,453	39	131,024	11	67,278	7	108,969
岐阜	424	537,345	32	1,368	104	19,838	85	32,754	56	33,097	28	22,649	29	34,686	18	31,081	48	164,800	21	143,106	3	53,966
富山	265	233,277	53	2,613	83	14,804	36	12,931	26	15,747	14	11,527	15	17,852	7	11,991	23	70,088	5	30,514	3	45,210
石川	258	271,669	25	1,276	76	14,001	41	15,592	22	13,056	28	22,883	22	28,570	4	7,093	30	86,350	8	54,847	2	28,001
(中部)	1,939	2,509,611	208	9,934	525	98,185	313	119,185	209	123,865	166	134,096	123	150,173	77	132,231	209	678,097	79	535,147	30	528,698
東日本計	12,006	13,098,554	1,527	74,940	3,567	671,332	1,967	743,915	1,135	662,384	882	722,557	753	906,797	432	735,849	1,200	3,819,978	429	2,883,464	114	1,877,338

	合計		0-99戸数		100-299戸数		300-499戸数		500-699戸数		700-999戸数		1000-1499戸数		1500-1999戸数		2000-4999戸数		5000-9999戸数		10000戸数-	
	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数	販売所	消費者戸数
福井	285	179,194	65	3,666	115	20,565	33	12,401	23	13,836	11	9,354	11	13,541	2	3,806	21	66,495	3	18,208	1	17,322
滋賀	200	262,205	22	932	39	6,821	35	13,387	21	11,970	19	16,037	18	21,928	9	15,779	26	78,358	9	70,310	2	26,683
京都	234	217,766	50	2,056	72	13,188	29	11,229	17	10,289	17	14,732	13	16,408	12	21,122	15	45,392	7	45,179	2	38,171
奈良	274	168,341	66	3,405	108	19,559	44	16,627	18	10,244	8	6,693	5	5,920	3	5,249	17	55,983	4	28,557	1	16,104
和歌山	375	241,845	68	3,313	141	26,403	72	27,239	36	20,270	21	17,512	10	12,406	6	10,589	13	35,980	5	32,842	3	55,291
大阪	456	270,522	177	7,466	147	24,593	44	16,507	21	12,163	18	14,524	14	17,777	4	6,872	22	72,349	6	41,501	3	56,770
兵庫	468	477,018	68	3,375	153	29,448	85	32,717	29	16,236	35	29,561	18	22,421	17	29,305	39	130,191	19	124,482	5	59,282
(近畿)	2,292	1,816,891	516	24,213	775	140,577	342	130,107	165	95,008	129	108,413	89	110,401	53	92,722	153	484,748	53	361,079	17	269,623
鳥取	108	135,493	11	547	31	5,705	16	6,203	10	5,688	3	2,435	9	11,139	10	16,763	11	35,467	6	39,797	1	11,749
岡山	375	459,427	32	1,515	93	18,244	63	24,707	42	24,276	28	22,840	38	46,187	14	22,855	48	148,103	13	88,786	4	61,914
鳥根	143	196,504	5	390	25	4,893	21	8,167	23	13,433	12	9,755	16	18,967	13	22,354	21	72,505	6	35,802	1	10,238
広島	396	560,561	48	2,245	95	18,470	51	19,513	33	19,871	42	34,559	30	39,068	16	27,101	48	141,296	29	203,233	4	55,205
山口	254	304,649	24	1,435	58	10,817	45	17,637	24	13,957	20	16,071	30	36,419	10	17,846	28	93,889	14	85,589	1	10,989
(中国)	1,276	1,656,634	120	6,132	302	58,129	196	76,227	132	77,225	105	85,660	123	151,780	63	106,919	156	491,260	68	453,207	11	150,095
徳島	246	210,343	43	2,217	88	15,850	34	12,427	18	10,360	15	12,578	13	17,454	12	20,250	16	46,865	4	22,662	3	49,680
香川	238	237,359	42	2,255	77	14,618	43	16,102	16	9,528	8	6,477	15	16,974	5	8,688	18	52,454	12	78,739	2	31,524
高知	215	242,765	13	700	43	8,102	54	20,136	30	16,976	19	15,766	16	18,928	10	16,747	19	51,054	10	67,030	1	27,326
愛媛	377	437,065	42	1,714	94	16,776	71	27,143	33	19,662	40	32,511	28	33,800	18	31,138	34	109,420	11	70,050	6	94,851
(四国)	1,076	1,127,532	140	6,886	302	55,346	202	75,808	97	56,526	82	67,332	72	87,156	45	76,823	87	259,793	37	238,481	12	203,381
福岡	733	1,135,775	57	3,083	154	28,285	134	53,362	64	37,875	68	56,906	62	75,713	42	74,898	101	312,996	40	264,416	11	228,241
佐賀	168	194,305	10	645	47	9,651	31	11,923	13	7,645	16	13,109	12	15,470	12	20,850	21	68,160	5	32,779	1	14,073
長崎	315	313,842	27	1,435	98	19,150	52	20,232	32	18,296	29	23,975	20	24,629	15	26,415	34	119,617	8	60,093	0	0
大分	272	351,833	21	1,259	44	8,562	50	19,243	33	19,020	23	19,130	27	33,353	18	30,836	43	129,215	12	75,278	1	15,937
熊本	418	451,757	33	1,458	104	21,810	72	26,589	49	28,201	45	36,553	33	42,116	25	44,389	41	124,471	12	76,371	4	49,799
宮崎	252	291,861	15	520	55	11,520	39	14,627	37	21,926	20	16,877	32	39,811	15	26,057	29	93,635	10	66,888	0	0
鹿児島	443	478,262	34	1,639	95	18,241	83	30,420	49	28,309	41	34,434	50	59,191	19	32,134	60	180,683	20	61,999	2	31,212
沖縄	231	596,806	12	604	24	4,736	24	9,224	35	20,389	29	24,157	21	24,586	17	28,377	36	125,086	22	154,708	11	204,939
(九州)	2,832	3,814,441	209	10,643	621	121,955	485	185,620	312	181,661	271	225,141	257	314,869	163	283,956	365	1,153,863	119	792,532	30	544,201
西日本計	7,476	8,415,498	985	47,874	2,000	376,007	1,225	467,762	706	410,420	587	486,546	541	664,206	324	560,420	761	2,389,664	277	1,845,299	70	1,167,300
全国計	19,482	21,514,052	2,512	122,814	5,567	1,047,339	3,192	1,211,677	1,841	1,072,804	1,469	1,209,103	1,294	1,571,003	756	1,296,269	1,961	6,209,642	706	4,728,763	184	3,044,638

\*集計対象は、LPガス販売事業者賠償責任保険の家庭業務用(含む簡易ガス)加入の販売所。

第8表 令和4年度LPガス販売トン数別都道府県別販売所分布表(全L協・全農契約)

都道府県	1-10ト		11-30ト		31-60ト		61-100ト		101-200ト		201-300ト		301-400ト		401-500ト		501-600ト		601-700ト		701-800ト		801-900ト		901-1000ト		1001-9999ト		10000ト-			
	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数	販売所 販売トン数		
北海道	1,382	279,602	188	1,261	351	7,238	304	13,616	153	12,210	127	18,497	73	18,323	40	13,785	25	11,280	19	10,559	11	7,188	11	8,410	13	11,093	5	4,843	61	121,608	1	19,691
青森	448	70,949	41	114	104	2,520	104	4,684	53	4,564	53	7,496	22	5,522	6	2,187	15	7,005	5	2,724	6	3,965	4	3,006	3	2,574	1	903	23,526	0	0	
秋田	220	54,706	9	62	33	666	39	1,958	39	3,047	29	4,052	16	4,237	14	4,828	9	4,067	6	3,423	1	658	4	2,917	4	3,382	4	3,923	17,486	0	0	
岩手	351	85,499	22	134	56	1,155	63	2,755	49	3,876	68	9,832	25	6,129	14	4,745	10	4,480	7	3,919	6	3,890	6	4,576	3	2,565	4	3,800	33,643	0	0	
山形	361	72,406	43	217	67	1,386	78	3,455	50	4,162	42	5,966	16	3,796	16	5,387	6	2,794	6	3,269	7	4,618	8	5,995	4	3,478	5	4,749	23,134	0	0	
宮城	504	135,971	52	300	116	2,462	60	4,859	60	8,805	60	8,805	20	5,252	18	6,464	10	4,533	7	3,713	9	5,843	9	6,790	7	5,863	2	1,858	74,853	0	0	
福島	597	132,029	70	399	117	2,511	77	6,251	71	10,262	71	8,089	33	8,089	23	8,199	23	10,583	10	5,529	13	8,479	6	4,546	3	2,560	1	950	58,124	0	0	
(東北)	2,481	551,560	237	1,385	503	10,700	334	26,759	323	46,413	323	33,025	132	31,810	91	31,810	73	33,482	41	22,577	42	27,453	37	27,830	24	20,422	17	16,183	230,766	0	0	
栃木	564	125,212	48	290	153	3,278	70	5,738	82	12,238	82	12,238	25	6,129	11	3,970	7	3,043	11	5,866	1	610	9	6,650	6	5,110	3	2,831	64,918	0	0	
茨城	835	175,406	81	487	201	4,416	114	8,261	76	9,199	76	10,666	37	9,330	14	4,921	16	7,252	19	10,456	18	11,439	15	11,128	4	3,415	9	8,686	75,750	0	0	
千葉	645	174,633	47	223	121	2,651	116	5,610	72	9,507	72	10,049	29	7,141	14	4,835	13	6,088	10	5,540	12	8,003	11	8,335	11	9,382	8	7,719	89,550	0	0	
埼玉	888	327,017	41	185	143	2,994	119	8,468	114	16,516	114	12,754	51	11,132	32	11,132	29	13,144	16	8,918	16	10,503	19	14,238	11	9,407	14	13,181	196,044	0	0	
群馬	490	134,854	30	191	103	2,297	72	5,634	60	8,732	60	6,903	27	6,903	14	4,827	13	5,915	9	5,066	6	3,951	6	4,484	6	5,093	3	2,837	74,333	0	0	
東京	462	115,693	58	266	69	1,374	71	5,821	73	10,545	73	10,545	24	6,127	15	5,554	15	6,848	2	1,086	5	3,377	4	2,961	4	3,421	8	7,657	57,016	0	0	
神奈川	612	263,689	36	142	57	1,187	85	6,834	118	13,569	118	13,569	55	8,931	25	8,931	23	10,306	22	12,151	17	11,312	14	10,519	12	10,342	9	8,577	149,760	0	0	
新潟	430	68,615	65	454	108	2,162	42	3,327	38	5,644	38	5,644	24	6,160	14	4,838	13	5,833	2	1,025	5	3,186	4	2,919	1	884	2	1,898	25,995	0	0	
長野	456	154,054	21	98	80	1,750	44	3,667	65	9,485	65	9,485	36	9,042	12	4,310	19	8,576	17	9,449	9	5,847	12	9,076	10	8,421	5	4,814	75,870	0	0	
山梨	249	66,005	25	153	50	1,053	37	3,019	31	4,296	31	4,296	10	2,375	6	2,094	11	5,048	6	3,467	4	2,511	4	2,913	1	856	3	2,805	33,476	0	0	
静岡	573	208,074	31	81	69	1,485	96	7,691	94	13,916	94	13,916	36	8,821	24	8,435	21	9,734	21	11,468	12	7,727	9	6,628	10	8,412	10	9,500	81,297	28,609	2	28,609
(関東)	6,204	1,813,252	483	2,570	1,154	24,647	866	69,952	823	118,981	823	118,981	354	63,847	181	63,847	180	81,787	135	74,492	105	68,466	107	79,851	76	64,743	74	70,505	924,009	2	28,609	

都道府県	販売所 販売トナ数	1-10ト>	11-30ト>	31-60ト>	61-100ト>	101-200ト>	201-300ト>	301-400ト>	401-500ト>	501-600ト>	601-700ト>	701-800ト>	801-900ト>	901-1000ト>	1001-9999ト>	10000ト>-
愛知	602	37	53	93	74	112	47	23	21	12	18	21	3	12	75	1
三重	390	22	53	64	64	65	26	16	17	7	6	8	1	5	36	0
岐阜	424	18	44	75	69	76	23	19	8	13	11	10	7	7	44	0
富山	265	36	65	45	31	30	14	4	8	3	5	4	3	0	17	0
石川	258	17	50	46	33	38	16	12	9	6	2	3	4	4	18	0
(中部)	1,939	130	265	323	271	321	126	74	63	41	42	46	18	28	190	1
東日本計	12,006	1,038	2,273	2,289	1,624	1,594	685	386	341	236	200	201	131	124	880	4
福井	285	39	80	52	34	35	14	6	6	3	2	3	0	1	10	0
滋賀	200	9	21	30	24	34	17	12	12	11	6	3	3	3	15	0
京都	234	27	40	38	31	36	12	14	9	7	4	2	0	2	12	0
奈良	274	37	73	58	34	35	6	5	4	3	2	2	3	2	10	0
和歌山	375	49	90	93	61	35	9	9	6	2	5	6	3	0	7	0
大阪	456	100	109	87	53	43	7	12	3	6	5	6	2	0	23	0
兵庫	468	40	74	102	67	70	25	11	13	7	4	4	8	5	38	0
(近畿)	2,292	301	487	460	304	288	90	69	53	39	28	26	19	13	115	0
鳥取	108	7	23	17	16	7	6	6	4	2	7	3	1	0	9	0
岡山	375	28	52	54	52	67	32	17	9	12	7	7	5	7	26	0
島根	143	3	18	19	15	23	18	11	5	3	6	3	2	1	16	0
広島	396	36	51	69	40	51	34	24	15	7	8	10	6	5	40	0
山口	254	20	46	36	36	28	22	17	7	3	8	5	3	4	19	0
(中国)	1,276	94	190	195	159	176	112	75	40	27	36	28	17	17	110	0
全計	411,135	536	4,049	8,859	12,921	25,621	27,766	26,563	17,911	14,514	23,388	20,818	14,389	16,206	197,594	0

都道府県	販売所		1-10ト		11-30ト		31-60ト		61-100ト		101-200ト		201-300ト		301-400ト		401-500ト		501-600ト		601-700ト		701-800ト		801-900ト		901-1000ト		1001-9999ト		1000ト>	
	販売所 販売ト数	販売ト数	販売所 販売ト数	販売ト数	販売所 販売ト数	販売ト数	販売所 販売ト数	販売ト数	販売所 販売ト数	販売ト数	販売所 販売ト数	販売ト数	販売所 販売ト数	販売ト数	販売所 販売ト数	販売ト数	販売所 販売ト数	販売ト数	販売所 販売ト数	販売ト数	販売所 販売ト数	販売ト数	販売所 販売ト数	販売ト数	販売所 販売ト数	販売ト数	販売所 販売ト数	販売ト数	販売所 販売ト数	販売ト数	販売所 販売ト数	
徳島	246	48,993	49	283	56	1,095	37	1,553	26	2,044	23	3,406	16	3,941	9	3,081	7	3,118	4	2,203	3	2,056	4	2,924	2	1,670	2	1,849	8	19,770	0	0
香川	238	64,116	44	220	52	1,076	40	1,722	21	1,685	30	4,386	8	1,976	5	1,863	8	3,579	3	1,625	4	2,576	2	1,451	2	2,566	2	1,907	16	37,484	0	0
高知	215	57,082	11	65	32	657	42	1,966	38	3,088	33	4,570	19	4,708	14	4,918	4	1,812	2	1,183	3	1,961	2	1,550	2	1	0	14	29,798	0	0	
愛媛	377	99,622	37	193	74	1,485	54	2,635	58	4,707	58	8,508	27	6,839	19	6,525	12	5,354	6	3,307	5	3,323	1	770	2	2	0	24	54,303	0	0	
(四国)	1,076	269,813	141	761	214	4,313	173	7,876	143	11,524	144	20,870	70	17,464	47	16,387	31	13,863	15	8,318	15	9,916	9	6,695	8	8	4	62	141,355	0	0	
福岡	733	274,731	33	190	79	1,632	106	4,685	95	7,545	132	18,820	65	16,250	43	15,018	28	12,460	27	14,840	20	13,108	10	7,584	12	12	12	11,486	130,200	1	10,706	
佐賀	168	48,783	2	8	18	355	32	1,463	28	2,231	29	4,434	12	3,064	13	4,532	6	2,598	8	4,305	0	0	5	3,645	3	3	4	3,758	15,901	0	0	
長崎	315	72,750	15	80	64	1,341	60	2,644	49	3,989	55	8,135	13	3,248	15	5,303	5	2,367	6	1,183	6	3,959	3	2,203	3	3	3	18	30,856	0	0	
大分	272	82,980	10	75	32	734	37	1,753	45	5,670	50	7,250	26	6,528	10	3,480	9	4,030	6	3,244	11	7,331	8	6,024	4	4	4	20	31,588	0	0	
熊本	418	93,409	18	98	66	1,443	67	3,156	69	5,670	83	12,204	25	6,325	25	8,779	13	5,895	14	7,640	8	5,126	8	5,876	8	5	5	12	22,146	0	0	
宮崎	252	59,737	10	52	39	905	44	2,059	38	3,030	44	6,415	21	5,453	14	4,733	7	3,227	7	3,886	6	3,972	3	2,202	3	3	5	11	16,437	0	0	
鹿児島	443	98,547	30	194	74	1,604	79	3,623	66	5,251	77	11,850	30	7,438	18	6,336	16	7,254	13	7,189	5	3,307	11	8,277	2	2	7	15	27,835	0	0	
沖縄	231	109,929	14	79	19	387	34	1,569	42	3,305	32	4,677	15	3,581	13	4,529	4	1,763	7	3,938	5	3,318	4	3,037	4	4	4	34	72,467	0	0	
(九州)	2,832	840,866	132	776	391	8,401	459	20,952	432	34,779	502	73,785	207	51,887	151	52,710	88	39,594	88	48,324	61	40,121	52	38,848	36	36	44	188	347,430	1	10,706	
西日本計	7,476	2,006,359	668	3,716	1,282	26,885	1,287	58,192	1,038	83,345	1,110	161,524	479	119,550	342	120,042	212	95,227	169	92,181	140	91,555	115	85,650	80	78	74	475	915,650	1	10,706	
全国計	19,482	5,375,638	1,706	9,589	3,555	75,077	3,576	161,637	2,662	214,321	2,704	391,006	1,164	290,593	728	254,848	553	250,010	405	222,348	340	221,992	316	236,271	211	202	192	1,355	2,603,369	5	72,814	

\*集計対象は、LPガス販売事業者賠償責任保険の家庭業務用(含む簡易ガス)加入の販売所。

8. 令和4年度契約 (自 04.10.1 至 05.10.1)

都道府県名	販売トン数			LPガススタンド		配送		保安機関		保険料 円	
	販売所数	家庭業務用	工業用	卸用	スタンド*	事業所	企業	事業			
		トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン		
北海道	1,482	279,602	45,482	321,520	46	13,715	119	218,155	105	233	53,199,527
青森	463	70,949	23,374	70,763	16	3,290	32	48,077	45	98	14,378,375
秋田	231	54,706	16,966	45,987	10	1,577	22	24,487	36	73	9,929,578
岩手	365	85,499	33,793	61,696	20	3,202	33	22,182	42	82	16,816,728
山形	368	72,406	30,948	48,594	16	1,489	29	29,998	39	84	13,658,915
宮城	521	135,971	24,475	93,498	23	5,943	39	66,978	58	107	23,720,012
福島	609	132,029	22,555	70,947	20	4,095	41	65,418	53	113	23,506,357
(東北)	(2,557)	(551,560)	(152,111)	(391,485)	(105)	(19,596)	(196)	(257,140)	(273)	(557)	(102,009,965)
栃木	582	125,212	29,697	78,164	18	1,794	33	74,638	44	87	21,873,147
茨城	858	175,406	43,672	115,202	24	3,404	54	100,841	40	144	30,412,713
千葉	678	174,633	16,754	96,973	32	10,537	71	133,827	54	160	29,900,844
埼玉	919	327,017	45,688	255,166	29	13,967	82	284,582	54	178	56,915,254
群馬	507	134,854	28,148	94,150	13	2,767	33	88,715	27	75	24,763,248
東京	488	115,693	20,888	135,813	45	67,275	19	68,484	71	70	23,005,026
神奈川	637	263,689	14,311	192,756	36	25,504	52	153,281	46	129	44,118,337
新潟	440	68,615	27,541	81,149	26	2,988	23	12,185	52	102	14,190,622
長野	467	154,054	49,998	82,260	31	3,454	50	79,329	48	106	29,566,445
山梨	255	66,005	11,878	39,688	12	1,847	23	49,451	21	41	12,968,893
静岡	586	208,074	67,964	184,602	23	5,641	69	149,218	51	126	38,261,987
(関東)	(6,417)	(1,813,252)	(356,539)	(1,355,923)	(289)	(139,178)	(509)	(1,194,551)	(508)	(1,218)	(325,976,516)
愛知	650	291,890	107,015	341,166	41	14,964	49	154,298	74	159	52,154,707
三重	412	135,165	22,446	85,564	24	3,585	33	85,979	46	107	22,215,844
岐阜	450	161,052	58,344	108,263	26	2,991	49	116,653	42	116	30,243,053
富山	273	67,004	27,049	44,148	13	855	18	34,236	39	67	12,256,198
石川	275	69,754	35,639	60,212	14	2,535	19	20,911	25	55	12,864,093
(中部)	(2,060)	(724,865)	(250,493)	(639,353)	(118)	(24,930)	(168)	(412,077)	(226)	(504)	(129,733,895)
東日本小計	12,516	3,369,279	804,625	2,708,281	558	197,419	992	2,081,923	1,112	2,512	610,919,903

保安機関 { 企…企業数  
事…事業所数



## 全L協・全農契約集計表

都道府県名	販売トン数				LPガススタンド		配送		保安機関		保険料 円
	販売所数	家庭業務用	工業用	卸用	スタンド*	トン	事業所 トン	企	事		
		トン	トン	トン							
福井	294	44,398	28,235	31,245	9	1,217	16	15,485	16	39	9,149,608
滋賀	207	71,668	14,680	65,741	14	1,164	22	48,666	18	48	13,507,184
京都	245	56,189	9,176	36,941	16	8,457	17	29,584	19	48	9,625,504
奈良	276	43,636	4,925	24,712	16	4,202	21	27,218	20	35	8,295,283
和歌山	379	54,212	3,132	30,783	10	2,176	17	17,243	32	53	8,174,282
大阪	474	91,489	55,363	95,290	30	31,108	25	39,485	39	70	19,881,316
兵庫	487	122,953	42,552	85,216	45	14,372	56	84,283	41	96	24,195,701
(近畿)	(2,362)	(484,545)	(158,063)	(369,928)	(140)	(62,696)	(174)	(261,964)	(185)	(389)	(92,828,878)
鳥取	113	33,872	8,028	27,375	8	902	12	26,436	11	22	6,621,209
岡山	383	114,716	36,049	70,383	33	5,197	65	72,727	53	85	23,036,701
島根	148	50,928	37,598	31,280	19	1,548	19	14,999	22	40	11,021,632
広島	422	140,669	52,114	108,164	34	11,801	28	78,814	51	75	28,299,861
山口	268	70,950	12,610	35,286	25	4,313	33	29,295	31	65	12,456,833
(中国)	(1,334)	(411,135)	(146,399)	(272,488)	(119)	(23,761)	(157)	(222,271)	(168)	(287)	(81,436,236)
徳島	254	48,993	11,498	29,667	18	1,835	27	22,154	24	42	9,160,336
香川	253	64,116	42,453	25,065	21	1,629	22	23,120	18	34	13,853,277
高知	230	57,082	5,497	46,339	19	2,569	22	33,848	21	33	10,258,836
愛媛	394	99,622	29,003	79,722	26	5,416	48	57,495	49	70	19,199,072
(四国)	(1,131)	(269,813)	(88,451)	(180,793)	(84)	(11,449)	(119)	(136,617)	(112)	(179)	(52,471,521)
福岡	773	274,731	55,360	376,720	24	22,723	73	185,323	81	159	47,953,660
佐賀	177	48,783	26,145	23,380	11	1,938	21	31,918	16	40	10,917,794
長崎	324	72,750	15,838	39,565	12	4,389	18	54,809	29	60	12,415,341
大分	283	82,980	18,020	69,218	22	4,519	29	44,175	33	64	16,099,196
熊本	442	93,409	13,929	113,531	14	1,330	37	58,251	39	88	16,615,555
宮崎	265	59,737	24,037	65,126	13	2,224	27	44,999	30	56	11,901,891
鹿児島	466	98,547	29,552	92,667	23	2,939	29	41,623	45	95	18,638,268
沖縄	244	109,929	6,718	61,715	3	3,213	23	48,638	22	35	18,771,816
(九州)	(2,974)	(840,866)	(189,599)	(841,922)	(122)	(43,275)	(257)	(509,736)	(295)	(597)	(153,313,521)
西日本 小計	7,801	2,006,359	582,512	1,665,131	465	141,181	707	1,130,588	760	1,452	380,050,156
合計	20,317	5,375,638	1,387,137	4,373,412	1,023	338,600	1,699	3,212,511	1,872	3,964	990,970,059

## 編集後記

新たな2024年を迎えました。

昨年はL Pガス事業者及び関係者の皆さまから格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年は4年ぶりに新型コロナウイルスによる行動制限のないお正月を迎えることができました。

この間、テレワークやオンライン会議に代表される働き方改革を始め、国民の生活様式や生活習慣に大きな変化をもたらしました。おおむね平時に戻りつつある状況ではありますが、一旦変革の方向に動き始めた現在、単純に新型コロナウイルス発生以前のスタイルに戻るわけではなく、新たな生活習慣などが根付いたところもあるのではないのでしょうか。

そうした中で、ライフラインを守る重要な役割を担っているL Pガス事業者の皆さまにとっても、お客さまとの対応、保安対策等において、引き続きご苦勞の多い状況が続くことが想定されます。L Pガス事業者及び関係者の皆さまのたゆまぬご尽力に感謝申し上げますとともに、皆さまにとって2024年が良い年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

L Pガス事業団広報No.226をお届けします。

- ◇ 昨年12月15日に当事業団がWEBで開催した専務理事・事務局長会議におきまして、経済産業省産業保安グループガス安全室の榎本宏室長補佐に「最近のL Pガス保安行政について」と題してご講演いただきました。

今回の講演では、2022年・2023年の事故の概況、L Pガスを巡る環境変化（自然環境、社会環境、設備とシステム）、デジタル原則に照らした規制見直し等制度改正の動きのほか、「液化石油ガス安全高度化計画2030」の取組状況等について丁寧なご説明がありました。

榎本補佐におかれましては、お忙しいところご講演いただき、ありがとうございました。

講演概要、講演資料を掲載しましたので、関係者の皆さまは是非ご一読ください。

- ◇ 26回目の連載となる「L Pガス保安優良事業者を訪ねて」では、帯ガス燃料株式会社（北海道帯広市）と有限会社梶野商店（福井県敦賀市）を訪問しました。両社のL Pガス保安に対するお考え、具体的な取り組みなどを詳しくお聞かせいただきました。

お忙しいところ、貴重な時間を割き取材にご協力くださいました、帯ガス燃料株式会社の内木敬典代表取締役社長、有限会社梶野商店の梶野紀和社長と北倉雄二総務部長に、あらためて御礼を申し上げますとともに、両社の益々のご発展をお祈り申し上げます。

- ◇ 山田理事長の年頭のご挨拶にもありましたように、L Pガス事業団広報は、昨年からカーボンニュートラルにつながる省資源推進に貢献するため、主に電子媒体（PDFファイル）で発行しております。当財団が担う公益事業のひとつとして、これからもL Pガスの保安推進に資する情報を掲載していきたいと思っておりますので、引き続きご高覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(典)

# ＬＰガス事業団が実施している 第三者被害救済事業について

本事業は、原則として液化石油ガス法に規定する一般消費者等の消費先において、ＬＰガスを使用する者の故意又は過失によりＬＰガスの漏えいに起因して火災や爆発を生じ、あるいはＬＰガスの不完全燃焼等が発生し、それらの事故によって第三者が人身被害を蒙った場合において、その第三者を対象として、「全国ＬＰガス保安共済事業団」として見舞金を給付し救済する制度です。

救済見舞金の額は次の基準によります。

1 死亡見舞金 1人定額 50万円

## 2 傷害見舞金

(1) 全治1ヶ月以上（重傷） 1人定額 30万円

(2) 全治1ヶ月未満（軽傷） 1人定額 3万円

（医師の治療を必要としない程度の軽微な傷患者は除く。）

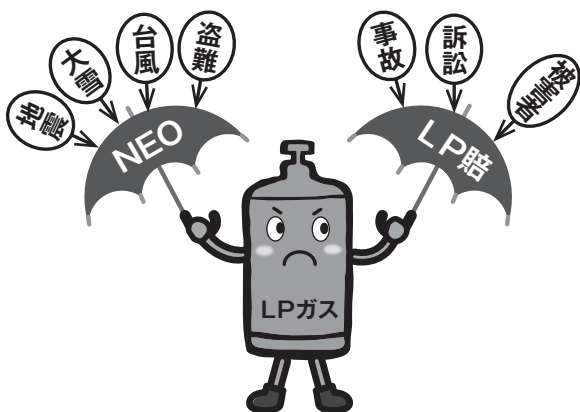
## 3 後遺障害見舞金

後遺障害者に対しては、障害の度合いに応じて、5万円から20万円までの額を別途審査委員会の承認を得た上で傷害救済見舞金に加算（合算限度額35万円～50万円）して給付することができます。

詳細は、事業団（担当：調査部長）へお問い合わせください。

## LPガス事業者のみなさまを

LPガス事業者賠償責任保険とLPガス供給設備機器総合保険  
(LPライフNEO)でお守りします。



### LPガス事業者賠償責任保険 (特約:個人情報&サイバー・総合賠・労災総合)

—業務上での様々な賠償リスクに対応する保険制度—  
NEW! 労災総合にハラスメントなど雇用関連補償を追加しました。

### LPガス供給設備機器総合保険 (LPライフNEO)

—自然災害等に対応する新保険制度—  
NEW! LPWA機器、容器流出防止用鎖・ベルトも対象となりました。

## 一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団

東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー  
URL: <https://www.lpghoan.or.jp/> TEL.03-6435-9931

23TC-003115

LPガス事業団広報 No.226

2024年1月15日発行

発行所 一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団  
〒105-6032 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー  
電話 (03) 6435-9931 FAX (03) 6452-9533

印刷 新津印刷株式会社  
〒169-0071 東京都新宿区戸塚町1-104-8  
電話 (03) 3202-4191